平成12年9月1日(金曜日)第3回定例会

| 出席議員(| 22名) |) | | | | | | | |
|---------|----------------|-----------|----|-----|----------|------|-----------------|------------|----|
| 1番 | 佐 | 竹 敬 一 | 議員 | 2 | 番 | 松 | 田 | 孝 | 議員 |
| 3番 | 猪 | 倉 謙太郎 | 議員 | 4 | 番 | 石 | 川 忠 | 義 | 議員 |
| 5 番 | 荒 | 木 春 吉 | 議員 | 6 | 番 | 安 孫 | 子 市 | 美 夫 | 議員 |
| 7番 | 柏 | 倉 信 一 | 議員 | 8 | 番 | 鈴 | 木 賢 | 也 | 議員 |
| 9番 | 伊 | 藤 忠 男 | 議員 | 1 0 | 番 | 髙 | 橋 秀 | 治 | 議員 |
| 11番 | 髙 | 橋 勝 文 | 議員 | 1 3 | 番 | 新 | 宮 征 | _ | 議員 |
| 14番 | 佐 | 藤 頴 男 | 議員 | 1 5 | 番 | 伊 | 藤 | 諭 | 議員 |
| 16番 | 佐 | 藤 暘 子 | 議員 | 1 7 | 番 | Ш | 越 孝 | 男 | 議員 |
| 18番 | 内 | 藤明 | 議員 | 1 9 | 番 | 松 | 田 伸 | _ | 議員 |
| 20番 | 井 | 上勝・ | 議員 | 2 1 | 番 | 那 | 須 | 稔 | 議員 |
| 23番 | 伊 | 藤昭二郎 | 議員 | 2 4 | 番 | 佐 | 藤 | 清 | 議員 |
| 欠席議員(| 2名) | | | | | | | | |
| 12番 | 渡 | 辺 成 也 | 議員 | 2 2 | 番 | 遠 | 藤 聖 | 作 | 議員 |
| 説明のため | 出席した | と者の職氏名 | | | | | | | |
| 佐藤 | 誠六 | 市長 | | 松 | 村 | 眞一郎 | 助 | 役 | |
| 渋 谷 | 勝吉 | 収 入 役 | | 大 : | 泉 | 愼 一 | 教育委 | 長員 長 | |
| 奥山 | 幸助 | 選管委員長 | | 武 | 田 | 浩 | 農業委員 | 会会長 | |
| 兼子 | 昭一 | 庶務課長 | | 荒 : | 木 | 恒 | 企画調 | 整課長 | |
| 宇野 | 健雄 | 財政課長 | | 安 | 食 | 正人 | 税務 | 課長 | |
| 井上 | 芳 光 | 市民課長 | | 石 | Щ | 修 | 生活環 | 境課長 | |
| 安達 | 勝雄 | 土木課長 | | 片 | 桐 | 久 志 | 都市計 | 画課長 | |
| 安彦 | 守 | 下 水 道 課 長 | | 佐 | 藤 | 毅 | 農林 | 課長 | |
| 那須 | 義 行 | 商工観光課長 | | 鹿 | 間 | 康 | 地域振 | 興課長 | |
| 芳 賀 | 友 幸 | 健康福祉課長 | | 沖 : | 津 | 志郎 | 会 計 | 課長 | |
| 浦山 | 邦憲 | 水道事業所長 | | 布 | 施 | 崇一 | 病院事 | 幕務 長 | |
| 保科 | 弘治 | 教 育 長 | | 石 | / | 忠則 | 管理 | 課長 | |
| 草 苅 | 和 男 | 学校教育課長 | | 斎 | 藤 | 健一 | 社会教 | 育課長 | |
| | | | | | | | | 里委員会 | |
| 石 山 | 忠 | 社会体育課長 | | 三 | 瓶 | 正博 | | 局長 | |
| 安孫子 | 雅 羊 | 監査委員 | | 松 | 田 | 英彰 | 監 査 事 務 | 委 員 局 長 | |
| X 1 x 1 | 作 人 | 農業委員会 | | 14 | щ | 大 4/ | 1 17 | | |
| 真木 | 憲一 | 事務局長 | | | | | | | |
| 事務局職員 | 出席者 | | | | | | | | |
| 安孫子 | 勝一 | 事務局長 | | 鈴 : | 木 | 一徳 | 局 長 | 補佐 | |
| 丹 野 | 敏 幸 | 庶務主査 | | 柴 I | 崎 | 良子 | 調査 | 主査 | |

議事日程第1号

第3回定例会

平成12年9月1日(金)

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

- 〃 2 会期決定
- # 3 諸般の報告

(1)定例監査結果等報告について

- # 4 議第 70号 表彰について
- **"** 5 議案説明
- " 6 委員会付託
- " 7 質疑、討論、採決
- 7 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 9 報告第 8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- "10 認第 1号 平成11年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 11 認第 2号 平成11年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- # 12 議第 71号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- " 13 議第 72号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- "14 議第73号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- " 15 議第 74号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 16 議第 75号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- # 17 議第 76号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
- # 18 議第 77号 寒河江市福祉事務所設置条例の一部改正について
- # 19 議第 78号 社会福祉法人に対する補助に関する条例の一部改正について
- "20 議第 79号 寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
- # 21 議第 80号 市道路線の認定について
- # 22 議第 81号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 24 陳情第 2号 青少年健全育成法の制定を求める意見書提出についての陳情書
- # 25 議案説明
- " 26 監査委員報告
- # 27 質疑
- " 28 予算特別委員会設置
- # 29 決算特別委員会設置
- ″ 30 委員会付託
 - 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第3回定例会日程

| 月 | 日 | 時 間 | 会 | 議 | 場所 | | | | | | |
|-------|--------------|---|--------------|--|--------|------------------|--------------|----------------|-------------|-------|--|
| 9月 | 1日(金) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、表 彰議案上程、同説明、質疑 ・討論・採決、議案・請願 ・陳情上程、同説明、監査 委員報告、質疑、予算特別 委員会設置、決算特別委員 会設置、委員会付託 | 議場 | | | | | | |
| | | 本会議終了後 | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議場 | | | | | | |
| 9月 | 2日(土) | | 休 | 会 | | | | | | | |
| 9月 | 3日(日) | | 休 | 会 | | | | | | | |
| 9月 | 4日(月) | | 休 | 会 | | | | | | | |
| 9月 | 5日(火) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一般質問 | 議場 | | | | | | |
| 9月 | 6日(水) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一般質問 | 議場 | | | | | | |
| 9月 | 7日(木) | | 休 | 会 | | | | | | | |
| 9月 | 8日(金) | | 休 | 会 | | | | | | | |
| 9月 | 9日(土) | | 休 | 会 | | | | | | | |
| 9月1 | 0日(日) | | 休 | 会 | | | | | | | |
| | | | 総務委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 第2会議室 | | | | | | |
| 0 日 1 | 11日(月) 午前9時3 | 1 [/] \ | 10/01 | 1日(日) | 10(8) | 311 日 (日) | 午前 9 時 3 0 分 | 文教経済委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第4会議室 | |
| | | 1 1 10 2 10 20 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 | 厚生委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議会図書室 | | | | | | |
| | | | 建 設 委 員 会分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 2 階会議室 | | | | | | |
| 9月1 | 2日(火) | 午前9時30分 | 決算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議場 | | | | | | |
| | | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議場 | | | | | | |
| 9月1 | 3日(水) | 予算特別委員会終 了 後 | 本 会 議 | 議案・請願・陳情上程、委 員長報告、質疑・討論・採 決、閉会 | 議場 | | | | | | |

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより平成12年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は渡辺成也議員、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、8月29日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番髙橋秀治議員、15番伊藤 諭議員を 指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から9月13日までの13日間といたしたいと 思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

(1)定例監査結果等報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第4、議第70号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第70号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の興隆、発展に寄与され、市政に功労のあった方々について表彰を行うため、本市の表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

加藤昇二氏は、昭和32年10月から42年余の長きにわたり寒河江市消防団員として市民の安全な生活確保に 尽力され、中でも昭和57年4月から18年間は同副団長として団長を補佐し、各分団の組織の強化と団員の資 質の向上に、さらには住民を対象とした防火訓練の実施など、市民消防の意識高揚に大きく貢献されました。

故小関功彦氏は、昭和49年に本市に医院を開業以来、地域医療の発展に貢献され、平成6年4月からは寒河江市西村山郡医師会会長として西村山地区1市4町が一体となった訪問看護ステーションの設置・運営に尽くされるとともに、本年4月から始まった介護保険にあっては、介護認定審査会の西村山地域での共同設置を実現されるなど、保健・福祉・医療が三位一体となった医療・福祉の実現に大きく貢献されました。

2氏の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりであります。

なお、故小関功彦氏につきましては、追彰しようとするものであります。

また、この件につきましては、去る8月7日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申し上げるものであります。

以上よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を 省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第70号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第70号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第8、報告第7号から日程第24、陳情第2号までの17案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第25、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず初めに、報告第7号損害賠

償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年6月5日午後8時ころ、市内大字田代地内において市有小型動力ポンプ積載車の公務運行中、停車していた車に接触し損傷を与えた事故について、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第8号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年5月中旬ころ、市立病院北側職員駐車場において、病院の焼却炉からの粉じんが飛散して降りかかり 医師の車に損傷を与えた事故について、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1 項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。

次に、認第1号平成11年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の市立病院事業は、疾病構造の変化に伴う地域住民の高度化・多様化する医療ニーズにこたえ、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として医療施設の改善、高度医療器械の導入等、質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、市内で初めてMRI撮影装置を設置するとともに、最新式へリカルCT装置への 更新や超音波診断装置の新規導入など、受診動向に即した医療機器整備に努め、診断・治療の一層の向上を 図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

また、地域内医療機関からのMRI撮影の紹介患者を引き受けるなど、医療機関相互の連携強化と地域医療の充実に努めてまいりました。

経営面では、入院収益、外来収益とも増加し、医業収益は前年度対比で 7.2%の増加となりました。

一方、医業費用では、材料費は増加しましたが、人件費上昇が小幅であったことや減価償却費の減などにより 4.3%の増加にとどまり、収益的収支では 6,853万 7,644円の純利益の計上となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は24億 8,168万 4,368円で、そのうち医業収益は22億 7,061万 2,314円、 医業外収益は2億 1,107万 2,054円であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は1億 5,164 万 7,351円の増加で7.2%の増、医業外収益は 893万 6,708円の減少で 4.1%の減、病院事業収益では1億 4,271万 643円の増加となり 6.1%の伸びとなりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は24億 1,314万 6,724円で、そのうち医業費用は23億 4,133万 9,156円で、医業外費用は7,180万 7,568円であります。対前年度比較では、病院事業費用は 9,247万 4,488円の増加、 4.0%の伸びとなりました。これにより収益的収支において、収入が支出を上回り 6,853万 7,644円の純利益となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入については 2 億 2,602万 5,000円で、うち企業債が 1 億 9,140万円、他会計負担金 2,150万円、補助金 1,312万 5,000円であります。

支出については 2 億 9,798万 1,367円で、内訳は建設改良費 2 億 924万 950円と企業債償還金 8,874万 417円であります。

その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 7,195万 6,367円となりますが、過年度分 損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書では、経常収益24億 8,168万 4,368円に対し、経常費用24億 1,314万 6,724円となり、6,853 万 7,644円の経常利益となりました。

剰余金計算書については、繰越欠損金は 9,947万 5,949円でしたが、当年度純利益が 6,853万 7,644円となり、当年度未処理欠損金は 3,093万 8,305円となりました。

欠損金処理計算書についてでありますが、当年度未処理欠損金 3,093万 8,305円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

その他、資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。今後とも 経営の健全化と医療サービスの向上に努めてまいる所存であります。

次に、認第2号平成11年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の水道事業は、効率的な事業運営による健全経営の維持、良質な水道水の安定供給の確保、及び水道水の有効利用の一層の促進を重点目標に掲げ運営してまいりました。

このため、建設改良事業では、施設の維持補修、自己水源の保全管理及び漏水調査の実施などにより経営基盤の補強を図りながら、国庫補助制度などを活用した石綿管更新事業の計画的な推進と、公共事業である下水道整備等に並行しての配水管の布設あるいは布設がえなど配水管網の整備に積極的に取り組み、市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

また、財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全財政の維持に努めてまいったところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、平成11年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でありますが、収入面では公共下水道の普及に伴う生活水準の向上及び住宅建築による給水件数の増加、並びに夏期の猛暑による使用水量の増加などにより予定以上の給水収益を得ることができ、水道事業収益総額は12億 605万 9,046円で、対前年度比 1.5%の増となりました。

一方、支出面では、送・配・給水管漏水修繕工事や受託工事などの減少により、水道事業費用総額10億 5,814万 7,737円で対前年度比 4.0%の減となりました。

この結果、収益的収支では差し引き 1 億 4,791万 1,309円収益が費用を上回るところとなり、純利益として 1 億 2,923万 2,683円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出でありますが、収入は企業債、工事負担金及び石綿管更新事業に対する国庫補助金で、収入総額は2億4,771万2,250円となりました。支出は建設改良費3億9,567万6,773円、企業債償還金1億840万8,668円で、支出総額は5億408万5,441円となりました。

この結果、資本的収支では差し引き 2 億 5,637万 3,191円の資金不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金 3,340万 6,257円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9,446万 3,534円、建設改良積立金 1,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,850万 3,400円で補てんいたしました。次に、平成11年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は2億 1,989万 560円でありますが、このうち減債積立金に 3,000万円、建設改良積立金に1億 4,000万円を処分しようとするものであります。

その結果、 4,989万 560円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

その他、剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況等については、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表

に記載のとおりであります。

以上、2件の決算について、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第71号平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金及び児童手当の追加計上を初め、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金の減額等を計上するとともに、国庫補助事業の内示に伴い、歳入予算の調整を行うものであります。その結果、3億 196万 6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 153億 5,430万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第1款議会費については、調査旅費を 140万円追加計上するものであります。

第2款総務費については、市国際交流補助金60万円を追加計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、義務教育就学前の幼児を対象とする児童手当4,016万円を追加計上するのが主なものであります。

第4款衛生費については、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された1億7,028万7,000円を追加計上するほか、市民浴場用地購入費として2,001万9,000円を計上するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、中山間地域等直接支払交付金2,000万円及び国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金255万2,000円を計上するのが主なものであります。

第7款商工費については、市産業立地促進資金貸付金として 8,470万円を追加計上するとともに、観光地 美化委託料 145万円を計上するものであります。

第8款土木費については、除雪機械洗車場設置費 600万円を計上し、街路関係事業に 4,796万 6,000円、市営住宅整備事業に 900万円を追加計上するとともに、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金を 1億 4,034万 1,000円、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金を 772万円、それぞれ減額するのが主なものであります。

第10款教育費については、各小中学校の施設整備事業費 861万円を追加計上するとともに、市民文化会館 舞台改修事業費 920万円を計上するのが主なものであります。

第11款災害復旧費については、鶯沢川災害復旧事業費として 770万円を計上するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、地方交付税 1 億 3,304万 5,000円、県支出金 2,739万 2,000円、諸収入 8,470万円等をそれぞれ追加するとともに、国庫補助事業の内示に伴い国庫補助金と市債を調整し対応することにいたしました。

第2表債務負担行為補正については、醍醐小学校改築基本設計業務委託事業を追加するものであります。 第3表地方債補正については、まちづくり総合支援事業の地方債を追加するとともに、臨時市道整備事業 の地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議第72号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示による事業費の追加、及びこれに伴う歳入歳出予算の調整を行うものであります。その結果、4億 1,200万 9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億 1,350万 9,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、委託料に営業補償調査及び建物等移転補償費再積算業務委託料の追加を初めとして 4,399万 1,000円を計上するとともに、補償補てん及び賠償金に3億 8,510万 3,000円を追加計上し、事業 費の調整として工事請負費を 1,907万 2,000円減額するのが主な内容であります。 この歳出予算に対する歳入予算については、国庫支出金2億3,035万円、市債3億2,200万円を追加し、 繰入金1億4,034万1,000円を減額し対応するものであります。

第2表債務負担行為については、駅舎等JR施設移転補償について限度額8億8,617万2,000円の債務 負担行為を設定するものであります。

第3表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第73号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示に伴い管渠建設事業費を追加計上するものであります。その 結果 940万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億 630万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、特定環境保全公共下水道管渠建設費に 1,000万円を追加計上し、予備費を60万円減額するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫補助金 500万円、市債 440万円を追加計上するものであります。

第2表地方債の補正については、特定環境保全公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第74号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、療養給付費交付金等の返還金として 8,403万 9,000円、及び病院施設事業繰出金として 105万円をそれぞれ追加計上するほか、介護保険導入による保険税の収納対策経費として 740万円を計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 105万円、繰越金 8,403万 9,000円を追加し、さらに連合会支出金 740万円の計上をもって対応することにいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は27億 5,058万 9,000円となるものであります。

次に、議第75号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、建設改良事業の医療機器購入事業費を追加するため所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量については、医療機器及び備品購入事業を 8,795万円に改めるものであります。

第3条の資本的収入及び支出については、企業債5,590万円、補助金105万円を追加し、建設改良費を5,695万円追加するものであります。

第4条の企業債については、起債の限度額を改めるものであります。

次に、議第76号寒河江市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

民法の一部改正により後見制度が改められ、補助、保佐、後見の3類型の制度となったことに伴い、聴聞の主宰について所要の改正をしようとするものであります。

議第77号寒河江市福祉事務所設置条例の一部改正、議第78号社会福祉法人に対する補助に関する条例の一部改正、及び議第79号寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について関連がありますので一括して御説明申し上げます。

社会福祉事業法の一部改正により法律の題名の改正などに伴い、各条例で引用している規定について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第80号市道路線の認定について御説明申し上げます。

一般県道日和田松川線の道路改良事業に伴い県より移管になる路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住

民生活の向上に寄与しようとするものであります。

次に、議第81号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査を白岩地区及び宮内地区の一部について実施してまいりましたが、これらの調査区域の中で飛び地や混在する字界について整然とした字の区域に変更し、行政の簡素化と住民の土地の利便を図ろうとするものであります。

以上、11案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上 げます。

監查委員報告

佐竹敬一議長 日程第26、監査委員報告であります。

なお、明細につきましては、後日開催されます決算特別委員会において報告を求めることとし、この際、 簡略にお願いいたします。

安孫子監查委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして私から、平成11年度寒河江市公営企業会計決算審査の 結果につきまして御報告申し上げます。

第1、審査の対象になりました会計は、平成11年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成11年度寒河江市 水道事業会計決算の2会計決算であります。

第2、審査の方法でありますが、平成12年6月12日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財務状態が適正に表示されているか、計数に誤りがないかを重点的に会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じ関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品については、本年3月31日に行った実地棚卸しに立ち会い現物の確認をいたしましたが、現金、預金の残高確認、証書類の検査については、別の法の規定に基づく例月出納検査で実施しておりますので、省略いたしました。

第3、審査の結果でありますが、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び 各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りが なく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を 分析した結果につきましては、後日開会されます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了 承お願いいたしまして報告を終わらせていただきます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第27、これより質疑に入ります。

報告第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 監査委員にお尋ねしたいわけでありますが、この決算書あるいは監査委員の意見書を見ましても、職員の企業経営意識の向上に向けて取り組まれているというふうなことが載っているわけでありますが、この決算書の中で一時借入金 9,000万円、入りと出とあるわけでありますが、前の決算の際も申し上げておるんですが、病院の一時借り入れ、これは一般会計から借り入れをして 9,000万円借りているわけですけれども、金利がゼロと。

普通、市立病院でなくて個人病院の場合には金融機関から1日たりともお金を借りれば金利がつくわけです。しかし、市立病院の場合、企業会計に病院会計がなっていながら、一般会計の方から借り入れをして金利がつかないというのは、これはやっぱり経営として独立した会計を持っている病院経営としては非常に甘いんではないかというふうなことを前にも指摘しています。

したがって、この点について監査委員の見解はどういうことなのか、お聞かせをいただきたい。けじめはきちっとすべきだというふうに私は思うんです。企業会計と一般会計とのけじめですからね。こういうことについての監査委員の御見解をお聞かせをいただきたい。これは過去にも何回か指摘をしているんです。

佐竹敬一議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 お答えいたします。

ただいまの御指摘につきましては、議員のおっしゃることももっともでございますけれども、病院事業会計につきましては公営企業法の中でいわゆる法定事業という位置づけにございません。

と申しますのは、議員も御案内のとおり、病院事業というのは非常に公共性の高い、それから採算ベースにのらないとか、あるいはそういうふうなもので、いわゆる一般行政の一部という位置づけがございます。そういうようなことで、いわゆる採算ベースを 100%期待している公営企業につきましては、議員のおっしゃるような金利の支払いとかそういうものも出てくるのは当然かと思いますけれども、そういう公共性の強い採算ベースにのらない部分という観点から申しましても、一時借り入れの金利のなし、利子を払っていないということにつきましては正当なものというふうに私どもは認識しております。

と申しますのは、公営企業法の会計の中でも、いわゆる一般会計負担分というか会計の負担の原則がございまして、それは一般会計が負担する分については限定列挙の形になっておりますけれども、そういうふうなことも含めまして、精神的にはいわゆる 100%独立採算制を求める事業というふうな認識でないという部分で金利の免除は適法かと考えております。

佐竹敬一議長 川越議員。

川越孝男議員議員 確かに、市立病院というのは公的な意味合いが強いわけです。したがって、一般会計から繰り出しをして病院会計の方に出しているわけです。そういう部分はそういう部分で、そういう手続を踏みながらきちっとやっているわけです。病院を経営していく上での金というのは、もう少しやっぱりけじめを持つべきだ。違法だか適法だかという部分では、今監査委員が指摘したようなことだというふうに理解はしますが、しかし、けじめをしていかないというと、安易にそこの部分を一般会計から運営する金もでき

るんだというふうになった場合に、問題があるというふうに指摘をしておきたいと思います。

したがって、今後はそういう部分は、できるだけけじめを持っていくと。水道事業にしたって皆同じですよ、公共性というようなことからすればね。

したがって、特に公共的なそういう経営に対しては今いろんな分野から今日的な情勢からしても厳しい指摘がありますので、けじめをきちっとしていくというふうなことで、さらに指導なり、あるいは研究をしていただいて指導を強めていただきたいというふうに要望しておきます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2点お尋ねをしますが、1点は内科の入院外来の患者数が、前年度と比較をして入院が相当減っているというふうな状況がございます。その主な要因はどのようなものがあるのか、ひとつお伺いをしたいというふうに思いますし、それからもう一つは、各業務委託がなされているわけでありますけれども、例えばエレベーターの保守点検で年間 310万円ほど契約金額がなっているわけでありますけれども、どのような点検内容になっているのかお尋ねをしたいというふうに思いますし、それとあわせて関連をしますが、この庁舎内でもエレベーターがあるわけでありますけれども、これは財政課になるのかわかりませんが、その関係法令がどのようになっているのか、おわかりになればお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 病院事務長。

布施崇一病院事務長 ただいまの二つの質問ですが、入院患者の減少ということでありますけれども、現在、医学の進歩といいますか急激に発展しておりまして、疾病の発症のメカニズムの解明とか治療あるいは予防の確立が近代化されております。それによりまして、従来のような形での病名の究明のための入院期間が非常に短くなっていることとか、治療に対する期間が大変短くなっております。

市立病院の入院患者数の動向を見てみますと、過去5年間では60歳未満の入院患者の動向でありますけれども、約30%、60から70歳までが20%、70歳以上が50%と、過去5年間の入院の動向を見ますと、ほとんど変わっておりません。

内科につきましては、見ますと年々減っておる状況ですけれども、やはりこれは内科の医師の不足ということが挙げられると考えております。今後、内科の方の医師の充実を図っていきたいと思っているところであります。

また、エレベーターの保守関係でありますけれども、現在、市立病院には旧病棟に患者用のエレベーター 1基と給食用のエレベーター 1基、あるいは新館につきましても患者さん用が1基と給食用の大きいエレベーターが1基あります。それぞれ一括して委託保守を受けておりますけれども、毎月点検あるわけですけれども、備品の修理とかそういうものも一切含まれておりまして、そのような保守点検料になっているところであります。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 エレベーターの管理に関する法律というようなことですけれども、直接関係する法律 はちょっと手元に資料がないのでわかりませんけれども、一般的にはビルの管理に関する法令の中で、エレベーターに限らず電気であれボイラーであれ、法の定めに従ってそれぞれ管理を委託しているところでございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第76号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第80号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第81号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第28、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第71号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、 審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第71号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第29、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22名を委員に選任し 構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第30、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会 に付託いたしたいと思います。

委員会付託案件表

| 委 員 会 | 付 託 案 件 |
|---------|-------------------------|
| 総務委員会 | 議第76号、議第79号、議第81号 |
| 文教経済委員会 | 請願第9号、陳情第2号 |
| 厚生委員会 | 議第74号、議第75号、議第77号、議第78号 |
| 建設委員会 | 議第72号、議第73号、議第80号 |
| 予算特別委員会 | 議第71号 |
| 決算特別委員会 | 認第1号、認第2号 |

散 会 午前10時19分

佐竹敬一議長 本日はこれで散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

平成12年9月5日(火曜日)第3回定例会

| 出席記 | 議員(| (2 2 | 2名) |) | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|----------|----------|------|------------|----------------|----------|----|----|------------|----------|------------|-----|--------|-------------|----|----|
| | 1番 | 4 | Ė | 竹 | 敬 | _ | - | 議員 | | 2番 | ᡮ | 公 | 田 | | ā | 孝 | 議員 |
| | 3番 | 犭 | 首 | 倉 | 謙 | 太郎 | 3 | 議員 | | 4番 | 7 | <u> </u> | Ш | 忠 | į | 戋 | 議員 |
| | 5番 | 克 | ± ī. | 木 | 春 | 큳 | <u> </u> | 議員 | | 6番 | 3 | 安 孫 | 子 | 市 | 美ラ | ŧ | 議員 |
| | 7番 | 朴 | 自 | 倉 | 信 | _ | - | 議員 | | 8番 | â | 令 | 木 | 賢 | 1 | 也 | 議員 |
| | 9番 | 信 | ₽ | 藤 | 忠 | 罗 | 3 | 議員 | 1 | 0 番 | Ą | 틩 | 橋 | 秀 | ì | 台 | 議員 |
| 1 | 1番 | 禹 | 5 | 橋 | 勝 | 文 | ζ | 議員 | 1 | 3番 | ŧ | 沂 | 宮 | 征 | - | _ | 議員 |
| 1 | 4番 | <u>4</u> | Ė | 藤 | 頴 | 罗 | 3 | 議員 | 1 | 5 番 | f | ₱ | 藤 | | Ì | 俞 | 議員 |
| 1 | 6番 | 12 | Ė | 藤 | 暘 | 7 | <u>z</u> | 議員 | 1 | 7番 | J | | 越 | 孝 | Ē | 男 | 議員 |
| 1 | 8番 | Þ | 7 | 藤 | | 8) | 3 | 議員 | 1 | 9番 | ħ | 公 | 田 | 伸 | - | _ | 議員 |
| 2 | 0 番 | ŧ | ‡ | 上 | 勝 | • | | 議員 | 2 | 1番 | ₹ | J B | 須 | | 1 | 念 | 議員 |
| 2 | 3 番 | 仔 | ₽ | 藤 | 昭 | 二郎 | 3 | 議員 | 2 | 4番 | 12 | 左 | 藤 | | ÿ | 青 | 議員 |
| 欠席詞 | 議員(| (2 名 | 3) | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 2番 | 涯 | 茰 | 辺 | 成 | ť | 3 | 議員 | 2 | 2番 | ì | 袁 | 藤 | 聖 | 1 | 乍 | 議員 |
| 説明(| のため | り出席 | ました | と者のほ | 職氏名 | 3 | | | | | | | | | | | |
| 佐 | 藤 | 誠 | 六 | 市 | | | 長 | | 松 | 村 | 眞- | 一郎 | 助 | | | 役 | |
| 渋 | 谷 | 勝 | 吉 | 収 | 入 | | 役 | | 大 | 泉 | 愼 | _ | 教 | 育多 | き 員 | 長 | |
| 奥 | 山 | 幸 | 助 | 選 | 管 委 | 美員 | 長 | | 武 | 田 | | 浩 | 農 | 業委員 | 員会岔 | 会長 | |
| 兼 | 子 | 昭 | _ | 庶 | 務 | 課 | 長 | | 荒 | 木 | | 恒 | 企 | 画調 | 整課 | 長 | |
| 宇 | 野 | 健 | 雄 | 財 | 政 | 課 | 長 | | 安 | 食 | 正 | 人 | 税 | 務 | 課 | 長 | |
| 井 | 上 | 芳 | 光 | 市 | 民 | 課 | 長 | | 石 | Щ | | 修 | 生 | 活環 | 境課 | 長 | |
| 安 | 達 | 勝 | 雄 | 土 | 木 | 課 | 長 | | 片 | 桐 | 久 | 志 | 都 | 市計 | 画課 | 長 | |
| 安 | 彦 | | 守 | 下 | 水道 | 意課 | 長 | | 佐 | 藤 | | 毅 | 農 | 林 | 課 | 長 | |
| 那 | 須 | 義 | 行 | 商 | 工観 | 光 課 | 長 | | 鹿 | 間 | | 康 | 地 | 域 振 | 興課 | 長 | |
| 芳 | 賀 | 友 | 幸 | 健 | 康福 | 祉 課 | 長 | | 沖 | 津 | 志 | 郎 | 会 | 計 | 課 | 長 | |
| 浦 | Щ | 邦 | 憲 | 水 | 道事 | 業所 | 長 | | 布 | 施 | 崇 | _ | 病 | 院 引 | 事 務 | 長 | |
| 保 | 科 | 弘 | 治 | 教 | 首 | Î | 長 | | 石 | Ш | 忠 | 則 | 管 | 理 | 課 | 長 | |
| 草 | 苅 | 和 | 男 | 学 | 校教 | 育課 | 長 | | 斎 | 藤 | 健 | _ | 社 | 会教 | 育課 | 長 | |
| | | | | 4.1 | ^ 4 | +m | _ | | _ | ¥ - | _ | 1-4- | | 学管5 | | | |
| 石 | Щ | | 忠 | 社 | 会体 | 肖 課 | 長 | | Ξ | 瓶 | 正 | 博 | | | 局ェ | | |
| 安 | 孫子 | 雅 | 美 | 歐 | 查 | 委 | 員 | | 松 | 田 | 英 | 彰 | 監事 | 查 務 | 委局 | 員長 | |
| χ, | ר ימו | űμ | ~ | | 業委 | | | | 14 | щ | ~ | + / | -5- | 373 | <i>1</i> —0 | X | |
| 真 | 木 | 憲 | _ | | 務 | | | | | | | | | | | | |
| 事務 | 同職 員 | 員出席 | 諸 | | | | | | | | | | | | | | |
| 安 | 孫子 | 勝 | _ | 事 | 務 | 局 | 長 | | 鈴 | 木 | _ | 徳 | 局 | 長 | 補 | 佐 | |
| 丹 | 野 | 敏 | 幸 | 庶 | 務 | 主 | 查 | | 柴 | 崎 | 良 | 子 | 調 | 查 | 主 | 查 | |

平成12年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成12年9月5日(火) 午前9時30分開議

第3回定例会

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成12年9月5日(火)

第3回定例会

| 番号 | 質 問 事 項 | 要旨 | | | 質 | 問者 | | 答 | 弁 有 | 者 |
|----|------------|------------------|----|----------------|---|-----|---|----|-----|----------|
| 1 | 当面する環境問題につ | ごみ減量化へ向けての各種取り組 | | | | 15番 | | | Æ | Į. |
| | いて | みについて | | 伊 | 藤 | | 諭 | | | |
| | | フローラ・SAGAEのゆずりま | | | | | | | | |
| | | す・あげますコーナーの運営に | つ | | | | | | | |
| | | いて | | | | | | | | |
| | | 二ノ堰の水質調査について | | | | | | | | |
| 2 | 教育問題について | 「キレる子」「いじめっ子」防」 | 政 | 9 1 | 番 | | | 教育 | 委員長 | <u>.</u> |
| | | 策について | | 伊 | 藤 | 忠 | 男 | | | |
| 3 | 雨排水対策について | 大雨により浸水する地域の排力 | 〈改 | 16 | 番 | | | 市 | ŧ | Ē |
| | | 善と全市的な雨排水対策の促進は | つ | 佐 | 藤 | 暘 | 子 | | | |
| | | いて | | | | | | | | |
| 4 | 子育てプランの実効あ | ファミリーサポートセンターの | 設 | | | | | 市 | Ð | Ę |
| | る取り組みについて | 置について | | | | | | | | |
| | | 学童保育所の実態に見合った旅 | 冟嗀 | | | | | | | |
| | | の確保について | | | | | | | | |
| | | 学校週 5 日制に伴う指導員の堆 | 員 | | | | | | | |
| | | や待遇改善について | | | | | | | | |
| 5 | 国土利用の土地利用計 | 第二次計画と目標年次における | 主 | 111 | 番 | | | 市 | Ð | ₹ |
| | 画について | 地利用の見込みについて | | 髙 | 橋 | 勝 | 文 | | | |
| 6 | 都市計画の基本姿勢に | 都市計画区域の変更について | | | | | | 市 | ₽ | Ę |
| | ついて | 用途地域の変更について | | | | | | | | |
| 7 | 下釜地区の土地区画整 | 事業の進捗状況について | | | | | | 市 | ₽ | Ę |
| | 理事業について | 公共施設の設置について | | | | | | | | |
| 8 | 農業問題について | 農業用水にかかる経費の一部負 | 担 | 8 i | 番 | | | 市 | ₽ | Ē |
| | | の支援について | | 鈴 | 木 | 賢 | 也 | | | |

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 1 番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 おはようございます。

私は、通告している課題に意見をお寄せいただいた市民と社民党・市民連合の会派を代表し、通告番号 1番、当面する環境問題についてを質問いたしますので、市長の誠意ある答弁をお願いするものであります。 最初に、ごみ減量化に向けての各種取り組みについてであります。

ごみの減量化については、平成10年4月より、多くの市民の反対や疑問の声を無視して有料化に踏み切りました。この結果、平成10年度のクリーンセンターにおけるごみの処理量は、本市において29.9%減、1市3町では29.3%減という異常とも言うべき数値を示しました。

しかし、これは減量化に対する市民の理解が得られたからというのではなく、有料化の前に駆け込み処理 をした住民も多く、その影響もあったものと思われます。

いずれにしても一時的な減量であったことが、その後の増加傾向が示しています。平成11年度には、本市において11%、1市3町では11.7%も増加しました。また、平成12年度も7月までの前年度対比では1市3町全体で12.1%増加しています。

このような増加傾向のまま推移すれば、平成12年度におけるごみの量は 1 万 6,278トンとなり、平成 7 年度の 1 万 6,111トンを上回ることになり、さらに平成13年度には 1 万 8,117トンとなり、有料化直前の平成 9 年度のごみ処理量 1 万 8,546トンとほぼ同じ量になります。たった 4 年間でもとの状態に戻ることになることが予測されます。

私は、このような状況になることを恐れて、有料化した年の平成10年の12月議会において、有料化後半年にして増加傾向にあることを指摘し、改善策を求めました。それに対して市長は「世帯及び人口の増加もありますので、必ずしも増加傾向が進んでいるとは言えないと考えております」と的外れの答弁をし、減量化に向けた環境問題全体を考える市民意識の向上に努力してきませんでした。

寒河江市の家庭系のごみの1人当たりの1年間の排出量を見てみますと、平成9年度には229キログラムであった排出量が、平成10年度には137キログラムと激減しました。しかし、平成11年度を見ますと、151キログラムと14キログラムもふえているのです。平成12年度には7月までの処理量、人口の推移から推計すると230キログラムとなり、平成9年度の229キログラムを上回る排出量になります。

このように、世帯数や人口がふえなくても、1人当たりのごみの排出量がふえることによってごみの総量 もふえることを市長も認識してほしいと思います。こうした正しい分析、認識不足が対応をおくらせ、2年 4カ月たっても増加傾向がとどまることなく、ふえ続けている最大の原因であります。

私は、有料化の問題に対しては、有料化の前に分別収集を行うこと、そのためには市民のごみに対する意識を変えることが先決であり、地域ごとの座談会、勉強会を繰り返し行い、減量化や分別収集の必要性について理解をしてもらうことが重要であることを訴えてきました。

こうした私たちの考えと同じ考えを持つ多くの市民の声を無視し有料化に踏み切った結果、一時的にはごみは減ったかもしれませんが、有料化後半年足らずでリバウンド現象があらわれ、4年後にはもとの状況に戻るおそれがあるという残念な結果になっているのです。

市長は、こうした深刻なリバウンド現象をどのようにとらえ、今後どのように対応しようとしているのか 最初にお伺いします。

こうしたリバウンド現象は、有料化になるからごみを減らそう、金がかかるのでごみを減らそうではだめ

だということを文字どおり示していると思います。

私たちが住んでいる町や村、地球の環境を守るためにごみの減量化が必要なのだという基本的なことをお互いに理解し合い納得した上で、具体的に何ができるのか、何をしなければならないのか、ごみを買わない工夫、ごみを出さない工夫、リサイクルに回す工夫、それをみんなで考えることが重要なことなのです。

その中から分別収集や減量化の具体的方法が生まれ実行することにより、知らず知らずのうちにごみが減ってくる。時間がかかっても、こうした過程を踏むことによって、市民一人ひとりの身につき習慣となり、ごみの総量も減ってくると思うのであります。

こうした努力をしないで有料化に踏み切った結果、半年もたたずにリバウンド現象があらわれ、4年間でもとの状況に戻るおそれがあるという残念な傾向を示していると思います。これは何よりも市民の環境に対する理解とごみ減量化の意識が高まっていないことを示しているものと思います。

地球環境を守ることの重要性、ダイオキシンの恐ろしさなどを繰り返し訴え、環境を守るための一つの方法としての分別収集であり、ごみの減量化であることを理解してもらうことが重要なのであります。このことを市長からもぜひ認識をしてもらいたいと思います。

ごみは今後もふえ続けるでしょう。しかし、市民意識を変える努力に遅いということはありません。お知らせや広報などの文書でなく、地域座談会や市民環境フェア、市民ごみ減量化大会などを開催し、分別収集のやり方、減量化の取り組みに対する意見や声を直接聞き、市民のアイデアを積極的に採用し、市民が減量化に取り組みやすい方法を取り上げる努力が求められていると思います。

こうした市民意識の高揚を図るための地域座談会や市民環境フェア、市民ごみ減量化大会などを積極的に 開催すべきと考えますが、市民意識の高揚について市長の前向きな見解をお伺いしたいと思います。

有料化後、家庭ごみが減っている一方で、事業系ごみは全然減っていません。家庭ごみと事業系ごみの比較をしますと、有料化前の平成9年度には家庭系ごみが1万4,559トン、事業系ごみは3,987トンで、約4対1の割合でした。有料化後の平成11年度には家庭系ごみが9,643トン、事業系ごみが4,988トンと約2対1になっています。

このように、事業系ごみの処理量は処理全量に対しての割合が高まっていますし、事業系ごみの排出量についても、平成9年度3,987トン、平成10年度4,430トン、平成11年度4,988トンと全然減っていませんし、前年度に対する伸長率についても21.2%、11.1%、12.6%と、ここ3年間平均で15%ずつふえています。平成12年度も7月までで21.6%と驚異的な伸びを示しています。

事業所に対する、ごみ減量化に向けた今まで以上の行政指導が求められていると思います。事業系ごみの 現状を踏まえて、事業系ごみの減量化について今後どのような対策を図ろうとしているのかお伺いいたしま す。

また、平成10年に特定家庭機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が成立し、3年間の準備期間を置いて来年の平成13年4月から施行されます。この家電リサイクル法は、家電製品のうち不用になったテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4種類の家電製品をメーカーや販売店が収集、運搬、再商品化の責任を負うことを明確にしたものであります。

家電製品を製造している企業には、小売業者から機器を引き取り、再商品化を実施する義務を課しています。小売業者には、過去に販売した機器を引き取り製造業者に引き渡す義務があります。消費者は再商品化のための費用を負担するとともに、家電製品をきちんと引き渡さなければなりません。そして、市町村が回収したものは製造業者等に引き渡すことになります。

家電リサイクル法の施行されるという状況を踏まえて、市長は家電製品の回収について具体的な方策をどのように検討しているのか、また、消費者、市民に対するPRについてどのように行おうとしているのかお尋ねします。

次に、フローラ・SAGAEが9月7日オープンを目指して準備がなされているようであります。フローラ・SAGAE全体の運営のあり方については今までも何回か質問を申し上げてきました。これからも問題があれば申し上げていきたいと思いますが、今回は4階に開設されるゆずります・あげますコーナーの運営について質問いたします。

市民それぞれの不用品を持ち寄り、無料で交換したり安い値段で売買できるリサイクルセンターの設置について私たちも要望してきましたし、今もその考えは変わっていません。

しかし、設置場所については市民の集まる場所という発想は理解しますが、せっかくのコーナーが4階では不便で、本当に関心のある人しか訪れないのではないかと思います。せめて1階あたりに置いて、たまたま通りかかった人も見られる場所、見て眺めれば欲しくなる人もいるでしょうし、自分の不用品も出してみようと関心を示す人も多くなると思います。そうした場所を選定すべきであったと思いますが、設置場所について、なぜ4階に設置したのか、市長の見解をお尋ねします。

また、今回開設されるゆずります・あげますコーナーの運営についてであります。

だれがどのようなものを展示するのか、展示品を欲しい場合はどのような手続が必要になるのか、また管理人など人の配置はどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、二ノ堰の水質調査についてお尋ねします。

去る7月13日の読売新聞に、「寒河江市の中心市街地の北側を流れる用水路・二ノ堰で、への字を逆さまにしたような形に体が曲がったウグイが3匹、ほぼ同じ場所で見つかった。県内水面水産試験場などは、原因は今のところ不明だが、同じ場所から複数見つかるのは極めて異常な事態としている」と報道されていました。

また、奇形の原因としては、遺伝、ふ化段階での農薬汚染、水路の段差などが原因で起きた骨折などが考えられるが、検査をしないと特定できないとされています。

二ノ堰については、市長は親水公園をつくったり遊歩道をつくったり、水辺の夜会を開催したり、華やかな取り組みを行っています。

しかし、その水の中で骨の曲がった奇形魚が泳いでいると思うと、ぞっとします。環境問題に関する本によれば、ダイオキシンなど環境ホルモンを摂取し体内に一番蓄積しているのが魚類だそうです。水に溶けにくいダイオキシンなども流れの弱いところは、川底の汚泥に含まれ魚の体内に入る確率が高いと述べられています。

このように、魚は環境の変化に敏感な生物であります。たかが魚と見過ごすことなく、早急に奇形魚の原因を調査する必要があると思います。奇形魚そのものの調査とともに、原因のかなめと言うべき二ノ堰の水質、川底の汚泥などの調査を定期的に行うべきと考えますが、奇形魚発見後どのような調査を行ったのかお伺いし、第1問とさせていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁いたします。

当面する環境問題についての、ごみ減量の取り組みについての質問がございました。

平成10年度から実施している分別・有料化後のごみ排出の現状とごみの減量化対策についてでございますが、本市のごみ排出量は、御指摘もありましたが、平成9年度に1万3,291トンであったものが、分別・有料化を実施した平成10年度においては9,319トンと約30%減少いたしました。

このうち家庭系ごみについては 6,035トンで、約40%の減少となっております。これは市民に、ごみになるものを買わない、つくらない、もらわないという意識が芽生え、大幅な減量化につながったものと思われます。

平成11年度には1万343トンに伸びておりますが、これは西村山管内でも低い伸び率であり、処理量自体を見ましても、平成4年度の排出量よりも少ないレベルにとどまっております。

御指摘のように、11年度になってごみの排出量は増加しておりますが、人口や世帯数の増加、廃棄物が出やすい製品の開発・販売、頻繁なモデルチェンジなど、ごみの増加する要素が多く、また家庭におけるごみの野焼きが禁止されたことなどを考慮するならば、必ずしも増加傾向が進んでいるとは言えないと考えております。

本市では、これまでごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器の設置に対する補助、それから集団資源回収への奨励金交付、不用品のあっせん、フリーマーケットへの支援、リフォーム教室、買い物袋持参運動などを実施しておりますが、これらの施策はそれぞれ市民の中に定着しており、毎年大きな成果を上げているものと思っております。

集団資源回収については、近年の古物市況の下落により継続実施が危ぶまれましたが、子供会育成会や各小学校PTA、各町内会及び資源回収業者の組合の協力を得まして実施方法を変更しながら計画的に行っており、子供たちや地域の方々のリサイクル型社会の実現に向けての意識の高揚を図っているところでございます。

また、本市では、生ごみの減量化を図るため、昨年から電動生ごみ処理機の設置に対する補助をしており、 昨年度は50基に補助金を交付しましたが、ことしは8月末現在で既に70基を超える補助申請を受理しており ますので、ますます減量が促進されるものと思っております。

これからも、ごみに対する情報というものを的確に提供するとともに市民のアイデアなどもお聞きし、理解と協力をいただきながら、さらなるごみの減量化に向けて努力したいと考えております。

次に、ごみに対する市民意識の高揚について申し上げます。

平成10年4月から、ごみ減量化に向けた対策の一つとしまして分別・有料化を実施したわけでございます。 これは市民意識の高揚にも大きな効果を上げたものと思っております。

このことによって排出量に見合った公平な負担がなされるようになり、また市民の関心が高められた結果、 減量化に結びついたものと考えております。実際、市民のごみに対する関心は年々高くなっておりまして、 他市町と比較しても高い方ではないかと思っております。

ごみの分別にしましても、面倒なことにもかかわらず市民の皆様一人ひとりの御協力のおかげで適正に分別されて出されているようでありますし、ごみ集積所の管理につきましても、それぞれの町会で当番を決めて清潔に保つよう清掃を徹底しているところも数多いようでございます。

また、電動生ごみ処理機の補助申請が増加していることも減量化意識の高まりのあらわれであると思っております。

しかしながら、中にはルールを守らないでごみを出す人もおりますし、ポイ捨てや不法投棄も依然としてなくなっておりません。場所によってはふえているところもございます。市といたしましては、随時パトロールを実施するとともに、不法投棄防止対策協議会を通じまして地域の方々の協力をいただきながら原状回復に努めておりますが、解決するのはなかなか困難な状況でございます。

不法投棄の解消には、地域の方々からの監視の目が必要でございます。地域の監視を強化していただき不 法投棄を許さない環境をつくり上げることが大切であると考えておりますので、今後一層の協力をお願い申 し上げたいと思っています。

市街地の花が植栽された街路樹の下など、きれいな場所にはポイ捨てなどもないようでございますので、 環境美化に努めることも大切なことと考えておるわけでございます。

また、市民意識の高揚のためには、ごみの現状を知っていただくということも最も重要であろうかと思います。これまで生涯学習まちづくり出前講座における学習会には7回ほど出向きまして、ごみを初め環境問題について説明してまいったところであります。また、各種会議や研修会の席をおかりしまして、リサイクルと減量化について啓蒙してきております。今後とも市民意識高揚に努めてまいりたいと思っております。

また、御案内のように、本年度内にクリーンセンターの新焼却施設も完成いたしますので、実際に施設を見ていただいて、ごみ減量化や適正な分別の必要性などについて御理解を深めていただきたいとも考えておるところでございます。

ごみをめぐる情勢というのは、ますます厳しくなりまして変化していくものと考えております。市といたしましても、市報を初め市発行のごみ減量化新聞、それからごみQ&A、その他チラシなどにより、ごみに関する情報を提供し啓発に努めてまいりますので、御協力をいただきますようお願いしたいと思っておるところでございます。

それから、事業系のごみについての御質問がございました。

これについての対応でございますが、事業系ごみも家庭系ごみと同様に、平成10年度から分別区分を細分化したことは御案内のとおりでございます。

事業系一般廃棄物の過去5年間の処理量を見てみますと、平成7年度には2,573トンであったものが、平成11年度には3,704トンになっており、この間の平均伸び率はおおよそ9.6%でございます。最も高い伸びを示したのは平成9年度で処理量が3,263トンでございまして、平成8年に比べますと、伸び率が16.3%となっております。このうち分別・有料化を開始した平成10年度の伸び率は0.6%と最も低い伸び率になっております。

平成10年度に減少に転じなかった理由としましては、それまで家庭系ごみにまじっていた事業系ごみが、 きちんと分別され事業系ごみとして出されるようになったためと考えております。その分、家庭系ごみの減 少率が約40%となってあらわれたものと考えております。

この事業系ごみの減量化についてでございますが、その方策は家庭系ごみと何ら変わるものではございません。分別を徹底し、資源となるものは資源回収ルートでリサイクルに回し、ごみとして出さざるを得ないものを極力少なくすることでございます。これまで行ってきたごみの排出抑制の啓発は、家庭系に限定したものではなく事業系も含めて啓発してきたものでございます。

事業系ごみの内容を見ますと、最も多いのが可燃ごみで、中でも紙ごみと生ごみが多いと聞いておりまして、これらのごみの中に分別してリサイクルできるものが含まれているようであれば、分別の徹底とリサイクルの促進も引き続き啓発してまいりたいと考えております。

将来的には、市内の事業者団体、例えば商店街組合とか、あるいは飲食業組合とか、あるいは旅館業組合などに対しまして、自主的かつ計画的に事業所別に資源回収が行われるような意識づけなり、あるいはシステムづくりなどを呼びかけて、関係機関とも通してやってみたいとも考えておるところでございます。

なお、クリーンセンターでは、個人的に直接搬入された家庭系ごみや事業系ごみの中から段ボールや雑誌などを分別し、リサイクルに回しております。

次に、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法の施行に向けての準備検討状況についてお 尋ねがございました。

この家電リサイクル法は、家庭等から排出される家電廃棄物の発生量が増大し、市町村での処理が困難になってきていることや再生資源の利用が十分に行われていない現状から、有用な資源を多く含み、その回収が資源リサイクルとごみ減量に効果のある家電製品について小売業者や製造業者に一定の責任を持たせ、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を図ろうとするものでございます。

この法律は、これまで行政責任のもとで行われてきたごみ処理を製造事業者等にも責任を負ってもらうという、これまでになかった新たな考え方に基づくものでございます。御案内かと思います。

具体的には、使用済み家電製品のうち、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目について、その引き取りは小売業者の責務、リサイクルについては製造事業者の責務とし、その費用については消費者が廃棄時に支払うことにより負担することになっておるわけでございます。

それぞれの役割分担が明確にされることにより、また製造事業者の責任の重要性というものを盛り込んだことによりまして、製造事業者に市場での競争を通してリサイクルしやすい製品設計や素材選択を促す考え方をとっているところが画期的なものではないかと思っております。

また、市場メカニズムの中で、使用済み家電製品も資源として有効利用することを目指す新たな仕組みが構築されることにより、市町村に対しても従来の廃棄物適正処理の責任に加え、この法律が円滑に運用されるよう調整役としての役割を与えたものでございます。市民、事業者がそれぞれの役割と責任を確実に果たし、法の趣旨に沿ったリサイクルが推進されるよう努力しなければなりません。

そのため、県内の市町村で組織する山形県特定家庭用機器適正処理推進協議会の中で法施行に向けたさまざまな課題、特に一つとしましては市町村の収集運搬体制及び手数料徴収方法、二つとしましては法制度全般の普及啓発や不法投棄防止対策、三つとしましては家電業界、小売店業界との連携について検討してまいったところでございます。

寒河江地区クリーンセンター管内の考え方としましては、基本的に対象4品目については小売店が指定引き取り場所、この指定引き取り場所というのは製造事業者が設置する施設でございまして、山形県内では酒田市、米沢市、山形市に設置の予定でございますが、この引き取り場所に搬入することを考えております。

しかし、不法投棄や直接クリーンセンターに持ち込まれる場合も予想されますので、その場合はクリーンセンターが指定引き取り場所まで運搬する必要があると考えているところでございます。

制度全般の周知徹底につきましては、今後、市報やチラシなどにより広報啓発してまいりたいと考えております。

なお、クリーンセンターにおきましても、制度周知のために広報すると聞いておりますし、県に対してもマスコミを活用し啓発するようお願いしているところでございます。

以上のような考えでおりますが、製造事業者の対応がおくれがちで、実施方針や具体的事項が決定されないうちは行政としても検討を進めることができない部分もあり、ほかに解決しなければならない課題も残っているため、対応に苦慮しているところでございます。

末端の小売店にも詳細な情報が流れていないようでございまして、行政側と小売店側との話し合いもこれからでございます。寒河江地区クリーンセンター管内市町間の調整だけでなく、県全体での調整が必要なものや、村山地域の中で調整が必要な問題も残っております。

いずれにいたしましても、13年4月には家電リサイクル法が施行され、対象4品目について収集システムが変更されるわけでございますので、県からの情報や他地域の対応を見ながら、寒河江地区クリーンセンタ

- 及び西村山広域構成市町間で協議して、市民に対する周知徹底を図り遺漏のないよう進めてまいりたいと 思っております。

次に、寒河江市中心市街地活性化センター、愛称フローラ・SAGAEのゆずります・あげますコーナーの運営についてお答えいたします。

本市では、これまで生活の合理化とごみの減量化を推進するための施策といたしまして不用品登録制度を 設けておりまして、家庭の中で全く使われずに眠っている品物や不用となってしまわれているものを登録し ていただき、毎月5日号の市報に情報を掲載しながら必要な方にあっせんをしてまいりました。

しかし、この制度では前もって現品を見ることができないことから、希望のものと違う場合があり、不成立となることがありました。

このたび設置するゆずります・あげますコーナーは、現品を見てから申し込むことができるため、不成立 になることがないという大きなメリットがあります。

また、不用品として出す方にとっても、搬入搬出が困難なもの、例えばピアノなどはこれまでと同じようにあっせんだけにとどまる場合もございますが、ほとんどの不用品については自宅に保管しておく必要がないため、喜ばれるものと思っております。

展示を希望なされる方には展示申請書を提出いただき、市で展示できるものかできないものかを決定いた します。

また、展示されているものが必要な方は、それが無料の場合は氏名など必要事項を記入の上持ち帰ることができますが、有料の場合は所有者を紹介し、当事者間で詳細を決定していただくことになります。

このコーナーには専任の管理員は配置いたしませんが、4階全体の管理のためにシルバー人材センターからインフォメーションセンターに2名が配置されますので、この方々に取り次ぎをお願いすることになっております。

それから、設置場所のことでございますが、この施設はフローラ・SAGAEの全体計画の中で当初から 設置したいと考えていたものでございます。それぞれの階の配分に当たり、公共施設については4階と決定 し、また4階の中においても他の施設と調整し決定したものでございます。活発な利用がなされるよう期待 しているところでございます。

また、このコーナーは情報提供の場ともなるものとして考えており、市民の皆様が手軽に廃棄物や環境問題に関する各種情報が得られるようパソコンを設置するとともに、パンフレットや雑誌なども配置する予定であります。

次に、二ノ堰の水質のことについてのお尋ねがございました。

御案内のように、二ノ堰地区においては、平成元年から水環境整備事業に取り組み、親水スペースや水車、 水族館、遊歩道などを整備したところであり、人々にゆとりと安らぎを与える快適な親水空間として親しまれ、市民はもとより県内外から多くの人々が訪れております。

また、昨年度には文部省と農林水産省の連携事業でありますところの「あぜ道とせせらぎづくり推進事業」の中で二ノ堰地区として登録され、子供の体験活動、遊びの場として広く全国に紹介されたものでございます。

このような折、御質問にありました新聞報道がなされたもので、新聞には、遺伝によるもの、農薬汚染あるいは水路の構造などが奇形の原因として掲載されたものでありますが、事業実施者である県の調査によりますと、つまり新聞報道にありました県立博物館の学芸員や内水面水産試験場からの聞き取り調査によりますと、遺伝的に問題がある卵は育たないこと、また万一農薬汚染があり奇形になったとしても、大きくなる前に他の動物から食べられてしまい写真にあるような大きさまでは育たないこと、それから二ノ堰の管理者である寒河江土地改良区からの聞き取りによりますと、二ノ堰の水路は角のない自然石を組み合わせたもの

で魚が骨折する構造にはなっていないこと、それから藻が繁茂した際、随時ブルドーザーによる藻刈りを実施していることなどを確認したということでございます。

このようなことから、県では原因として考えられるのは遺伝的なものや農薬によるものではなく、用水路の底の藻を刈り取る際に逃げおくれた魚が巻き込まれて骨折した可能性、つまり用水路の底の藻はブルドーザーで踏みつけ切断していることから、その際に魚が巻き込まれた可能性が高いとしております。

なお、このたびの記事により不安を感じている市民の不安解消と子供が水に触れる水環境の安全性を確認するため、県で昭和堰の頭首工、水族館付近、市役所西側の親水広場の3カ所において水質検査を行ったところであり間もなくその結果が出ますが、市といたしましても、この新聞記事は地域の農産物であるさくらんぼや米等へのイメージダウンにもつながることであり、また子供たちの体験学習を実施している関係者の不安を引き起こすものであることから、この水質検査結果を待って関係者への周知を図る広報活動など対応を考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁ありましたけれども、再質問させていただきたいと思います。

最初、リバウンド現象についてでありますけれども、いろいろな考え方があるというふうに思います。またふえたとはいっても、平成11年度の本市の場合の排出量については、平成4年度の排出量基準だと。そういうことも事実でありますが、問題は有料化なる前までの毎年の伸び率は大体4%台、3%台、そういう低い伸び率で推移をしてきた、こういうことになっているわけでありまして、11年度、12年度の11%という大きな伸びは今まではなかったのではないかというふうに思うんです。

こういうことで、有料化前の伸び率から比較をすると、11年度はまだ平成4年度ベースだというふうにおっしゃいますけれども、このままの状況で進めば、あっという間に先ほど言ったように平成9年度の1万3,291トンに追いつかれてしまうと、こういうことが言えるのではないかと。寒河江市だけを見ましても、平成14年度には、このまま進めば1万4,300トン、こういうふうな、これはあくまでも推計でありますけれども、平成9年度の排出量を上回ると、こういう状況があるわけですから、このまま放置をすれば大変なことになるのではないかという、ぜひ認識を持っていただきたい。

確かにごみに対する市民の関心は高まっている。それはいい意味、悪い意味という区分はわかりませんけれども、言えないと思いますが、確かに高まっていることは事実だというふうに思います。そういう意味で、市民は、ごみに対する、分別収集や有料化に対して物を言いたい、改善してもらいたい、こういう意見を持っている方が数多くいるのではないかというふうに思います。

今回、ことしからプラスチック類を新たに分別することになったわけでありますけれども、その際の説明会、ブロックごとでなくて、当初有料化に踏み切ったときと同じような地域ごとの、もっときめ細かな座談会にしてほしいという要望なんかも出したわけですけれども、残念ながら大くくりのブロックごとの説明会が開催をされたわけでありますけれども、集まった方からは多くのいろいろな意見が出されたのではないかと思うんです。これがもっと小規模の座談会ですと、もっと多くの市民からいろいろな意見が出されたのではないかというふうに思うんですね。

市長も市民のアイデアを取り入れながら減量化に努めたいと、こういうふうに答弁されましたけれども、ぜひもっときめ細かな座談会、そういうものをやっていただいて、本当に何が市民が今分別収集に苦労しているのか、あるいはこういうことをやってほしいという希望を持っているかということをぜひつかんでいただいて、市長がおっしゃるような市民のアイデアを取り入れた行政をぜひやっていただきたいというふうに思うわけであります。

市民の意識が変化した、高揚した、こういうふうに市長はおっしゃっているわけですけれども、本当に市 民意識が高揚したとすれば、先ほど言ったように、市民1人当たりのごみの排出量はそうふえないのではな いかというふうに思うんですね。

ところが、実際は1人当たりのごみの排出量は有料化後どんどんとふえているという状況があるわけですね。有料化は一時的なショック療法であって、本当に市民の意識まで変えるということまではいかない、このことを私は訴えたいというふうに思うんですね。本当に市民意識が高揚し変化をしたとすれば、1人当たりのごみの排出量も減ってしかるべきなのだというふうに私は思うんです。1人当たりのごみの排出量、これを減らす工夫、方策、このものを基本的に考えていかないと総量は減らない、こういうふうに言えるのではないかというふうに思います。そういう意味できめ細かな啓蒙、そういうものが必要だというふうに私は考えています。

その啓蒙についても、広報紙やチラシなどの文書だけの広報、啓蒙ではなくて、どうしても文書だけです と一方通行、こういう啓蒙のやり方でありまして、やっぱり双方指向のお互いが話し合える啓蒙のやり方、 そういうものが一番これから重要だ、そのための座談会、座談会になぜこだわるかというのは、そういう意味で啓蒙はしているというけれども、当局としては実施面から見れば一方的な、受け手だけしかないと。自分の考えていることを出せない、このことが一生懸命当局は啓蒙している啓蒙していると言いながらも、全体化を、それが市民の身についていない、こういうことになってくるのではないかというふうに思いますし、当局の一方的な思い込みで啓蒙している、こういうことも言えるというふうに思います。

そういう意味で、やっぱりお互いの顔を見合わせての話し合い、そういうものがこうした日常のごみの減量化に向けては特に重要だということを理解をしていただきたい。こういう意味で、対応型の啓蒙ですね。これについてやるべきでないかというふうに思いますので、この辺についての考え方を再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

私がいろいろな方から聞いていることはあるわけですけれども、二、三紹介をしますと、一つはやっぱりプラスチック類が分別収集になったということで、燃やせないごみ、鉄くずとかガラスくず、そういった燃やせないごみが極端に少なくなってきていると、こういう実態なんですね。それが今までの大きな5キロくらい入る従来のごみ袋を今使っているわけでありますけれども、それが満杯になるまではやっぱり3カ月も半年もかかると、こういう状況があるようであります。そういう意味で、燃やせないごみについては、もっと小さいものでもいいのではないか、こういう意見が数多く出されています。

それから、資源ごみの回収についても、いろんな子供会や町内会の協力、あるいは団体の協力でやっていると、こういうお話でありましたけれども、小学校は春だけの回収になっていますね。町内会でも年1回というところが数多くあるのではないかというふうに思います。そういう意味で、資源ごみを集団回収でというスローガンは間違ってはいないというふうに思います。

しかし、実態としてなかなか1年に1回か2回の集団回収だけでは家庭で資源ごみをストックをしておく場所がない、そういう悩みを一般の方は多く持っています。

また、私どもも公民館活動なんかやっていますと、いろいろな事業をやるたびにごみの山なんですね。事業をやるとごみの処理で頭を痛めているというのが、それぞれのいろんな団体を運営する中での悩みの種です。特に段ボール、そういったものをいつでも搬入できる、資源ごみをいつでも搬入できる場所、そうしたものをぜひ確保してほしいと。家にストックしておくスペースもない、そういうことで、いつでも搬入できる場所を確保してほしいという声が非常に強くあります。

それができないとすれば、新たな場所を確保できないとすれば、クリーンセンターなどに家庭の資源ごみ を直接搬入した場合、無料化にできないのか、こういう声も根強くあります。

資源ごみを生かすためには、そうした工夫も必要なのではないかというふうに思います。ぜひ検討をしていただきたいと思いますし、考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、スーパーなどの前に買い物袋を持参しましょう、そういった張り紙あるいは看板などを設置を すれば、買い物袋を持参して買い物する市民がふえるのではないか、こういう建設的な意見もございます。

そうした声に耳をぜひかしてほしいというのが市民の声ではないかというふうに思います。そうした声に対する考え方があればお聞かせいただきたい。そうした声を本当は当局が直接市民から聞ける場所を保障していく、つくっていくということが減量化に向けて今求められているのではないかというふうに思います。

それから、事業系ごみの減量化についてでございますが、将来、事業所、団体ごとに協議会、そういったもので何とか自主的に減らす工夫を図っていきたいと、こういう答弁でございましたけれども、将来の課題ということではなくて、そうした協議会的なものを早急にぜひつくっていただきたいということをまず御要望申し上げたいというふうに思いますし、一定以上のごみを排出をしている事業所、一定以上というのはいるいるあると思いますけれども、そうした事業所というのは当局はわかっているのではないかというふうに思いますが、その辺の調査をなさっているのかどうかというふうに、前もこの質問をしたことがあるんです

が、なぜそういうふうに申し上げるかというと、そうした一定以上のごみを排出をしている事業所に減量化の計画書を出させる、あるいは分別収集の指導、そういうものを徹底して行う、そういったことや排出量の報告、そういうものを求めていく、こうした指導をやっていく必要があるのではないか。こうしたことがないと、なかなか事業所のごみが自主的にといっても、なかなか減らないのではないかというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、家庭系のごみと事業系のごみが4対1から2対1と、事業所系のごみのウエートが高まっている。しかも全然減っていない。こういう状況から見ますと、全体のごみの量を減らす大きなネックは事業所ごみの減量化なのではないかというふうに思います。そういう意味で、排出量の調査や減量化計画書などの提出について考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、家庭系ごみと事業系ごみの負担についてアンバランスがあるんではないかという声もあります。 事業系ごみは1トン7,000円から1万円に平成10年度に引き上げられたわけでありますけれども、1トン3,000円の引き上げだと、こういうふうになります。ところが、家庭系ごみは平成10年度から40円、約5キロ入りの袋だそうですけれども、1トン当たりに換算すれば200袋、8,000円の負担、家庭系ごみの場合1トン当たり8,000円の負担というふうになるわけです。

つまり、事業系ごみは 3,000円の引き上げしかならなかったのが、家庭系ごみは 8,000円近い引き上げになったのではないかと、こういう方もおります。せめて半分、 4,000円、つまり 1 袋20円ぐらいがバランスがとれる負担率なのではないかと、こういう意見もございます。ぜひ、こうした家庭系、事業系ごみの費用負担のあり方などについても検討をしていただければありがたいというふうに思います。

それから、家電リサイクル法の関係ですけれども、自治体の関与についてちょっとまだ不十分なところがあるのではないか。理解に不十分なところがある。確かに製造業者の取り組みがおくれておりまして、具体的な方策についてはこれからという部分もあるというふうに思いますが、きょうの新聞にも松下電器が家電引き取りの料金を発表しました。洗濯機が 2,400円、テレビが 2,700円、エアコンが 3,500円、冷蔵庫が4,600円、こういう料金。それと、今、クリーンセンターでやっている粗大ごみの料金のアンバランスということも一方では出てくるわけであります。それとの整合性の問題。

それと、自治体が関与する部分については、買いかえる場合は小売業者が古い機器を引き取って、その分の手数料を消費者から徴収をする、こういうシステムになるわけですけれども、それ以外、買いかえる以外については従来どおり自治体が収集をして消費者から徴収をする、こういうシステムになるのではないかというふうに言われております。そういう意味では、なかなか小売業者が特定できなくて、古いものをそのままにして新しいものを買う、交換できない、こういうようなケースが必ず出てくるのではないか。そういう不用になった家電製品についての引き取りを自治体がやらなければならない、こういうふうになってくるわけでありますので、かなりの部分が自治体で従来どおり回収をする、こういうシステムになってくるのではないかというふうに思っています。

そういう意味で、来年の4月からですから、どういう制度になるかということをできるだけ早く市民に制度のPRをしていただきたいなというふうに思っております。推進協議会があるということをきょう初めてお聞きしましたけれども、ぜひそうした情報なども私どもにお知らせいただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、フローラ・SAGAEのゆずります・あげますコーナーでありますけれども、とりあえず4階、とりあえずという言い方はあれですけれども、当初から4階に考えておったんだ、こういうことですけれども、今後は今回のコーナーの運営状況を見て、さらに広い見やすい場所、交換しやすい場所、ぜひ今から探していただいて、そういう場所で交換できる、そういう場所を検討をしていただきたい、こういうふうにお願いをしたいというふうに思います。

二ノ堰の関係については今答弁があって、今水質検査を実施しているということでありますので、ぜひ結

果がわかれば私ども議会にも御報告をいただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上申し上げて2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 数多くの2問が出されましたけれども、ごみの問題でございますけれども、意識の高揚というものは、これは必要なものでございまして、市民のごみに対する考え方というものが、そしてまた広くやっぱり地球を汚すな、環境を汚染するなというような考え方をみんなが持ってもらわなくてはならないわけでございまして、ごみの回収はやるんですけれども、またごみはなげると、イタチごっこみたいなことを繰り返しては本当に残念な気がするわけでございますけれども、私は、そういう中でもやっぱり意識の高揚ということにつきましては、これは続けてまいらなくてはならないと、このように思っておりますし、また有料化ということも、これもやっぱり自分の出した廃棄物に対しては、それなりの責任、受益者負担の責任というものを持っていかなくてはならないということは私は当然のことだろうと、このように思っております。

また、議員からは広報に当たりましては座談会をたくさん設けなさいと、文書の流しっ放しではだめだというようなお話もございましたけれども、こういうようなことも十分御意見を承って、これまで以上にどの程度できるか大変でございますけれども、やっぱり各種団体なりというものがあるわけでございますので、その辺の各種団体なり、あるいは廃棄物減量推進委員というのがありますので、そういうふうな方々の御協力も得ながらやってみなくてはならないと思っております。

それから、集団回収するまでのストックの場所と、こういうようなことがございましたけれども、いろいる手を尽くしておるわけでございますけれども、まだ不足するなり、あるいは問題があるかというようなこともわからないわけではございませんけれども、やっぱり現在の状況というものの中で十分考えていただきたいものだなと、こう思っておりますし、それから買い物袋を持参でというようなことは、これだってみんなの自覚のもとに守っていかなければならないと、こういうものでございまして、そのことで幾らかでもごみを減らすということの意識につながっていってもらいたいものだなと、このように思っております。

また、先ほど申し上げました事業所から出るところの一般廃棄物の問題と、こんなこともでき得るかどうかですけれども、まず、どの辺からかかっていこうかなと、こう思っていろいろ頭を悩ましている段階でございまして、事業所ごとに、事業団体ごとにということで、そういうシステムなりあるいは意識づけというものができて、みんなが団体に加入している方々が協力してもらえるならば、どうなのかなというようなことを考えておるわけでございます。

それから、家電の回収が今後スタートするわけでございますけれども、先ほどの山新の記事なども御紹介 あったようでございますけれども、ほかの会社等々が、事業所等がどんな価格で落ちつくのかというような ことがまだわかりませんけれども、やっぱりこういうことを通しまして事業所の家電の回収というものを進 めていく必要があろうかと思っております。

また、フローラ・SAGAEの話でございますけれども、これは当初からいろいろな案を募集した際に担当課の方から出されて、これは最初から公共部門の中に置くと、そして場所としては4階だというようことでの取り決めが話がありまして、これは議会の方にも提示したことかと思いますので、現在の場所におきましてスムーズに円滑に進まれるようにと。そして、廃棄物の回収、リサイクルというようなことにうまく機能していけばよいなと、こう思っておるわけでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 事業系のごみの減量化について頭を悩ましていると、事業団体ごとに協力を求めていきたいと、こういう考え方を示されましたけれども、ぜひそういう方向で積極的に推進をしていただきたいというふうに思います。

それに関連してですが、まだ法律が制定をされたというふうには聞いていませんが、建設工事にかかわる 資材の再資源化等に関する法律、こういうものが前回の国会に提出をされていますし、食品循環資源の再生 利用法、こういう法律も提出をされているというふうに聞いております。そうした食品関係あるいは建設工 事関係、こうした関係の事業者に対する一定の、そうした国の方針なども出されておりますので、こうした こともぜひ参考にしながら事業所の指導、そうしたものもぜひ行っていただきたい。

そのために、やっぱり事業団体でも結構なんですが、事業所は、その事業団体がどれだけのごみを出しているのかという現状調査というか、そのことをきちっと把握をしておかないと、指導した結果がどうなったのかという結果論にも評価面にもつながってこないというふうに思いますので、ぜひそうした排出量の調査、そして減量化に向けての指導、こういうものをあわせてぜひ行っていただいて、全体のごみを減らす、そういう努力をぜひお願いを申し上げながら、ぜひ市民意識の高揚などについても取り組みをさらに強化されることをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再 開 午前10時55分

佐竹敬一議長 会議を再開いたします。

伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番について、伊藤忠男議員。

[9番 伊藤忠男議員 登壇]

伊藤忠男議員 私は、緑政会の一員として、また最近青少年の衝撃的犯罪に驚き心配し、寒河江市は大丈夫かと相談に見えられている多くの市民を代表し、通告番号2番、「キレる子」「いじめっ子」防止政策について御提言申し上げ、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

日本全体で最近の青少年は、昔に比べるとはるかにおとなしくなっている状況下のようでありますが、ある日突然キレる子供がおります。そうならないようにどう育てていけばいいのか、大きな社会問題であります。

キレる少年の犯罪が急増し少年刑法犯検挙人員は3年連続で増加し、98年は22万 1,410件で、検挙人員における10代の少年は15%を超えている現状であります。

一方、総務庁が5月5日のこどもの日にちなんで発表した全国の子供の数は、19年連続減少し戦後最低を更新し、2000年4月1日現在における15歳以下の子供の数は、推定で前年より30万人減少の1,858万人であります。総人口に占める子供の割合も前年を0.2ポイント下回る14.7%と戦後最低であります。反面、65歳以上の高齢者の割合は17.1%と前年比0.6ポイント上昇して過去最高を記録するなど、少子高齢化が一段と進んでいる現況であります。

このような状況の中で、1999年の文部省調査発表によりますと、全国の公立小・中・高校の学校内で発生 した暴力行為は、前年度より 4.7%増加し過去最高の3万 1,055件となっております。

キレる、むかつくという言葉に象徴される自己抑制力に欠け、対人関係におけるストレスなどから学校の 備品を壊すという事例は、小・中・高校ともに増加傾向にある実態であります。

小・中・高校の内訳件数を見ると、小学校は全体の 4.8%の 1,509件、対前年比では 1.2%の減少で、中学校は全体の78.1%の 2万 4,246件で対前年比では 5.5%増加しております。高校は全体の17.1%で 5,300件、対前年比では 2.9%の増加となっております。

形態別では生徒同士がトップで全体の48.9%、次が器物損壊が34.5%、対教師が15.7%、その他 0.9%となっておりますが、その増加傾向を見ると、対前年比で見ると、対教師への暴力がトップで10.9%、器物損壊が 3.3%、生徒同士が 3.2%、それぞれ増加傾向を示しております。

校内で暴力行為が発生した学校の総数は全国で 5,859校で、約7校に1校で起きていることになります。一方、いじめの1999年度の公立学校の件数は全体で3万 1,369件で、小学校で全体の30%、9,462件、中学校が全体の61.8%で1万 9,383件で、高校では全体の 7.6%、2,391件、特殊諸学校は 0.4%の 133件となっております。対前年比で見ると13.8%減少で、件数では 5,027件減少しております。ピークであった1995年と比較すると半減しているとのことであり、これはいじめは絶対に許されない行為という指導が子供たちに広がった結果だと文部省では評価しているようであります。

山形県はどうかと見ると、学校数、生徒数の問題より単純には比較できないが、47都道府県中、暴力行為は 154件で少ない方から数えて10番目で、シェアは0.49%であります。いじめは 178件で少ない方から数えて11番目で0.56%のシェアとなっております。

青少年による凶悪犯罪が続発しておりますが、我が国の殺人などの暴力犯罪は総数発生率においても過去数十年間一貫して減少しております。特に青少年の減少は、欧米諸国やアジアの主要な国々にはない我が国特有の傾向と見られておりましたが、ここに来て青少年の事件は動機が理解できないだけ衝撃が大きく、市民の心配するところとなっております。

専門家の分析によると、校内暴力やいじめなどの社会病理現象から見た、日本の若者の攻撃の対象は親や教師から学童や弱者に向かう傾向が見られ、量的変動もさることながら、質的変化の原因追求が強く求められる時代ではないかと思われます。

現代の若者を理解するキーワードは、空虚な自己と言われております。少年犯罪は物欲などを背景にした古典的な生活型から遊び型、そして自己確認型へと質的に変化していると言われております。欲望は満たされ、一見すれば何不自由のない若者、しかし人間関係においては希薄であったり、信頼できる仲間、親密な集団やみんなで遊べる場所がない。あったとしても孤立し、深い孤立感を抱いている。目立った非行や前科のない若者が、利害関係のない見知らぬ人を対象に、単なる自己の空虚を埋めるために、あるいは幼児的万能感に支配され力を誇示し確認するための自己確認型犯罪が実行されております。その例が豊川の殺人であり、西鉄高速バス乗っ取り事件だと言われております。

自己確認型、ゲーム感覚犯罪は我が国では1980年代より顕著となり、物質文明と社会と家族の機能不全によって生み出されたと言われております。

今後はさらにインターネットなどの電脳空間によって自己がますます拡散され空虚化され、さらに情報化 社会の進展でますます顕著になると予想されるだけに心配されるところであります。

今の子供の体力は、食事は一体どうなっているのだろうかと心配になったのは一昨年の夏のことでありました。寒河江・西村山水泳連盟として全国大会に出場できるレベルの子供、県大会に出場できるレベルの子供ないしは可能性のある子供を指定強化選手に任命し合宿を行っておりますが、夏休み中でもあり市のプールを借用し午後4時から6時まで、その後、子供たちは所属スイミングに夜の部の練習に入ります。

練習を重ね日々が過ぎるたびに泳ぎに迫力がなくなり元気がない。疲れがピークに来ているのかと思い練習量を少なくし、泳ぎの欠点を指導中心に切りかえましたが、相変わらず翌日も元気がない。お母さんかお父さんは来ているかと聞いたところ、お母さんが来ているとのことで、お母さんに「食事はどうしていますか」と聞いたら、「夜帰ってきてから自分の好きなものを食べている。ラーメンにスナック菓子にジュースなど」。「練習に来るときは」と聞くと、食べていない。余りにも知識のないのにびっくりし、全員を集めて、練習開始1時間前に必ずお握り1個ないし2個食べてくること、夜家に帰ったら普通家で食べる夕食を完全に食べること、翌日、子供に食べてきたかと聞いたら、「食べてきました」。「何を」と聞きますと、家での手づくり食事をした人は2割ぐらいであり、ほかは全部インスタントものばかりであります。

お母さん方に聞くと「みんないつもそんなものじゃないですか」と、さも当然のように答えて平然としており、忙しくてとか、どうしたらよいかとか聞く人も一人もいない。今のお母さん方は一体どうなっているんだと、実に情けない気持ちでいっぱいでありました。

しかし、頭にきたとしても、将来を託する大事な子供たちであり、しかも寒河江・西村山水泳連盟が強化 指定する、すばらしい子供たちであります。子供より親の教育だと、日本オリンピック委員会強化スタッフ スポーツドクターであり日本体育協会公認スポーツドクター、並びに日本医師会認定健康スポーツ医であら れる新庄市の医学博士斎藤 敏先生に電話したところ、小学生を中心にした食事ないしはカロリー関係であ れば子供の将来も考えて、と御紹介をいただいたのが福山市立女子短期大学鈴木雅子教授がよいだろうとの ことであります。

鈴木教授は、1980年代、中学校で校内暴力事件が頻発した時期、原因を追求しているうちに、暴力行為を行うのは特定の子供であり、親のしつけあるいは家庭に問題があるとだれもが信じている時期であります。教授は子供の家庭を訪問し、子供の暴力は食事の栄養素のアンバランスから来るものと主張したが、だれー人として耳を傾けてくれず、以来15年間、子供の食事と粗暴性について研究されている方であります。著書には「その食事ではキレる子になる」、「キレない子に育てる食事メニュー」などがあります。

私は教授に趣旨を述べたところ、「大変な結構であり、うれしい限りであります。20年間、この運動を文

部省や各方面に行い、ようやく文部省も食事と子供のキレる、いじめ、不登校との関係を重視し、具体的方針を打ち出してくれました。しかし、地域で一日も早い行動が何よりも必要なことであります」とのこと。「ところで、あなたの住所は」と聞かれ、山形県寒河江市と申し上げたところ、「私の仲間であり一緒に勉強している人が東北でただ一人ですが、その方が寒河江市に住んでおり、その人にお願いしてください」とのこと。教授の最後の言葉は「おいしいさくらんぼ日本一の町で、美しい住みやすいところだそうで、元気な子供、明るいまちづくりに頑張ってください」との一言、感激したところであります。

昨年6月、早速、強化指定選手の親子学級を開催、子供は実技、親に対して、スポーツ選手と食事、栄養素について講演を行ったところ、出席した親は98%、母親が9割、父親が1割でした。あいさつにて、皆さんは親としての役割を果たしていない、一体自分の子供をどう思っているんですかとハッパをかけた手前、どうなのかと内心心配しておりましたが、講演が終わってもだれ一人として帰らず、講師への質問攻めであります。親はやはり親であり、自分の子供のことを心配しない親はいない。ただ、知らなかった、知識がなかったこと、どうしてよいかわからなかっただけであります。帰るときに、水連の我々に心から感謝の意と態度を体であらわし、講演会の成功を喜ぶと同時に、寒河江市の親は大丈夫だと思う反面、ほかの大勢の若い母親、父親は一体どうなんだろう、これは寒河江市全体で知識を深めてもらわなければならないと心に強く決めたところであります。

1998年1月、注意された中学1年男子がバタフライナイフで女性教師を刺し殺す事件は記憶にあることと存じます。このとき以来、ふだんは目立たない、おとなしい子が何かの拍子に突然暴力を振るう、このような少年たちの衝撃的な報道を「キレる」と新聞、テレビ等のマスコミが表現する言葉となってきております。病名でいえば境界線上人格障害と呼ばれ、一連の障害、すなわち情緒障害、反抗調整障害、行為障害、爆発性性格障害、間欠性爆発性障害、気分の変調症を含めたものだそうであります。

カロリー中心のバランスの崩れた食生活が心の不健康を招き、いつもムカムラ、イライラ、腹が立つという状態の子供をつくると言われております。日常生活の中で端的に言って態度や行動でわかるのは、しゃがんでいる、どこの場所でも構わず腰をおろしている、言葉ではむかつく、腹が立つ、頭にくる、うるせえ、などは流行語のようになっておりますが、栄養のバランスを崩している兆候だと言われております。

鈴木教授が食生活といじめについてアンケート調査した、ある市の中学生 1,200人の結果だけを申し上げてみますと、男子の第1位が「腹が立つ」が96%、第2位が「イライラする」が92%、第3位が「すぐカッとする」が88%、女性の第1位が「腹が立つ」が 100%、第2位が「イライラする」が97.9%、第3位が「学校に行くのが嫌」91.5%、第4位が「すぐカッとする」のが66%であります。

鈴木教授の一部を抜粋させていただきますと、15年余調査を続けてきましたが、食生活の内容がますます悪くなり、もう対象者の9割余りが問題ある食生活になっています。こういう状態では、どの子供でもきっかけがあれば事件を起こす可能性があります。そして、彼らがうっぷんを晴らす相手は物から人へと変わってきております。食生活は豊かになったのに、どうしてと思われるかもしれませんが、豊かなのは量と種類と色とカロリーぐらいです。心に生き生きと働くためには、脳に必要なビタミンやミネラルが十分に与えられなければなりません。もちろん、これらは体全体にも必要ですが、ところが手軽、便利、口においしいなどをモットーとした食生活では、加工食品が食卓の中心になります。食べると、カロリーだけはあるけれど、ビタミンもミネラルも食物繊維も少ないことになります。つまり、これが現代型栄養失調であります。

文部省も青少年の現実を直視し、食生活の重要性を理解し、具体的に方針を打ち出しております。朝食抜きや栄養の偏りなどの問題が子供たちの忍耐力の欠如につながり、荒れる学校の要因になっているとの指摘もあるとして認め、子供たちに食の専門家が指導する、いわゆる栄養教諭を各学校に置き、授業として取り入れるようであります。

私は、子供より親が先だと思うものであります。人間にとって食糧とは何か、どのように食べればよいか、

それを知ることであり、食の教育であります。今の親は食糧とは何か、教育を受けずに育ってきております。 知らない親が子供に教えられる道理がないし、親に、家庭に求めても不可能だと思うところであります。

親に頼ってもだめだということは、水泳連盟の講演会の中で肌で強く感じたことであり実証済みであります。だとすれば、将来的には子供たちへの食に対する教育は、学校の授業にて行うものにゆだねるとして、 寒河江市として今の若い親に対し食の教育を学校で、地域ぐるみで行う必要性と緊急性を痛感している一人 であります。

私の最も強調したい点は、地方分権一括法が4月より施行されました。歴史的政策の変更であります。分権の基本は地域のことは地域で決めることであり、地方自治体の能力差が鮮明になる時代だと言われております。地域で決めることは、地域の資源をいかに活用するかでもあります。

中央省庁の官僚は、市町村には政策立案能力に欠けるとさえ言っております。しかし、市町村は住民との 距離が近い分だけ住民が切実に求めるニーズを把握でき、やる気さえあれば十二分できるということであり ます。そして、行政執行部の皆さんも市民を代表して来ている我々市会議員も、世の中の変化を見きわめる 先見性が強く求められる時代だということであります。そんな中で、特に刻一刻変化している世情の中で、 荒波の中で生き抜いている市会議員の我々に、市民は一段の先見性と勉強を強く求めると理解している一人 でもありますし、強い要望を受けている実態であります。

分権による法定外目的税や教育関係では学校選択制、学校評議員制度の導入、学級編制の権限が市町村の 教育委員会への移譲、校長に教員免許を持たない民間人の登用など、大きな変化が起きております。

文部省で、カルシウム不足や脂肪のとり過ぎなどの偏った栄養摂取や朝食抜きでの登校など、子供の食が問題だと、対策を具体的に打ち出しております。

対策を行うにも、まず実態把握であります。当市の実態はどうなっているのか、今後の考え方、そして授業参観、入学式、卒業式などを活用し親への食の教育を行うべきだと思っております。

いずれにしても、判断し決断すべき地方の時代に入っていることを申し上げ、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

第1問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 「キレる子」「いじめっ子」の予防政策についてお答えいたします。

議員が御指摘のように、最近の青少年による殺傷事件や恐喝事件、あるいはバス乗っ取り事件など、未成年者による犯行とは到底考えられないような犯罪が続発しております。

また、一時の感情を爆発的に発散させ、前後の見境もなく暴力行為に至ったり器物を破損するような、いわゆる子供がキレる現象が問題になっているのは御案内のとおりであります

こうした背景には、さまざまな原因が指摘されております。物質的、経済的な繁栄を追求する余り、人間本来の心のあり方をないがしろにしてきたということ、あるいは少子化や核家族化により、人とのかかわりが単純化、間接化、貧困化していること、個人の価値観が多様化する中で社会的な規範意識があいまいになっていることなど、さまざまな要因が複雑に絡み合っているものと思われます。

教育改革国民会議の第一分科会が、この7月に出しました報告の冒頭にも、日本の教育の荒廃は見過ごせないものがあるとして、その背景を次のように指摘しております。少し長くなりますが、重要な指摘だと考えますので申し上げます。すなわち「物質的な豊かさと半世紀以上も続いた平和があった。日本は世界でも有数の長期の平和と物質的豊かさを誇ることのできる国になったが、その目的に到達するとともに、自身で考える力、苦しみに耐える力、人間社会の必然と明暗を善悪を超えて冷静に正視する力を失った。情報の豊かさは開かれた社会には不可欠なものであるが、同時に、人は情報の波におぼれて、みずからの存在をとどめるべきいかりを失った。経済の発展とともに人間性を伸ばすことは、それほど困難なことだったのだろうか。すべてはまことに皮肉な結果であった。同時に、すべて想像され得る変化でもあった」というのであります。

こうした指摘についてさまざまな御意見もあるかと思いますが、重要なのは、戦後の目覚ましい経済成長の中で、人間にとって何か大切なものを忘れてはこなかったかということを一人ひとりが真剣に振り返ることではないかと考えるのであります。こうした問題意識が育たなければ、議員が御指摘のように、地方分権が進む中で真に自立して独自性を発揮することにつながらないと考えるものであります。さまざまな議論があるでしょうし、またなければならないと思うのであります。

このような考えから、例えば市教育委員会が開催する「教育を語る市民の集い」などの運営に当たっては、話題提供者の提言をもとに問題を投げかけ、大人自身のあり方を問いかけるような内容になるよう工夫しているところであります。事実、今年度は反響も大きく、幾つかの学校では当日の内容を紹介して、大人の意識改革に取り組もうとしています。確かな手ごたえを感じると同時に、参会者の御努力に敬意を表するものであります。

ところで、議員が水泳連盟の指導を通し、そこで出会ったお母さん方が子供たちの食事の大切さについて 理解が十分でなかったこと、そして強化練習に励む子供たちも安易に糖分をとり過ぎ偏った栄養になってい ることなど、議員が失望なさるのも当然であります。

こうした現象は、大人も子供も、経済優先の文明の中で簡単で便利な生活のみを追い求めた結果とも受け とめることができるのであります。彩りも美しく量と種類とカロリーは豊かですが、肝心なビタミンもミネ ラルも食物繊維も不足し、現代型栄養失調と言われるような貧困な食生活になっているとすれば、まことに 皮肉なことであります。

経済の発達によって文明は栄えましたが、それと裏腹に文化が衰退したとも言われております。このような食の問題につきましても人間の心身の成長にかかわる本質的な視点でとらえなければならないと考える次第であります。

さて、こうした食生活の乱れが児童・生徒の心の状態にも影響し、子供が荒れる要因になっているという 指摘があるのは事実であります。文部省も食の乱れによる心の健康問題の深刻化を憂慮し、平成10年6月に 食に関する指導の充実について通知を出しております。朝食をとらない子の増加やカルシウム不足、脂肪や 糖分のとり過ぎなど栄養の偏りを指摘するとともに、食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣 の形成に結びつくような実践的な態度を育成すること、学校の自主的判断により学校栄養職員の積極的な協 力を得て、担当教諭がチームを組んで指導するなど創意工夫すること、特に給食指導においてはバランスの よい食事の指導とともに、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係や協調性の涵養に留意することなどと なっております。

また、平成10年4月に改訂された教育改革プログラムの中に示されておりますが、文部省では、特別非常 勤講師として学校栄養職員はもとより校外の専門家も活用して、健康教育のあり 方を実践的、総合的に調査研究しております。

また、最近の報道によりますと、文部省は学校栄養職員の制度を改め栄養教諭として学校に配置し、授業を通して子供たちの乱れた食生活を積極的に改善しようと具体的な制度改正の検討に入ったということであります。

以上のように、食に関する指導の重要性を認識し制度改革も検討しながら、学校でもさまざまな取り組みが行われているということを御理解いただきたいと存じます。

次に、市内児童・生徒の食事の実態はどうなっているかというお尋ねについて申し上げます。

残念ながら、市教育委員会として市内全校の実態を調査集計したものはございませんが、各学校では食の 大切さについて十分認識し、さまざまな実践を行っております。参考までに紹介いたします。柴橋小学校で は一昨年の1学期に好きな野菜と苦手な野菜について調査したところ、キャベツ、キュウリ、白菜、レタス などあっさりした野菜を好み、セロリ、ピーマン、パセリなど特にくせのあるものを苦手とする傾向にあっ たということであります。また、苦手な理由として注目すべきは食べなれていないということですが、これ などは保護者の努力で十分改善できるものと思われます。この結果をもとに、学校から保護者へ働きかけや 担任の指導によって、1年後の調査では改善が見られたということであります。

今年度は柴橋小学校の栄養職員が、食に対する意識の高揚を図り日常の食生活を改善できる子供の育成をねらいとした研究を計画しており、その成果も期待したいと考えております。

また、南部小学校の最近の保健だよりによれば、いわゆるスポーツドリンクにもかなりの糖分があり、安 易に健康飲料と誤解することのないよう注意を促すとか、「朝食は金、昼食は銀、夕食は銅」というような 標語を紹介して、朝食をしっかり食べることの重要性を指導しております。

中学校の例で申し上げますと、陵東中学校は毎年継続して食事や生活に関する保健調査を実施しております。今年度の朝食に関する項目では、 532名中29名が「ほとんど食べないか食べない日の方が多い」と答えており、その理由は「食べる時間がない」、「食欲がない」となっております。したがって、食の指導は生活のリズムの指導とも密接にかかわっていることが理解いただけるものと思います。

また、一昨年、陵南中学校では、生徒会の保健部の活動の一環として、家庭生活の実態アンケートを行っておりますし、陵西中学校でも、今年度の学校保健委員会で生徒の食生活調査の結果について協議しております。そして、ここでも一部の生徒の食の乱れや清涼飲料の飲み過ぎの実態が明らかになっております。

以上、幾つかの例を申し上げましたが、他の学校においても一般的にこのような傾向にあるものと理解しております。

市教育委員会といたしましては、食と児童・生徒の荒れの関係について今後も十分に注目してまいりたいと存じます。

また、市内全児童・生徒の実態を把握する必要性を感じておりますので、議員が御紹介になった福山市立

女子短期大学の鈴木雅子教授の著書などを参考にさせていただいて、実態を調査するよう計画したいと考えております。

いずれにしましても、議員が御指摘のように、食に関する指導は現在の重要な教育課題ととらえております。食は生きるための基本であり、生きる力そのものであります。彩りや口ざわりに惑わされず、大切なものもしっかり食べる知恵と自己管理能力を育てる指導に努めてまいりたいと考えます。

市内全児童・生徒の実態を分析した結果によっては、学校教育と社会教育の両面から検討し、親が自然豊かな寒河江らしい食文化を見直し、自分の子供の食生活や健康について親自身が責任を持つよう意識の高揚を図ってまいりたいと考えます。

ところで、議員が水泳連盟の指導で出会ったお母さん方のような、食の大切さを理解しない保護者が全体のどれくらいの割合になるか判断は難しいものであります。食に関して子供の自己管理能力を育てるとはいっても、やはり親が準備してくれる食事をいただく受け身の存在であります。したがって、親こそ賢くなければならないという御指摘はもっともであります。

しかし、一方で、社会がこれだけ豊かになり、有益なものも有害なものも渾然一体とした社会の中で、賢明な判断で取捨選択に努める人と安易に流されて生きる人では、生活実態に差がついてきたと言われております。子供に与える食事にも保護者の知恵の差があらわれているという現状であろうと思われます。保護者への啓蒙の必要性は各学校も十分理解しており、さきに申し上げたような取り組みとともに、保護者会や学級懇談、学級保健委員会等でも話題に取り上げ理解と協力を求めております。

しかし、正直に申し上げまして、子供の学力については保護者の関心も非常に高いものがありますが、健康や食に関してはやや関心が薄れる傾向にあるのも事実であります。したがって、保護者の研修会や懇談会等の内容にもなお一層工夫改善を凝らし、より魅力的で効果的に実施するよう求めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員が強調されますように、地方分権一括法を初め中央教育審議会の今後の地方教育 行政のあり方についての答申など、教育委員会がみずから発想を転換し自律的にそのあり方を判断、決定す べき時代を迎えております。これは大きな変革であり、課題も山積しているのが実情であります。

しかし、考え方によってはまことにやりがいのある、おもしろい時代を迎えたとも言えるのであります。 市教育委員会といたしましては、冒頭にも申し上げたように、戦後の教育を真摯に振り返り志を高くして最 善の努力をしてまいりたいと存じます。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 大変御丁寧な御回答、ありがとうございました。

私の言わんとするところは、すべて御理解いただいているし、また具体的になされるようですので、大変感謝しております。

ただ、いろいろな学校でも機会をとらえてやっているというふうに今言われたようですけれども、もう一つのねらいは、授業参観あるいは入学式、卒業式、この辺で時間をとっていただきたいというねらいがあるわけですけれども、体育局長の名で通達あって、食事が問題だと。だから、授業に取り入れなさいと、してほしいという通知を出したけれども、現場の先生方はどういうふうに教えたらいいかわからないと。何ともならないというようなことで、文部省でそういう先生方のために本を発行していると。これも学校で教えるだけでなくて、親として子供を教育する、あるいは食事の問題で非常に参考になるものが書いてあるというようなことでありますので、そういう本を配付するような形を、我々親とすれば入学式とか卒業式には必ず行くだろうというふうに思っています。授業参観はしない人もいるのかなと思いますけれども。そういう場でやはりやるべき時代、しなければならない時期ではないかと。そしてまた、教育委員会の考え方で、それができる時代に入ったということを申し上げておりますので、その辺についてちょっと御見解を改めてお聞きしたいなというふうに思っております。

今、教育委員長の中では親にとってもいろいろな人がいるので難しい面もあるなというようなことは判断できるんですけれども、卒業式で謝恩会なんかも非常に問題にもなっているようですし、せめて入学式あるいは卒業式のときに、そういう10分や15分ぐらいのお話の時間があってもいいのではないかと、またすべきだと。子供の教育に関しては学校で来年からやると決めておるようですから、でも今の親を見ると問題だというふうに思います。その辺の御見解だけちょっとお聞きしておきたいなというふうに思っています。そのためのまた本も出しているわけですから、お願いしたいなと思っています。

それから、これは質問でないですが、8月31日に、私も初めてなんですが、三泉小学校の5・6年生が授業として寒河江川の川下りをして魚とりをやって、魚の食べ方の講習会といいますか、チェリーランドのちょうど下の方から全員、ゴムボートあるいはチューブにぶら下がって寒河江橋を下って、魚道のあるところ、あそこまで全員で川遊びをやりました。

その後に、魚とりを教えてくれというようなことで、もちろんこの前は水が非常に少なかったので、でも 万が一あると悪いというので、私の方の水泳連盟にもありましたので、私も行ってきました。あと漁業組合 の方にも連絡が入って、あるいは寒河江建設事務所の河川課の方にも川を使うということで連絡なって、私、 初めて水連として万一の場合というようなことで連絡ありまして行ってきましたけれども。

私、感心したのは、一つが全員川を下って川と親しんでいる。その中で魚とりを始めました。ところが、魚とりは全くできないんですね。たまたま、この前10名ぐらいの5・6年生の子供と魚とりをやったことがあるんですが、私が500匹ぐらいつかまえたときに、子供10人して3匹きりつかまえられませんでした。私がいつの間にか魚とりのプロになっているんです。私、行きましたら、こういう網を持って、それから子供用の投網もつくってあります。それを持って魚とりをやりました。

ところが、カジカをどうしてもつかまえられないんですね、子供は。それを教えてくれと言われましたので、上の方から下に網を張って川の水を濁しながら石を上げてくれば、カジカは入るよと。おまえたちは、カジカの網をして下の方から石を動かせば魚は下に戻るんだと。濁れば魚は下るんだと。だから、石を下から押せば下に下るから下に張りなさいと。あなた方は網を張って上からするから、上に魚が逃げるんだよと。やってみなさいとやったら、直ちにとれました。なおさら私が魚とりのプロになりましたけれども。その中で、子供たちがいかにしたら魚がどう動くんだという習性を必死になり今度は勉強して、子供たちでやって

おりました。

それと、私、今回、食事の問題で申し上げておりますので、漁業組合の方が全員出まして、アユないしハヤ、それを全部炭焼きいたしました。いわゆる砂に炭を置いて、砂にわきに置いて立てて、新聞紙敷いてやるわけですね。川魚の場合は万が一虫がいると悪いというので、昔からなんですが、アユの場合は特になんですが、立てて焼いていますので、つゆがなくなるまで焼くのが基本なんです。一たん新聞紙で熱を逃がさないようにして、それを一回裏返しする。腹から焼いて背をもう一回焼く。口からつゆがなくなれば、おいしく焼けたので食べられるよと。

お母さん方と先生方もびっくりしておったんですが、うちの子供いまだかつて魚を食べたことがないと。まして頭から食わないとだめだというふうに我々が申し上げましたら、子供たちが全員、全員食べました。先生もびっくりする。親がびっくりしているんですね。親も食べたことないんですね。ところが、群集心理もあるんでしょうけれども、全員が食べました。骨も食べないとだめなんだよと。このアユは7月の前にとったアユだから、頭から食べなきゃならないんだと。そしたら、その言われたとおり、子供たちは全部食べました。だれか骨でもつっかえるのいるのかなと心配したんですが、だれもいませんでした。

ああやって実際に指導して、そしてみんなで食べさせると、食べたことのない川魚も食べたというので親の方がびっくりしているし、親も食べたことがない。料理はこうやってすればおいしいんだという、それも初めて知ったというようなことで、大変結構な企画だなと思っておったんです。

そのときに余りに子供たちがたくさん川で黄色っぽい浮袋やっていますので、目立ったわけですね。皆さん、おりてきたんです。そしたら、最後に言ったのは、何で三泉小学校だけやって寒河江市の小学校のみんなにさせないんだと。こんな寒河江川があって、こんなにみんな喜んでいるし、我々の孫にもさせたいし、私の子供にもさせてもらいたい。何とかそれをお願いできないかというように、私、強い要望を受けておりましたので、三泉はもとは寒河江川のふもとにあったので、川を前にしている学校はそうあるはずないから、やろうということでやっているらしいんですけれども、父兄の方もほとんど出ておりましたし、地元挙げて協力しておったようでした。

そんなことで、ああいうものがやはり実際に本で教えるのも一つの方法ですけれども、実際にああいう形でやれば、子供たちの将来にも非常にいいんでないのかなということで、寒河江川を利用する方、三泉だけでなくて、そういう強い要望を受けておりますので、この辺を御要望申し上げたいと思います。

先ほど申し上げた授業参観、入学式、卒業式での活用についての御見解をお聞きしたいと思います。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 ただいま伊藤議員から、大変具体的な事例を通して貴重な御提言をいただいたというふうに思っております。

1問のお答えでも申し上げましたとおり、寒河江市全体として実態把握等を今まで行っておりませんので、各学校のさまざまな実践はあるわけですけれども、市全体としてどういうことを実態を把握して、どういうふうな具体的な計画をとっていくかというようなことを今後検討してまいるつもりですが、ぜひ議員からおっしゃられましたようなことを参考にしながら、具体的な取り組みに結びつけていくようにやってまいりたいというふうに思っております。

ただ、キレる実態等について非常に食生活と関連性があるというようなこと、鈴木教授の本にもあるわけですが、これは正直私も初めて読ませていただいて非常に参考になったなというふうに思っていますけれども、寒河江市の図書館の方でも購入していまして貸し出しなんかも行っております。ただ、1冊だけですので、こういったものを、貴重な本等ももっと購入するなど具体的な手だて等もとりながら、あるいはさまざまな学校の集会等で食にかかわる研修が図られるような手だてをとってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤陽子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市民から寄せられた要望や意見をもとに順次質問をしてまいりますので、市長並びに関係当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、雨水の排水対策についてお伺いいたします。

大雨が降ると必ずと言っていいほど用水路や側溝があふれ、道路や周辺の家屋にまで浸水する状況が後を 絶ちません。

私は、平成6年12月議会でも、この問題を取り上げて、浸水地域の用排水路と全市的な雨水排水路の整備を進めるべきではないかとお尋ねをいたしました。これに対して市長は、大雨のとき雨水が一定の場所に集中しないように上流での分水を考えてみることと、雨水の排水路となっている農業用水路については二ノ堰側と協議しながら整備検討を進めること、さらに沼川の整備が早期に進むよう努力をしていくと答弁されております。

その後、浸水箇所に対しては局所的な分水等が行われ、従来の浸水箇所は改善されました。しかし、ことし7月14日の集中豪雨により、分水をした下流の方で道路や車庫に浸水するといった状況が起こりました。越井坂地内の新山本楯線の周辺は地形的に最も低いところであり、これまでも何度か浸水を繰り返してきたところです。局所的な分水により、これまでの浸水箇所が改善されても、市街地から集まってきた大量の雨水は1カ所に集中するため、排水し切れず側溝のふたのすき間から吹き出すようにあふれ、道路や民家の車庫などに流れ込むのです。

局所的な対処だけでは大雨による浸水を食いとめることはできません。前回の質問から 5 年以上経過しておりますが、この間の沼川の改修工事の進捗状況はどのようになっているのか。浸水地域の上流部で分水をする考え方はどのようになっているのか。

また、近年、町の様相も大きく変わり、田んぼや農地が宅地化されアパートや住宅が立ち並び、コンクリートやアスファルトで固められてしまいました。保水や貯水の機能を失った市街地の雨水は急速に低地に向かって流れ込み、浸水の被害を起こしているのです。これからも区画整理による宅地化や住宅団地の造成などが予想され、思わぬ被害の出るおそれもあります。寒河江市全体の都市計画に即した雨水排水対策を立てる必要があると思いますが、その計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、通告番号4番、子育てプランの実効ある取り組みについてお伺いいたします。

少子高齢化社会と言われて久しくなりますが、厚生省の調査によれば、1人の女性が一生のうちに産む平均的な子供の数は、昭和30年から40年代にかけては 2.0から 2.1人台を維持してきましたが、50年代に入って低下を続け、平成5年には過去最低の1.46人となりました。寒河江市の場合でも例外ではなく、多少の変動を繰り返しながらも、緩やかな減少傾向にあります。

この少子化現象にはいろいろな要因が考えられますが、一つには結婚をしない、または晩婚化、もう一つ は安心して子供を産み育てられる環境にないことが挙げられると思います。

子供の数が少ないことは社会の安定的な発展にも大きな影響を及ぼすとともに、子供たちの健全な成長を 阻害するさまざまな問題が生ずることも指摘されています。

このようなことから、国は平成6年12月にエンゼルプランを作成し、国や地方公共団体、地域、職場など 社会全体が積極的に子育てへの支援を行うよう方向づけました。

このような方針を受けて、寒河江市でも平成10年3月に、子供の健やかな育成のための環境づくりを積極

的に支援していくとの趣旨のもとに、寒河江子どもプランを作成しました。

プランの内容は、テーマごとに現状、課題、施策について述べられておりますが、このプランが本当に子供たちの健やかな成長を保障するとともに、安心して子供を産み育てられる環境をつくっていく有効なプランとなることを期待しながら質問をしてまいりたいと思います。

ファミリーサポートセンターの設置について伺います。

私が、ファミリーサポートセンターという言葉を耳にしたのは昨年のことでした。「寒河江市ではファミリーサポートセンターがないの」、市内に住むある女性に尋ねられました。その女性の話によりますと、ファミリーサポートセンターとは行政が窓口となって、子供を見てほしい人と見てあげてもいいという人たちがお互いに登録をしておいて、何らかの理由で子供を見てほしいときにサポートセンターに電話をすれば、見てくれる人を紹介してくれる。依頼をされた人は、自宅で子供を見てあげる。そして、見てくれた人に、1時間500円から700円ぐらいの規定料金を払うことになっているとのことでした。

そんな制度があることを聞いていたやさき、今度は別の女性から、「ファミリーサポートセンターのようなものがあれば、子供を預かる仕事をしてみたい」との声を聞きました。

私は早速、県職員の方から資料を送ってもらい調べてみました。パンフレットによりますと、ファミリーサポートセンターとは、仕事と育児が上手に両立できるように支援する仕組みで、地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互い会員になり助け合うグループをつくるといったもので、その手助けを行政がやるというものでした。

ファミリーサポートセンターの業務内容は、会員の募集、登録、その他の業務、相互援助活動のあっせんなど、会員に対する講習会の開催、アドバイザーとサブリーダーとの定期的な情報交換や関係機関との連絡調整、定期的な広報紙の発行などとなっており、サポートセンターの設置や運営については国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の補助をするという内容になっています。

県内においても既に酒田、山形、鶴岡、米沢、村山、天童の六つの市で設置され、利用会員からは大変喜ばれているということでした。

ファミリーサポートセンターの利用例としては、双子の予防接種のつき添い、学校の授業参観のとき下の子を見てもらう、子供の習い事へのつき添いやパートなどの仕事に出るとき、冠婚葬祭に出席するとき、保護者が病気のときや医療機関で受診するとき、自営業の方で学校や保育所が休みのとき、予期せぬ出来事のため子供の面倒を見られないとき、保育所の送迎などがあります。

平成7年の国勢調査によれば寒河江市の核家族世帯は4,732世帯であり、全世帯の43.6%となっています。その中でも、18歳未満の子供のいる世帯は1,551世帯となっていて、6歳未満の子供がいる世帯でも約半数の世帯が共働きをしている状況です。また、子育てに専念しているお母さんもいるわけですが、いずれにしても子育て中はちょっと手をかしてほしい、手伝ってくれる人がいればいいなと思うことがしばしばあります。

先ほど述べたような利用ができれば、子育て中の家族にとっては大変助かるのです。子育てに専念している母親にとっても、四六時中子供とつき合っているストレスは大変なものです。たまには子供から解放されて買い物をしたり好きなことをしたいという思いは強いのです。

最近、県内でも密室の中で子供を虐待し死亡させたという痛ましい事件が起きました。ちょっとした息抜きや気分転換でストレスを解消し、子供にも優しく接することができるのです。ハートフルセンターに子供を遊ばせに来ているお母さんたちの中にも、子供を一時預かってくれるところをぜひ欲しいと思っている方が多いのではないでしょうか。

ファミリーサポートセンターは、机といすと電話 1 台があれば、どこでもすぐできるのです。寒河江市で も、若いお母さんたちの子育てを支援するために、ぜひ設置を検討してほしいと思いますが、いかがでしょ うか。

次に、学童保育所の実態に合った施設の確保についてお伺いいたします。

寒河江市には、現在三つの学童保育所があります。南部小学区にあるなかよしクラブは昭和63年に南部地区公民館の二階の一室につくられました。現在、児童数は38名です。平成4年には、中部小学区にわんぱくクラブがつくられました。児童数は54名とのことです。寒小学区には平成10年にきらきらクラブが設立され、現在21名の児童が入所しています。

いずれの学童保育所も、共働きなどで子供の放課後の面倒を見てやれない父母たちが必死の思いで行政に働きかけてでき上がったものです。発足当時は、いずれも学童保育を希望する児童が10名そこそこと少なくて、行政も二の足を踏むような状態でしたが、学童保育所の存在が知られるようになると、入所を希望する児童の数は年々ふえてきております。殊に中部小学区のわんぱくクラブは、発足当初の約4倍にもふえているのです。

発足するまでには、行政も父母たちも必死になって場所探しをして何とか設立にこぎつけたのですが、年数が経過し児童の数がふえてくると、施設の老朽化や狭さが深刻な状態になってきております。

中でもわんぱくクラブは民家をお借りし、部屋の間仕切りを取り払って24.5畳の広間として使用しているのですが、24.5畳に54名の児童が放課後を過ごしています。この広さは、児童1人当たり0.45畳で、1畳に2.2人、すなわち2畳に5人の児童が生活をしていることになるのです。天候のよいときは外で遊ぶ子供たちも多く、2畳に5人ということにはならないにしても、雨の日などは戸外に遊びにも出られず、一部屋の中で過ごすことになります。

私が伺った日も、元気盛りの男の子たちが狭い部屋の中ではしゃぎ回り、邪魔された女の子たちが一斉に 抗議の声を上げるなど、騒然とした状態でした。指導員の先生たちが声を枯らして注意していましたが、騒 音にかき消されて、その声も届かないような状態でした。

子供たちの人数に対し、施設が老朽化し狭くなっているのです。これでは落ちついて宿題をしたり本を読んだりして、家庭的な雰囲気の中で過ごすことはできません。実態に見合った施設に借りかえるなり、適当な場所を探してプレハブの建物をつくるなど、施設の確保を早急にしなければならないと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、学校週5日制に伴う指導員の増員や待遇改善についてお伺いいたします。

寒河江市の学童保育所が三つの小学校区にできたことから、昨年、三つの学童保育所をつなぐ寒河江市学 童保育連絡協議会が設立されました。この連絡協議会が学童保育所に入っている児童、父母、指導員に対し、 2000年2月14日から22日にかけて意識調査を行っています。児童編、父母編、指導員編と三つに分けて、それぞれ違った設問があり興味深い結果が出ております。今回は指導員編から、指導員の待遇についてを取り上げてみたいと思います。

「あなたは指導員の待遇についてどう思いますか。 A、今のままでよい。 B、改善してほしい」の問いには 100%、改善してほしいと答えています。改善してほしい内容については「社会保険の加入を望む」、「10年間働いても社会保険の加入が実現されない指導員のことをもっと考えてほしい」、「このままではこれからの指導員の確保は難しいと思われる」、「パート扱いはやめてほしい」、「日給でなく月給制に」、「平成14年からの学校完全5日制だと土曜日は毎週1日保育になるので、第2・第4は休みをいただきたい」などの意見が出ています。さらに、「あなたは有給休暇をとれますか」の問いには、A、大体とれるが66%、B、ほとんどとれないが17%、C、とりたくともとれないが17%となっており、ほとんどとれないととりたくともとれないを合わせると34%になっています。このように、指導員たちは社会保険の加入や有給休暇がとれる等の待遇改善を求めているのです。

さらに、「完全週5日制を目前にして、学童保育の課題と指導員の対応について」の問いには、「保育

を必要とする子供を受入れ父母が安心して働けるようにしなければならないと思うが、指導員の休日の保障などはどうなるのか気になる」、「保護者不在の日を過ごす子供たちがふえるので、指導員の増員、施設の確保等が必要」、「子供が学童保育で過ごす時間が長くなるので、土曜日の時間の使い方を工夫していきたい」、「家庭の温かさのある学童保育を目指し、 子供が安心できる場にしていきたい」、「指導員も最低月1回は週休2日制が必要と思う」、「第2土曜日の閉所とか保護者の方も考えてほしい」、「指導員の勤務体制によっては保育料の値上げも考えなければならなくなると思う」などといった意見が出されています。

このアンケートの結果からも、指導員たちは学校完全 5 日制の実施による学童保育の役割と必要性がさらに高まることを認識し、保育内容の充実と子供たちが安心して過ごせる学童保育所にしたいと思っているのです。反面、それに見合っただけの指導員がいないため、休日や待遇が保障されていないことに不安を抱き、その改善を願っているのです。

学校週5日制の開始を前に解決しなければならない課題が山積しております。指導員の増員、身分の保障、休日の確保などについて、市長はどのように考えておられるのか見解をお伺いたいと思います。 以上で第1問を終わります。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、雨水排水対策の問題でございます。

市街地における大雨時の排水としましては、一級河川の沼川を初め都市下水路や農業用の用排水路、いわゆる三度川とか茨江堰とか内川でございますが、さらには用悪水路や道路側溝により排水している状況にございます。特に、生活に密着した排水路となれば、道路側溝になるかと思っております。

御質問の新山地区、御指摘の場所は市道新山本楯堤防線と市道南町4号線の交差点付近だろうと思いますが、この浸水箇所につきましても、排水は沼川に合流するまでは道路側溝となっております。お話がございましたように、6年の12月議会でも同様の質問がございましたので、排水対策についているいろ検討してきたところでございます。

中でも末流のはけ口となる沼川の整備促進が大きな課題でございましたので、県にも実情を申し上げ要望してまいりました。現在、国道 112号の横断部の取りつけの工事は残っていますが、本楯橋から東北ぼんち西側付近までは川幅で約11メートルに改修されましたし、河床も約50センチ程度下がって完成いたしたところであり、沼川への放流については以前より大幅に改善されたことになります。

また、雨水が一定箇所に集中しないように、上流で分水して沼川へ放流できないかどうかについても検討してまいりましたが、いずれも放流口となる沼川の河床が高く極めて困難な状況にあることから、できる限り雨水が集中しないようにするため、新山堰と道路側溝の接続地点を数カ所遮断しまして、下流に導水する工事を実施しながら排水対策に努めてきたところでございます。

しかしながら、このたびの浸水の要因としましては、短時間の降雨でしたが、時間当たりの降水量は28 ミリメートルと、昭和51年8月6日の集中豪雨以来、二十数年ぶりの記録となり、農業用水路である新山堰 には受水面積が約5ヘクタールあるわけでありますが、この新山堰が溢流し地形上最も低いところに集中し たため、市道側溝がのみ切れなくなったものと思っております。

また、上流における宅地化の進行や道路側溝整備などが進み、到達時間が早まったことも考えられる要因ではなかったのかなと思っているところでございます。

このようなことから、当面の排水対策となるわけでございますが、このたびの浸水箇所より沼川までの排水路としては、市道新山本楯堤防線の西側の側溝のみとなっております。地形的な面からも雨水の集まりやすい状況にありますし、一層排水能力を高めるためには、道路の東側の側溝をも利用して沼川へ放流していくというルートについても考慮する必要があると思っているわけでございます。

計画に当たりましては、沼川の河川管理者でありますところの県との協議も伴ってきますが、地域の実情を踏まえ、本年度において調査を実施して進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、全市的な雨水対策の問題でございます。

自然の恵みである雨水も、局地的な豪雨や断続的に降り続く長雨になりますと、その降雨量が極端に多くなり河川等が増水し災害となりまして、市民生活に甚大な被害を及ぼし取り返しのつかないものになりかねない場合もあるわけでございます。都市が持続的に発展する中で、雨水を速やかに排水し浸水を防ぎ、安全で安心して暮らせる都市環境を形成することが必要であると考えております。

本市におけるこれまでの大きな水害としましては、昭和51年8月6日、8・6水害におきまして、発達した前線による集中豪雨のため市内を貫流する沼川が増水し、住宅の浸水やら農地が冠水するなど、大変な被害をもたらしたところでございます。これを契機といたしまして、沼川バイパスの建設が進められ、平成11年にようやく暫定供用が図られ、速やかに最上川へ排水されるようになり、これまで冠水常襲箇所であった西寒河江、塩水地内等の冠水解消が図られておるわけでございます。

最近では、平成9年6月28日から29日にかけての台風8号のため、総雨量で170ミリメートルに達するところの激しい雨によりまして、市内の陣ケ峰とかあるいは田代地内の土砂崩れ災害を引き起こし、日田地区やら中向地区の水田等が冠水したことは記憶に新しいところでございます。

本市の雨水排水の経路と現状としましては、人口が集中する既成市街地の寒河江、西根、南部地区からの排水経路としましては、中小河川や排水堰、用水堰を経由して、はけ口は最上川になっております。

寒河江地区等の既成市街地のほとんどは主に沼川が本流になっており、その支流となる茨江堰や三度川、また守川を経た横井川が沼川の下流部で合流し、沼川樋門を抜け放流するようになっております。それから、中央工業団地それから緑町、仲谷地、落衣前、柴橋方面からは、沼川バイパスに流れるようになっておるわけでございます。また、西根地区の一部からは農業用排水路の内川に流れ、内川樋門を抜け放流されます。さらに、南部地区の流域といたしましては、川久保排水路や赤沼堰に流れ、赤沼堰樋門を抜け放流されるようになっており、既成市街地からの排水は、大きく分けて4系統になっております。

沼川につきましては現在、市街地内を中小河川改修事業により治水安全度の向上に整備が行われており、河口においては最上川水位の上昇に伴う逆流に備え排水機場が設置されており、内水をポンプで排水できるようになっております。これまでも何回か稼働し浸水の防止に当たってきているところでございます。

沼川バイパスの流域につきましては、緑町地内の排水路からあふれる箇所もありますが、公共下水道の雨水幹線の整備を現在進めており、今年度末には完成する状況にあり解消されるものと考えております。

また、内川の流域につきましては、樋門手前の日田地区の水田などが豪雨時には冠水する状況にあり、その解消策としまして建設省と協議を進めているところでございます。

また、南部地区から排水される赤沼樋門につきましては、樋門の位置が高く、これまで最上川の水位の上 昇に対し樋門の遮断経験がなく、排水能力に余裕を持っている状況にございます。

今後の問題といたしまして、今後、土地区画整理事業による下釜、西根木の下地内や土地開発公社が施行する横道地内、また市街地内の民間開発など、市街地整備が計画されております。市街地の進展は、区画整理や宅地開発による宅地化、工業団地の造成、また最近では高速道路も整備されるなど、土地利用形態が急速に大きく変化してきており、これら都市施設の整備に伴い水田や畑などの保水機能を持つ土地が舗装やコンクリートに覆われることにより、雨水の流出速度が速くなり、急激に河川に流れ込むようになってまいっております。市内の将来に向けた都市整備に対する雨水排水対策について検討していかなければならないと考えているところでございます。

また、農地につきましても、水田からさくらんぼ畑にかわったところも多く、雨よけ用のビニールハウスが家屋と同様の雨水流出となることなどもございまして、今後とも市の将来に向けた全般的なまちづくりに整合した雨水排水路等の整備が必要であると考えております。

それらの対策を講じるために現在、本市では雨水排水対策について庁内の関係各課、関係団体による雨水 対策検討会を設置しております。現状の把握と都市計画マスタープランに基づいた将来の都市化に伴う雨水 の効率的な排除策をまとめるとともに、雨水対策に係る短期、中長期的な整備目標を定め、効率的に整備推 進を図るため、寒河江市雨水対策基本構想の策定に当たっているところであり、今年度と来年度の2カ年で 策定していきたいと考えております。市民の生命、財産を守り、だれもが安心して暮らせる浸水のない安全 なまちづくりに向けて今後とも努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、子育てプランの実効ある取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

まずはファミリーサポートセンターでございます。

昨今、青少年による殺傷行為や育児放棄、児童虐待など、子供たちが起こしたり関係したりする事件が多く発生しております。これらの事件の起因には、家庭や地域の子育て機能の低下などが挙げられ指摘されております。一人ひとりの子供を大切にはぐくみ、個性豊かで心たくましい子供の健全な成長を支援することが肝要であり、子育て時期にある親たちばかりでなく地域全体で取り組んでいくべき大きな課題かと思いま

御指摘もありましたが、国は平成6年にエンゼルプラン、今後の子育て支援のための施策の基本方向についてというものを定め、少子化社会に対応した施策の積極的な展開を図ることといたしました。

その後、これまでのエンゼルプランというものを見直し、平成11年12月になりますと、重点施策の具体的実施計画として新エンゼルプランを策定いたしました。この中で、厚生省は、児童福祉の向上を目的とし、就労している男女の育児支援の観点から、多様化する保育需要にこたえられる保育サービスの充実を図ってきておりますし、労働省は仕事と育児両立支援特別援助事業といたしまして育児や家族介護などを行う労働者の職業生活や家庭生活との両立支援の観点から、ファミリーサポートセンター事業というものを創設して育児支援施策の充実を図っておるわけでございます。

本市におきましては、平成9年度に少子化時代における子育て支援社会の形成と21世紀を担う子供たちの健全育成を基本テーマとして、寒河江子どもプランを策定し、これらに基づいて子育て支援に関連する所要の施策を推進しているところでございます。

今年度は保育サービスの充実を初め、市立保育所が地域の子育て支援施設としての役割と機能を果たせるよう、地域に根差した保育所づくりに取り組んでいるところでございます。さらに、保育所に入所していない子供たちや育児に不安を抱えた親に、保育所の持っている機能というものを活用してもらうために、月に1回、園庭開放を実施し保育所をよく理解してもらうとともに、乳幼児の育児にかかわる相談に応じております。地域の方々が保育所を身近に感じ気軽に何でも相談できる施設として認知していただくことが大切であり、園庭開放事業の継続的な実施により、地域の子育て支援センターとしての役割を果たすことができるものと考えております。

さて、御質問のファミリーサポートセンターについてでございますが、御指摘もありましたが、この制度というものは保育等のサービスを受けたい者、いわゆる依頼会員と、それから提供したい者、協力会員が、あらかじめともに登録しておいて、会員の家庭において保育を実施するものであり、センターはその受委託の橋渡し役などの調整を行うものでございます。

その活動内容としましては、会員同士の保育援助コーディネートを初め、講習会の実施や活動中の事故に 備えた保証保険への加入など、会員が安心して保育援助活動を行えるよう支援するものでございます。

本市における短時間保育援助事業としましては、児童養護施設寒河江学園への委託により支援しているところでありますが、一時保育に関する需要の把握や見知らぬ者同士で子供を預けたり預かったりすることに対する当事者の意識など、研究すべき課題もあると考えているところであります。

しかしながら、保護者の子育て環境や子供の生活に応じて、その家庭に合った保育支援の選択肢を広げていくことが必要であると考えておりますので、ファミリーサポートセンターの設置も含め、一時的保育事業の実施について現在種々検討しているところでございます。

次に、学童保育所についてでございます。

本市が他市に先駆けて放課後児童対策事業に取り組んでから十数年になるわけでございます。三つの小学校区に放課後学童クラブができ、今年度は 114名の児童を学童保育所で受け入れております。

御案内のように、学童保育所の発足状況を振り返ってみますと、昭和63年度に、南部小学校区の留守家庭の低学年児童を対象に、南部地区公民館の一室を借用して南部地区学童保育所なかよし園として開設されたのが最初でございます。当時、新興住宅地における小学校低学年のかぎっ子対策が急務となっており、児童の健全育成を図るため、1年生5名、2年生4名、3年生1名の児童数10名に指導員1名という体制で発足したものでございました。その後、平成4年度には寒河江中部小学校区にわんぱく園が、平成10年度には寒河江小学校区にきらきらクラブが発足したことは御案内のとおりでございます。

どの学童保育所とも、小学校低学年の児童を持つ保護者が放課後における子供への不安から設置を強く望み、運営委員会をつくり民家等を借用しての開設となったわけであります。

開設に当たっては、市としても建物改修費用を援助して、子供たちが自宅に帰ったという雰囲気を持たせるよう改修するなどの支援をしてまいりました。

このため、今でも子供たちは授業が終わり学童保育所に帰ってくると、ただいまと元気な声であいさつし、お帰りと指導員から温かく迎えられ、まさに自分の家に帰ったと同じ環境にあります。発足当時は十数名の児童数であったものが、世帯の核家族化や共働きの増加、学童保育所のよさが認識されるに伴い入所児童が増加し、本年度はなかよしクラブが38名、きらきらクラブが21名、そしてわんぱくクラブが55名となっております。

御質問のわんぱくクラブの施設については、これまでも児童数の増加に際して、建物所有者の了解をいただき、トイレの増設や建物の部分改修などで対応してきたところでございます。

今年度は特に昨年度よりも十数名もふえ、初めて50名を超えたということから、運営委員会では活動内容や現在の施設の使い方を工夫したり、学校施設の利用拡大を図りながら活動されているようでございます。

今後とも利用児童数の増加が見込まれるようであれば、別の施設に移るとか、二つの学童クラブに分離するとか、いずれの方法で対処するにしましても、運営主体であるところの運営委員会の考え方によるべきものと思っておりますが、この事業がより円滑かつ適正に実施されるよう支援してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、学校5日制に伴う指導員等についてでございます。

まず、本市では、これまで学童保育所に対して、児童の健全育成と保護者負担の軽減のため支援してまいりましたが、その指導員については14名の児童数につき指導員1名の配置を基本に、児童数が5名ふえるごとに指導員数を2分の1名ずつ加算することとしております。

また、その指導員の賃金につきましては、第2・4土曜日の学校休業日の開設時間を加味した1カ月の実働時間数に夏休み等の学校休業日における開設時間を加算した1年間の総時間数を算出し、さらに賞与に相当する額を加えて算定しております。

平成11年度における、なかよしクラブ、わんぱくクラブ、きらきらクラブの3クラブに対して支援した総額は940万円となっており、これに対する国県補助金は300万円余りとなっております。国の補助制度では、小学校低学年の1~3年生だけを算出基礎としておりますが、市では入所している児童全員を算出基礎としているほか、施設の借り上げ料等の市の全額援助など市独自のかさ上げを行い、保護者負担が少しでも低く抑えられるよう配慮しているところでございます。

御質問の平成14年度から始まる学校週5日制に伴う指導員の増員と待遇改善についてでありますが、学校週5日制は土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会で子供たちが生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など、さまざまな活動や体験をするということを目的として実施することとなっておるわけでございます。このために、学校5日制に伴う学童保育所の支援については、家庭ばかりでなく地域での取り組み、動きというものを見ながら対応すべき課題であると考えております。

なお、指導員の採用や勤務条件等については、すべて運営委員会が決定して行っていることでありますので、市としては関与できないものでありますが、学校5日制の実施に伴って学童保育の開設時間が拡大することになれば、基準額の見直しを検討すべきものと考えております。

また、学童保育所がPTA、児童の保護者、ボランティアなど、地域の方々の協力というものを得ながら 運営されるよう支援してまいる考えでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 雨水の排水対策については、今、市長からの御答弁で沼川への排水路を今1本だけになっているところをもう1本ふやして排水したいというようなことを考えておられるようで、その調査を今年度から実施するという前向きの答弁をいただいたこと、大変ありがたく思っております。

昨日も私、側溝から沼川に排水されるところの落ち口といいますか、そこを見てきたんでしたけれども、やっぱり落ち口から水面までの落差が、下までおりてみたわけじゃないんですけれども、橋の上から見たところによりますと、1メーターぐらいしかないのかなというような見方をしてきたんですけれども、その落差がないということが排水をしづらくしているということもあるのかと思います。

ですから、大雨が降ったときには、のみ込み切れずに溢水をしてしまうということが起きているのではないかと思うんですけれども、やはり浸水箇所を防ぐためには、1本だけの水路ではなくて、そこからまた分離をしてもう一つ排水口をつけるというようなことがぜひ必要だというふうに思います。ですから、これは早急に実施をしてほしいと思いますが、今年度から調査をしていただけるということになりますと、実施ということはいつごろからと考えていらっしゃるのか、その点を伺いたいというふうに思います。

また、市街地が、住宅地が造成されたり駐車場がつくられたりということで、非常に水はけといいますか 浸透力がなくなっているということが今大きく問題になっていると思うんです。私たちの周辺を見てみましても、田んぼだったところとか畑だったところが埋め立てられてアパートになったり駐車場になったりというようなことで、非常に水の走りがよくなっているということで、一時に雨が降ったりすると一時に水が集まってくるという状態になっているというふうに思います。

これからまた下釜地区の区画整理事業とか横道地内の土地開発公社の分譲住宅とか、そういう計画がなされているところでもありますし、やっぱり寒河江市の将来像を構想したところの、そういう雨水排水の対策をぜひやってほしいと思っているところです。

今、庁舎ではそういう、庁内の雨水対策の検討委員会というものをつくって、基本構想を2年にわたって つくる計画をしているというふうなことをお聞きしたわけですが、ぜひそのことは進めていただきたいなと いうふうに考えているところです。

それから、ファミリーサポートセンターについてですけれども、今、県内では、先ほど私が言いましたけれども、6カ所にもう既にファミリーサポートセンターというのができているわけです。最初は会員の数もそんなに多くないというようなことでしたけれども、今、会員の数がどのくらいになっているのかなということで私は調べてみましたけれども、山形市はもう既に 450名、酒田市が 267名、鶴岡が 183名、米沢が 163名、村山市が 118名、天童市がまだことしの4月から始まったばかりだということで三十数名というようなことだったんですけれども、やはり学童保育所と一緒で、こういうものがあるんだということが知れ渡ってきますと、それなりに利用者がふえてくるのだなというふうな感じを受けているところです。

このファミリーサポートセンターは、実際、仕事と子育てを両立させようとしている親たちにとっては大 変便利な支援だというふうに思っています。

これは寒河江の方に聞いた話ですけれども、寒河江に住んでいらっしゃる方が山形に勤めを持っていたと。 保育所に子供を預けていたんだけれども、延長保育を希望しても6時までしか見てもらえない。子供を引き 取るために6時まで帰ってくるというのが大変厳しい状況で、延長保育にも頼めないというような状況から 住居を山形市に移してしまったと、そういう方もいるというようなことを聞いております。

ですから、働いている方が子供の保育園の延長を頼んでも、それまでに帰れないというような事態がある場合、こういう子育てのサポートセンターにお願いして保育所からの後1時間ぐらい、親が帰るまでの間見てもらうというようなこととか、それから今問題になっているというか大変だなと思うのは、子供たちが病

気になって、それが回復した後もしばらくは家で過ごさなければいけないというようなこととか、それから 保育所なんかに預けた場合でも、熱を出したなどといいますと、親たちに迎えに来てくれというようことが 言われるわけですが、仕事を持っていれば、そうそう仕事をやめて子供たちを迎えに行ったりとか病気の看 護をしたりというようなことが大変難しいということもあるわけです。ですから、そういったときには、や はり子育てサポートセンターにお願いをして、1時間とか2時間とか見てもらうというようなこともできる わけですね。

ですから、そういう意味では気軽に、近所の方なんていいますとやっぱり気兼ねをして見てもらわなければならないということになるわけですけれども、このファミリーサポートセンターは1時間幾らというようなお金を払って見てもらうわけですから、そういう契約をしていれば気兼ねなく見てもらえるというようなこともありますので、これはぜひ子育てそして仕事の両立を支えるためにも考えていただきたいなというふうに思っているところです。

ですから、このサポートセンターも含めた子育て支援の検討をしていくと市長は言っていらっしゃいましたけれども、検討していくと言われましたからには、つくるかつくらないかということも視野に入れて検討していくということだというふうに思うんです。

ですから、行政の方ではよくニーズがないからできないというようなことを言われるんですけれども、そのニーズがあるかないかということを、やる前からそういうことで後ろ向きな姿勢をするというのではなくて、それではどれぐらいニーズがあるのかというような調査をするという、一歩踏み込んだこともやってみてはどうかと、やる必要があるのではないかというふうに思います。

これは民間の方が子育てといいますかサポートするわけですから、行政と違って時間的な余裕といいますか融通なんかもきくと。例えば夜遅くであっても、地域のサブリーダーのところに、お願いをしたいんですというような電話をすれば、その地域のサブリーダーが会員のところに電話をして預かってくれる人を探してくれるというように、非常に融通がきく制度だというふうに言われております。

そういう点で、ぜひニーズ調査なんかもしてほしいと思うんですけれども、そのことについて市長はどのように考えていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思います。

それから、学童保育の問題です。

わんぱくクラブの施設が非常に手狭になっているということについては、平成3年にも私、質問をいたしております。そのとき市長は学童保育所を、実際にわんぱくクラブを見てきたと、施設の割合には子供が多くなって大変な状態だということを市長も見てきて御存じのはずです。それからもう3年が経過しているわけですね。そのときの市長の答えは「子供たちが伸び伸びと安心して遊び交流できる場となるような学童保育所のあり方について調査検討してまいりたいと考えております」と、このような答弁をされているわけです。あれから3年がたちました。そして、人数も三十数名から今54名というふうにふえているわけです。もうとっくに、あれから20名以上もふえているわけですから、あの施設ではもう到底限界だということを市長は重々御承知のはずだというふうに思うんです。

ですから、調査検討してまいりたいという答弁をされているんですけれども、その後どのような調査検討をされてきたのですかね。具体的に場所を探すとか、でなかったら別なところに新しくプレハブででもつくるというようなことも検討されているのかどうか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

もうこれは早急にしなければならない問題でないかと思うんです。1人半畳にも満たないようなところで生活する子供たちのことを考えていただきたいと思うんです。雨の日なんか本当に遊ぶこともできない、ハチの巣をつついたようだといいますか、そのような状態の中で子供たちも指導員の方たちも、もう精神的にもイライラしたような状態で1日を過ごさなければならないという状態なんです。それが健全育成を目指す学童保育所のあり方なんでしょうか。お考えをいただきたいと思います。

それから、学校5日制に対する考え方をお尋ねしたんですけれども、指導員の待遇、そういったものは運営委員会の中で決めるのだから運営委員会の方には口出しができないんだというような市長の答弁だったと思いますけれども、もちろん運営の方法については運営委員会の中で検討して決めるわけですけれども、やはり先立つものはお金なんですね。指導員の待遇にしても、また社会保険に加入するかどうかというようなことも、結局はお金なんです。

ですから、運営委員会の方で例えば社会保険に加入できる条件として、1日の労働時間が6時間以上というようなことで子供たちの、ただ見るというのだけではなくて、その前段階の準備段階の時間もぜひ必要だということで、1日1時間以上の労働をしなきゃならないというような、そういう決まりをした場合、そして、それが社会保険に加入する条件に当てはまって社会保険に加入するんだというふうなことを決めた場合、運営委員会の中でそれを決めた場合、それに対する支援なんかは考えていらっしゃるのかどうか。そういうことも運営委員会だけに任せるというのではなくて、行政の支援というものもぜひ考えてほしいと思うんですが、その点どのように考えていらっしゃるかお尋ねをしたいというふうに思います。

以上で2問、終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは新山のところの排水の問題でございますけれども、東側の方に排水路を抜かなくてはならないわけでございますが、あの道路からずっと上り斜面になっております。そういうことで沼川の方に上り斜面になっておりますから、大変、どのように側溝を切る場合はどうするかとか、あるいは別なルートで東側の方から入ってくるルートがないかとか、そんなことを考え合わせて今調査しているわけでございまして、ですから工事費の問題あるいは地権者とかの絡みがどう出てくるかと、こういうようなこともあわせて考えておるわけでございますから、そう簡単に抜けないからすぐと、こういうわけにはまいらないんでございます。それで調査しているわけです。ですから、工事の着手ということになりますといつごろになるか、もう少し待っていていただきたいと、こう思っております。

それから、ファミリーサポートセンターでございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、 いろいろ一時的保育事業の実施というような中で検討していると、こういうことを申し上げておるわけでご ざいまして、現在検討中だと申しておるわけでございまして、大変世の中の進歩が激しゅうございまして、 いろいろ変わっています。

子供プランというのも10年の6月に策定したわけでございますけれども、この中にはサポートセンターという名称というのは入っておらないんでございまして、ですけれども、少子社会の中で子育て家庭緊急支援というものをどうするかというようなことを考えるならば、やっぱりいろいろな施策というものを取り入れながら支援をしてまいらなくてはならないと、かように思っておるわけでございまして、その中でファミリーサポートセンターを核といいますか中心にしましては、一時保育事業というようなものをどうするかというようなことを現在検討しておりますので、なるべく早く成案を得たいものだなと、こう思っておるわけでございますが、そういうことをやる場合にも何でもですけれども、やっぱり行政が仕掛け人といいますか、実施主体ではないんですけれども、仕掛け人とか、あるいは支援体制ということで持っていかなくてはならないわけでございまして、いろいろな施策をスムーズにできるようにと、このように思っておるところでございます。

それから、わんぱくクラブでございますけれども、先ほども申し上げましたように55名体制になっておりますから、24.5畳の中に55名というのは、これは大変な数が過ごしていらっしゃるなと、これは私も思います。

ですから、先ほど申し上げましたように、二つに分けるかとか、あるいは別な広いところにするとかというようことはいろいろ考えなくてはならないと思いますけれども、これをするにもやっぱり運営委員会というのがあるわけでございますから、そもそもこの学童保育所というのは運営委員会が主体となって、それに全面的に市が支援・助成をしながらスタートした制度でございまして、その考え方は今でも変わっていないと、このように思っております。

そういうことで、運営委員会がどう状態を考えていくのかというようなことを、やっぱり十分承ってでなければ、そうそうはいけないのじゃないかなと、こう思っております。

それから、もう一つには、運営委員会が雇用しているといいますか、指導員の待遇の問題あるいは社会保険の問題と、こういうものを、これらにつきましてもやはり運営委員会がどういう態度で出るのか、ただ市がどうするかということじゃなくて、運営委員会の対応というのがまずは出てこなくてはならないのじゃないかなと、こう思っております。そういうものを中心にしまして、市がいろいろアドバイスしたり、あるいはどの辺に助成の手を差し伸べることができるかというようなことを考えていかなくてはならないわけでございまして、全く市から入っていくというようなことは、ちょっと運営委員会の主体性というものをやっぱり重んじなくてはならないのじゃないかと、このように思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 雨水対策についてはわかりました。よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それから、ファミリーサポートセンターについても、どのような方法がよいかということを検討していく ということを言っていらっしゃいますので、これもよろしく検討してほしいというふうに思います。

それから、学童保育所については、非常に運営委員会というものが重視されると。運営委員会の意見が重要なんだと。どのように考えているか、そこ次第だというようことを市長はおっしゃいましたけれども、運営委員会の方では市連協ができる前、三つのそれぞれの学童の運営委員会では毎年要望書を出しているはずです。わんぱくクラブの方の運営委員会でも、指導員の待遇の改善それから施設の確保といいますか、狭くなったので別なところとか、または建てかえとか、そういうことを要望するという要望書は出しているはずです。これは今までも何年かにわたって出しているというふうに思いますので、運営委員会としてはそういうかえてもらいたいというような要望は持っているはずです。そのことについてやっぱりことしもまた要望書を出すだろうということを思いますので、十分お考えをいただきたいというふうに思っております。

それから、指導員の体制についても、運営委員会の方の調査結果を見ましてもいろいろと要望が出されておりますので、市側との行政との話し合いというものもぜひ必要だということが調査の中にも出ておりましたので、そういうことを話し合いの場というものを持ちながらやっていただきたいなというふうに考えているところです。

何せ、この学童保育も児童福祉法の改正で法制化はされましたけれども、国からの予算がほとんどないといいますか、非常にスズメの涙ほどの助成の中でそれをやっていかなければならないというようなことで、市町村それから保護者のそういう財政的な負担は非常に大変だというふうに私も感じております。それは思いますけれども、やはり行政でサポートをやっていく必要があるのではないかと思うわけです。

今、学童に入っている子供たちの中で、なかよしクラブのところで聞いたんですけれども、片親だけの家庭が4家族入っているというようなことをお聞きしております。ですから、そういう家庭は、やはり安心して子供を預かってもらえるところがなければ働きにも出られないわけです。そしてまた保育料も安くなければ、そこに預けることができないというような状態なんです。ですから、そういう家庭のことも考えていただいて、なるべく父母に負担をかけないようなやり方で行政の支援をしていただきたいというふうに思います。

そして、やはり国や県に対して、学童保育所に対する支援を、補助金をもっと引き上げてくれるような要望も行政側からも出していただきたいということをお願いしたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

髙橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番、7番について、11番髙橋勝文議員。

〔11番 髙橋勝文議員 登壇〕

髙橋勝文議員 緑政会の一員として、また市民が広く関心を寄せている事項につきまして、通告に従い順次質問をいたしますので、市長の前向きの御答弁をお願いいたします。

通告番号5番、寒河江市における国土利用計画について。

第2次計画と目標年次、平成12年度における見込みにつきましてお尋ねをいたします。

国土利用計画の市町村計画策定は、当市においても第1次は昭和56年3月19日の議会の議決を受け、平成2年を目標年次として計画が策定され、第2次におきましても平成2年6月15日、議会の議決を受け基準年次を昭和63年度として、10年後の平成12年を目標年次として計画が策定されてまいりましたが、最終年次となる本年におきまして、目標と比較してどのような土地利用の内容になるかをお伺いいたします。

本市の行政区域は139.08キロ平米であります。土地利用の特徴として、美しく豊かな自然を生かすということがあります。海抜約 100メーターから葉山高原牧場の 850メーター、標高差約 750メーターと多種多様な自然と空間、この豊かな自然を良好にし次の世代に継承していくことが非常に重要なことであります。

2000年のスタートの年であります。本年度において、今後10年間を見通した土地利用計画が策定されると聞いておりますが、市長としてどのような基本方針で臨まれるのか、御所見をお伺いいたします。

通告番号6、都市計画の基本姿勢につきましてお尋ねいたします。

都市計画区域の変更についてお伺いをいたします。

平成12年度の市長の市政要旨の中で土地計画の拡大に取り組むこととされております。その理由として、近年の市街化区域の拡大にこたえ魅力ある市街地を形成するためとありますが、どのような視点から区域拡大のエリアを定めるのか。そして、いつころ公告するのか。さらに、面積としてどのくらいに拡大されるかをお伺いいたします。

用途地域の変更についてでありますが、都市計画区域の拡大とあわせまして用途区域の変更も計画されているようでありますが、どの程度の規模で地域名を見直し変更するのかをお伺いいたします。

通告番号7番、西根下釜地区の土地区画整理事業につきましてお尋ねをいたします。

事業取り組みにおきますところの進捗状況につきましてお尋ねをいたします。

西根下釜地区の地権者の方々の強い要望もありまして、かつ市当局におきましても将来のまちづくり、そして都市計画道路 342号島落衣線の早期実現のため取り組んでおります土地区画整理事業でありますが、当初、約21へクタールから、平成13年度、県に対する重要事業要望書におきましては、過般、市長より行政報告であったように、26.8へクタールの面積として計画されているようであります。

平成12年度当初予算におきましては委託料として 400万円を計上しております。聞くところによれば、国営かん排水事業、さらには農振除外ということで、関係機関や諸団体と協議をしているというようなことが現状だと思います。よって、区画整理事業の区域につきまして現在どのような状況になっているのか、また業務委託につきましてもどのようになっているのかお伺いをいたします。

公共施設の設置につきましてお尋ねをいたします。

第4次寒河江市振興計画のための市民アンケート調査報告書のまちづくりの方向の中で、今後力を入れるべき施策の生活環境について、20代の方々に特徴として見られます公営住宅の建設についての要望が高い傾向にあります。

現在、当市におきましても、市営住宅として若者向けとして2カ所あります。応募が非常に多い実態であ

ります。また、市街地における人口の空洞化現象も近年目立っておりますので、西根下釜地域の土地区画整理事業のエリア内に市営住宅の新設をしてはいかがかと思います。市長の考え方をお伺いいたします。 以上で第1問といたします。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは第2次計画と、その目標年次におきますところの土地利用の見込みでございます。

国土利用計画は国土利用計画法に基づく計画でございまして、この法律の基本理念というものは、国土が国民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤であることから、国土の利用については公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ地域の特性に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることとしております。

御案内のように、国土利用計画というのは国が定める全国計画、それから都道府県が定めることができる 都道府県計画、そして市町村が定めることができるところの市町村計画があるわけでございます。

本市におきましても、この法律に基づきまして国土利用計画寒河江市計画を策定しておるけわけでございます。第1次計画は御指摘のように昭和56年3月に、現在の第2次計画は平成2年6月に策定いたしまして、平成3年から平成12年まで今年度までの10カ年を計画期間といたしておるわけでございます。

それで、最終年度であるところの本年、12年度において、平成2年度に策定した国土利用計画の規模の目標に対し、その見込みはどうかという質問になったわけでございますが、計画は土地の利用区分ごと、農用地、道路、宅地等に区分し、それぞれの目標の面積を定めておるわけでございます。

農用地について申し上げますと、目標は 3,241へクタールでございました。これに対し、平成 8 年の県の 農林水産統計によりますと、耕地面積は 3,100ヘクタールでございます。目標より 141ヘクタールほど少な いところでありますが、平成 9 年の県の農業基本調査の中の耕作放棄地面積は 103ヘクタールでございます。 耕作面積に放棄面積を加えると農用地は 3,203ヘクタールとなり、目標面積より38ヘクタール少ないのが現 状でございます。

それから、宅地について比較いたしますと、平成12年の目標数値が 892ヘクタールでございました。平成 11年 1 月 1 日現在の本市の統計によりますと 913ヘクタールとなっておりまして、目標値に対しては21ヘクタールの増となっておるわけでございます。

農用地については目標面積に対し3%ほどの未達成で、面積そのものはほぼ目標に達していると思っておりますが、問題なのは耕作放棄地面積が103ヘクタールあり、その活用が当面の重要課題だと、このように認識しておるところでございます。

宅地については今申し上げましたように、目標面積を2%ほど上回っておりますが、これも目標に近い数字と認識しております。

次に、第3次の寒河江市の基本土地利用計画という考え方についてでございますが、現在、平成13年度からの10年間を見通した第3次の計画の策定作業を行っております。現在の作業内容といたしましては、本年度当初予算に国土利用計画寒河江市計画策定業務として200万円を計上いたしまして、財団法人山形県都市整備協会に計画策定を委託し進めているところでございます。

また、一方、現在進められている都市計画関連の見直し作業とも関連しますので、昨年6月には国土利用計画及び都市計画区域及び用途地域の変更について検討すべく、寒河江市土地利用計画策定検討委員会というものを設置しまして、さらにその中に専門委員会というものを設け検討いたしておる状況でございます。

検討に当たりましては住民の意向も把握しなければならないとして、本年3月に16歳以上の市民1,000人を対象にアンケート調査を実施しているところでございます。また、本議会に提案している一般会計の補正予算に計上している景観形成費についても、土地利用等について市内5カ所において地域景観フォーラムを実施しようとしているものでございます。

これらのことを踏まえるとともに、新計画を策定するに当たっては、環境美化基本方針をも踏まえ、本市の豊かな自然、美しい景観や貴重な文化遺産を守りながらも、21世紀に向けた望ましい都市環境の形成を基本的な考えとして進めているところでございます。

また、先ほど申し上げました利用区分ごとの目標数値のほかに、例えば景観シンボルゾーンであるとか歴 史保全ゾーンといったような、従来の計画にない新しい視点をも盛り込んだ計画としたいと考えておるとこ ろでございます。

次に、質問がございましたのが都市計画区域の変更でございます。

その一つは区域拡大のエリアの問題でございます。お答えいたします。

都市計画は、都市の発展動向を計画的に誘導することにより、秩序ある市街地の形成を促進し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的とし、土地の合理的な利用を図り、まちづくり計画を効果的に実現するためのものであることは御案内のことかと思います。

今後の本市のあるべき将来像というものを都市計画の立場から描いた都市計画マスタープランを平成9年度に策定いたしまして、都市計画の決定、変更の指針としているところでございますが、これに基づき21世紀に向けた広域的な視点に立ち、さらなる発展を図るため、市の都市計画事業を推進してまいりたいと考えておるわけでございます。

本市の都市計画区域についてでございますが、昭和25年7月に旧寒河江町西根村の全域を設定したのが最初でございます。以後、昭和43年と昭和48年に変更を行いまして、現在は寒河江地区、西根地区、南部地区、そして柴橋地区の一部、面積としましては2,101ヘクタールのエリアを都市計画区域として決定しております。

ここ数年来、御案内のように高速道路の開通、それから国道・県道のバイパスや幹線市道の整備、全市下水道計画の実施に向けた特定環境保全公共下水道事業の着手などによりまして都市環境が大きく変わり、日常生活を営む上での社会資本整備や居住環境への市民のニーズも多様化してきております。このような社会の変化への対応と広域的な視点に立ち、平成11年度より都市計画区域と用途地域の見直し作業を行っているところでございます。

御質問の区域拡大を行うに際しての視点でありますが、市内全域の土地の利用状況、それから地形等の自然的条件、さらに日常の生活圏、主要な道路、経済的・社会的な一体性などというものを総合的に検討いたしておるところでございます。

それを具体的に申し上げますと、現都市計画区域外の周辺集落は、これまで各集落ごとに住宅が形成されておりましたが、現在では住宅等の建築が進み、現都市計画区域に連担してつながりつつあること、また国道 112号白岩バイパス、国道 287号、国道 458号、金谷バイパスなど、ほぼ全域にわたり主要幹線道路が整備されてきていること、さらに中小規模の民間開発による宅地分譲が行われ、三泉地区の特定環境保全公共下水道による整備も着手されるなど、周辺集落の土地利用は現都市計画区域と一体の都市として形成されてきている状況にあります。

このような現況を踏まえ、周辺集落に対しても、今後、都市計画の推進と都市計画による規制誘導を図り、 開発許可制度による良好な宅地開発と建築確認申請による防災に配慮した快適な住環境の整備を行い、秩序 ある適正な土地利用を図っていくことが必要であると考えております。

また、山形県の新総合発展計画の中で村山地域を山形県の中核的都市圏域と位置づけ、将来、高次的な都市機能の集積とネットワークの形成を図っていくことになっており、本市がその一角を担う位置にあり、都市間の連携強化が重要になってまいります。また、山形広域圏、西村山地区の河北町、西川町、大江町では、本市の行政界まで都市計画区域になっております。このようなことから、隣接する市町行政界まで本市都市計画区域を拡大し、広域的な視点に立った都市づくりを実施していくことが必要と考えております。

以上のことから、都市計画区域の拡大につきましては、市内の山間部を除く平場全域を拡大対象に考えているところであります。この素案につきましては、具体的にできた段階で市民の方々に御説明を申し上げ、御意見をお聞きする機会を設けてまいりたいたと考えております。

それから、公告の時期についてのお尋ねがございました。

区域の変更については県が指定することになっており、現在、県とも事前協議を進めているところでありますが、現在考えている作業スケジュールで申し上げますと、平成14年1月ごろに市の都市計画審議会に付議するとともに、全県の土地利用とその形態を定めた国土法に基づく県の土地利用基本計画の都市地域の変更も伴いますので、平成14年2月の県国土利用計画地方審議会に諮り、その後、同年3月の県都市計画審議会からの意見聴取などを経た上で、同年4月には県が公告する予定になろうかと存じます。

それから、面積がどのように拡大になるのかと御質問がございました。

市内の山間部を除く平場全域を都市計画区域に考えているところでありますが、具体的には幸生・田代地区を除く周辺集落すべての可住地を拡大対象としております。今後、区域界について、地形、地物、また字界などにより区域取りを行ってまいりますが、おおむね拡大する面積としましては約 3,000ヘクタールを想定しており、現都市計画区域と合わせると約 5,000ヘクタールになるものと考えております。

次に、用途地域の変更についてのお尋ねがございました。

昭和40年3月に当時の西の町十字路を中心とする市街地周辺を商業地域、住居地域、準工業地域、工業地域、合計 458ヘクタールを決定いたしました。その後、昭和48年9月には、現在、新市街地となっている仲谷地、落衣前、塩水地区と中央工業団地エリアと南部地区の一部を編入した 768ヘクタールに拡大しております。

その後、5回の同面積における微細な変更を行い、平成7年4月の最終変更では、住環境の保護と市街地 形態の多様化への対応を目的とした都市計画法及び建築基準法の改正によるところの新用途地域制度に伴 いまして、用途種類を従来の8種類から12種類に変更いたしまして、面積767へクタールを指定していると ころでございます。

本市の人口動態の推移でもわかりますように、市の定住人口も県内市町村では減少傾向が多い中、本市は 着実に人口の伸びを示しており、活力ある自治体として認められ、活力ある市として発展しており、これま での市の施策の成果のあらわれであると考えております。

このたびの用途地域の変更の基本的な考え方として、向こう10年後の都市づくりを計画する中で定住人口の伸びを推計するとともに、今後少子高齢化の方向にありますが、さらに市の魅力と住みよい環境を整え、県内からの転入はもちろんでありますが、県外からのUターンやIターン人口も見込める施策を講じていく必要があると考えております。

その施策といたしまして、今後においても高速交通網の要衝という本市の地の利を生かした工業団地の拡充と土地区画整理事業や土地開発公社による宅地供給を積極的に実施してまいりたいと考えております。

また、これら宅地供給施策の必要性は、年々核家族化が進んでいることからも宅地需要は高くなる傾向に あり、必要と考えるものでございます。

このような考え方の中で、用途地域については、住居・工業系の拡大が必要であると考えております。

しかしながら、用途地域の拡大に当たって、農振農用地区への拡大を行うに際しては、現農業振興地域との調整を必要とし、また現在施行されております寒河江川下流地区国営かんがい排水事業の受益地との調整も必要であり、その関係機関と協議を現在進めているところでありますが、国営かん排事業頭首工工事を実施しているさなかであり、受益地除外については非常に難航している状況でございます。

そういう中で、現在考えている拡大エリアでありますが、主な地域としましては、横道地内の現在ヤマザ ワ寒河江プラザ店など県道元町高屋線の南側に商店・事業所等が立ち並んでいる地域を準工業地域に、また 同地域の土地開発公社が宅地分譲を計画している地域を住居系用途に、さらに中央工業団地の現在拡張している地域を工業専用地域に考えております。

そのほか、現用途地域に隣接する住宅地で住居系用途にふさわしくない工場・倉庫などの建築物の混在防止や、現に住宅建設等による宅地化が進行し、おおむね10年以内に市街地となる見込みのある区域として考えている本楯地内、さらに農振白地地域でミニ区画整理事業を考えている区域を拡大対象地域に考えているところでございます。

また、下釜地内の区画整理事業を計画している都市計画道路落衣島線東側の農振農用地については現在関係機関と協議中でありますので、国営かん排受益地でもあり非常に難航しております。

都市計画は、都市地域の総合的・一体的な土地利用計画であり、その土地利用への規制と誘導を図り、計画的な市街化と良好な市街化の形成を図るものでございます。都市計画の決定の過程においては、権利の制限を初め市民生活に密接なかかわりがあることでありますので、市民の方々の意向を十分反映されるよう説明会などを行い理解を深め、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、下釜地区の土地区画整理事業についてのお尋ねがございました。

まずは、区域でございます。この下釜地区土地区画整理事業の事業化については、仮称でございますけれども、都市計画道路落衣島線西側、いわゆる西側といいますのは市街地側でございますが、の用途地域内のエリアと東側一部も取り込み良好な新市街地形成と、内回り環状線の役割を持つ主要な幹線道路としての都市計画道路落衣島線の早期整備をもあわせ土地区画整理事業を立ち上げ進めてまいりたいと考えておるわけです。地区内の地権者の方々も区画整理事業に対する熱意も高く、ぜひとも実施してまいりたいと考えているところでございます。

区域については、減歩率をできるだけ低く、また幹線道路を区域界とすることによる非効率性などを考慮し、都市計画道路落衣島線西側の用途地域内にとどまらず、東側の農業振興地域農用地に5区画の宅地を計画し、都市計画道路の西側12.5ヘクタール、東側に14.3ヘクタール、合わせて26.8ヘクタールを想定し進めてまいったところでございます。

土地区画整理事業をそのため立ち上げるには、都市計画道路東側の農業振興地域を住居系の用途地域に指定する必要があり、その準備作業として農業振興地域の除外に係る手続等について、これまで関係機関と協議を進めているところでありますが、この区域一帯が現在施行されております寒河江川下流地区国営かんがい排水事業の受益地になっており、その事業受益地から除外後に農業振興地域の除外手続となるため、特にこれらについて重点的に協議を進めてまいったところでございます。

これまでの協議経過によりますと、現在、国営かん排事業の着手以来、初めての主要工事計画等の変更を理由とする計画変更申請を国に提出中であり、今年度末にその承認がなされる予定になっていると聞いております。

したがって、国営かん排事業の計画変更が出されている現段階において、さらに受益地の除外の変更として協議することは、本市の土地利用上の計画性が問われること、また現在施行中にあり頭首工の構造上の変更や水利権等にも影響を来すことになるなど、現段階で国営かん排受益地除外は非常に難しい状況のようでございます。

今後も関係機関と協議を続けてまいりますが、場合によりましては区画整理事業の早期着手、都市計画道路の早期整備などの事業促進を考えるとき、都市計画道路落衣島線西側の現用途区域内のみをエリアとすることも含め判断しなければならないと考えております。いずれにいたしましても、今後の関係機関との協議経過を踏まえ、地域地権者の方々とも相談してまいらなければならないと考えております。

次に、業務委託の進捗状況でございます。

昨年12月議会の補正予算で調査測量等の調査費 1,500万円の議決を得て現在着手しておるところであり

ますが、昨年度中の冬期間では現地測量は入れない時期であったため、平成12年度に一部を繰り越させていただいておるところでございます。

これまでの進捗についてでありますが、委託内容としての土地及び権利調査、既存の用排水等の構造物や上下水道などの埋設状況の把握については既に終えておりますが、現地測量を残すのみとなっております。現地測量につきましては、水田の稲の刈り取りを待って、土地立ち入り等の説明をさせていただきながら実施していきたいと考えているところでございます。

次に、公共施設の設置についてでございます。

本市の市営住宅の実情を申し上げますと、御案内のように現在ひがし団地など5カ所、198戸を管理しております。市営住宅につきましては、住宅に困窮している方で比較的低所得の世帯というものを対象に低廉な家賃で賃貸することを趣旨としておりまして、昨年度末の年間入居率は96%と高く、また募集に対する応募数は2倍強になっております。

市営住宅への希望をする方の傾向といたしましては、ひがし団地及び高田団地には比較的若年層の世帯が 入居し、西寒河江、西浦、高屋住宅には高齢者世帯が多く入居されている状況にございます。西寒河江住宅 等の築後年数の長い住宅においては低所得の方が安い家賃で入居していただいており、西寒河江住宅のよう な住宅もまだまだ必要な状況であると考えているところでございます。

このようなことから、西寒河江住宅や西浦住宅については将来建てかえを考えなければなりませんが、当面は建てかえは考えていないところでございます。

また、新設につきましても、駅前開発や全市下水道事業等、優先すべき事業、重要事業を多く抱えている中で、財政的に見ましても当分の間は難しいものと思っております。したがいまして、下釜地区土地区画整理事業地内への市営住宅の新設については難しいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 髙橋勝文議員。

髙橋勝文議員 どうもありがとうございました。

それでは、2 問になりますけれども、最初に国土利用の土地利用計画の関係で今市長の方から話がありまして、農用地につきましては田畑でありますけれども、3,100ヘクタールになっておりまして 103ヘクタールほど放棄地があるというような話を伺った中であります。さまざま農用地関係といいましても、耕作放棄地が年々歳々大きくなる一つの状況になっておる中でありますけれども、特に宅地につきまして当初の計画よりも21ヘクタールほど上回っておるということにつきましては非常に喜んでおる中であります。ただ、この 913ヘクタール等につきましては税務関係の数字だと、このように理解しておりますけれども、今までの市長の寒河江市に定住する人をより多くというような方向での土地政策に誤りはなかったと、このように判断しておる中であります。

なお、今後つくりますところの計画につきましては、文化の継承とか、それから景観の形成とか、そういうものも含めて今後多様な利用区分を持った土地利用計画書を策定していくというようなお話、そして予算的にも持ちまして土地利用講演会も計画していくんだと、このような話がされた中でありますけれども、ひとつここで要望を申し上げたいと思っています。

特に寒河江市は標高的にも、先ほど言ったように海抜 100メーターから葉山までいきますと 850メーターほどの標高差の中にあるという一つの地域で、市街地もあれば中山間地もあるということでバラエティーに富んでいるわけです。そういう中から特に農地の耕作放棄地も多いという一つの現状を踏まえるときに、農業従事者それから中山間に住んでいる方、そして例えば醍醐地区のように伝統を守っていく必要があるような地域の方々、これらの御意見を特に聞いた中で、今までと違った計画書を出すということでありますので、そういうことも参考にしながらつくってもらいたいと、このように要望する中であります。

寒河江の都市計画マスタープランをつくって、県内ではまだ七つの市町村しかつくっていないと、その七つの市町村の中でも寒河江市は先に計画書をつくったという一つのことにもなっております。よって、都市計画マスタープラン等も十分考慮しながら策定すると思いますけれども、ひとつ都市計画マスタープランの上位計画、これにふさわしいような一つのものをつくってもらいたいと、このように希望する中であります。次に、都市計画の変更であります。

先ほど市長から、現状は都市計画エリアは 2,101へクタール、今後考えていこうとする区域を 3,000へクタールぐらい拡大して約 5,000ヘクタールほどに持っていきたいと、このような話がされた中であります。 実は、現在の都市計画区域を図面とそれから現場に行って照らし合わせますと、非常に何でこういうところが都市計画区域になっていないのかなという箇所が、私でもわかるくらいあるわけです。例えばチェリーランド、そして村山橋付近、あの辺も今現在都市計画区域には入っていない。今チェリークア・パークそして工業団地は事業進行中でありますので、これはしようがないと思いますけれども、どうもチェリーランドそれから村山橋付近のエリア等につきまして、さらに従来の昔の市町村、合併の境あたりが入っていなかったということで、それらも不自然に思う箇所が多々あった中であります。

都市計画区域を拡大すれば、市の方でもさまざまな課題も背負うと思っています。よって、今後14年1月に都市計画の審議会を開催すると、このような話でありますけれども、ひとつ今後当局におきましても都市計画エリアにふさわしいような一つの公共施設の整備等もあわせて進行されますようにお願いを申し上げます。

なお、先ほど市長から都市計画審議会ということで平成14年の1月ごろに開催したいと、このような話を された中であります。今年度の12年3月の定例議会の中で条例改正、これらがなされた中であります。平成 12年3月28日改正で制定は4月1日ということで、特に3条の(3)、従来までですと市の職員ということが、 今度は行政関係機関そして住民の代表ということで数字的には変わりはありませんけれども、2名以内と、このように変わった中であります。非常に地方分権の中で都市計画審議会の審議も今までは審議ということであった中でありますけれども、今回からは調査審議というように変わったようであります。私は、どうせ改正するならば、関係行政機関の職員というよりだったらば住民の代表2名の方が私は地方分権らしい、一つの条例改正ではなかったかと、このように思っておる中であります。

しかしながら、さまざまその辺はいろんな各行政機関との絡みもあるということで、それぐらいはしようがないのかなと思っておりますけれども、その中で第4条の方に臨時委員を設けることができると、このようになっておる中であります。私も臨時委員につきましてはまだまだ不勉強でわかりませんけれども、例えば3条の の住民の代表にしかり、そして臨時委員にしかり、できる限り若い人、今後寒河江市をしょって立つような若い人をひとつ審議会の委員の方にしてもらいたいものだなと、このように考えておる中であります。

そして、臨時委員の方も住民の意向を反映する一つの審議会でありますので、臨時委員あたりもできる限り市長が任命することができると、このようになっておりますので、その辺もひとつ考えてもらえればなと、このように思っておる中であります。

次に、用途地域の変更であります。

10年の3月の議会の中で、これらに関することを市長に質問した経過があります。一つ確認させていただきますけれども、先ほど市長の用途地域の変更関係で、今後変更していく箇所を申された経過があります。10年の3月議会でそれに関するような質問を私がした中で、新市街地の主な開発可能地としては寒河江、西根地区では道路網の内環状線としての役割を担う都市計画道路の落衣島線の沿線と木の下、下釜、谷地田地内、それから南部地区におきましては都市計画道路沿線の月越、古河江、茨江、北江地内を設定して約100ヘクタールを今後見込んでいるんだと。そして、これらの開発可能地域につきましては、現在用途地域に線引きをしている地域の空地率も見きわめながら、農業サイドの計画と調整を図って段階的に用途地域の拡大を図っていくと。そして、用途地域外の地域につきましても、今後における宅地開発につきましては都市計画区域であるか否かを問わず、需要者のニーズに即応しまして、地域の発展それから地域住民の定着が促進されるよう、宅地供給を種々の事業の検討を重ねてやっていくんだと、このような答弁をしております。

先ほどの市長の用途地域の変更で大体その辺かなと思っておりますけれども、その辺ひとつ、10年の3月でありますので大分前のことでありますから、そうそう記憶にないと思いますけれども、大体大まかにそのような考え方だということであれば結構だと思いますけれども、その辺ひとつ確認させてもらいたいと思っております。

そして、西根下釜地内の区画整理事業関係でありますけれども、ひとつ確かに農振の除外そして国営かん排水の事業との絡みということで、市長もそして職員もいろんな部分で県とかそれから国とか意見を調整しながら前向きに協議なさっていること、私もわかっています。先ほど市長から、何ともしようがなければ計画道路の西側の12.5ということでやらざるを得ないのかなというような後ろ向きの話も出たようでありますけれども、私は東側を一体的にやることによって、旧寒河江全体の開発発展、そして今後道路計画されますところの下釜山岸線、これらには連動する一つの住宅エリアに私はなってくる、そしていろんな角度から考えてみますと、寒小学区の拡大そして西根学区の拡大にもつながってくるということで学校の経営にも関与する部分もあると思いますので、ひとつ今までの努力にさらに輪をかけてもらって、東側、今回県の方に重要事業として上げておりますところの26.8ヘクタールの計画で、いろんな機関そして団体と意見調整をしてもらうように強くお願いする中であります。

公共施設の関係で、この質問は今回で2回目なんです。前にもひとつ、西根下釜の宅地造成、これらがなった場合はひとつその方向に公共施設、例えば具体的に言うと住宅施設を、ひとつ市営住宅をつくってもら

いたいと、このように申し上げたことがあるんです。そのときも今回と同じような答えであった中でありますけれども、ひとつ今回、8月の申し込みも高田一つ、ひがし二つということで三つに対しまして2けた台の申込者が来ているという実態です。特に4月の申し込みなんかは非常に倍率が高いということも聞いております。

今、年齢的に見てみますと、今の20代の男女そして75歳ぐらいの男女、大体同じ人数ぐらいになっておるようです。25歳の男女の人数とそれから75歳ぐらいの男女の人数が大体同じで、大体 500名ぐらいの人数ということで、非常に子供も少ない中であります。子供を産ませるためには、なるべく早く結婚させた方がいいと。そして、それをするためには住宅設備が完備していれば、なるべく早く結婚するであろうと、単純な一つの考え方で、ひとつ寒河江市民をふやす一つの方法にも私はつながると、こう思っていますので、ひとつ後ろ向きの御意見でなく、ひとつその辺も考えて検討してみたいと、このようなお答えを願えれば幸いだと思っております。

2問、終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時07分

再 開 午後3時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 御質問の中で、なお再度要望も含めてお話がありましたのが3点かなと申し上げたいと思います。

一つには、用途地域の見直しの区域がどこなんだと、こういうことじゃないかと思います。

これは先ほど答弁したところでございまして、横道のヤマザワ店の南側でございまして、南側の今の商店街についているところは、これは準工と。その後ろの方といいますか、そのさらに南側の方は今うちの開発公社の方で住宅団地の分譲住宅を計画しておるわけでございますが、その辺は住居地域と、こういうふうになろうかと思います。

それから、もう一つには工業団地でまだ用途地域に染まっていないところがございまして、現在の工業団地の最も西の方でございまして、そこがまずは工業地域に染めなくてはならないだろうと、こう思っております。そういうところと、地域的には飛んでおるといいますか、ところがあろうかと思います。本楯地内が一つでございまして、本楯地内はほとんど染まっていないのでございまして、その辺が一つでございまして、それからミニ区画整理事業というようなものを考えていらっしゃるような区域でございまして、これはまだ熟度は低いんでございますけれども、南部の方の白山神社の北側の方と、こういうようなところが一応考えられるんじゃなかろうかなと、こう思っております。それが用途地域の問題でございます。

その次が下釜・木の下土地区画整理事業の区域をどこまでやるかと、こういうことでございまして、御希望といたしましては、御案内のように26.8ヘクタールというものを何とかしてほしいということで進んでおるわけでございますけれども、大変、国営かん排事業との絡みで難しいということが現在の状況でございまして、先ほど申し上げたとおりでございまして、と申しますのは、再度申し上げますけれども、かん排事業におきましては今計画変更中でございまして、計画変更中のさなかに、まだ途中に申請書が上っている段階で、追っかけ区画整理地指定、農振地域を外せということは大変な至難のわざでございます。

私も国営かん排の会長でございますし、そしてまた、こちらの方も当事者の市長なわけでございまして、同じ二枚看板を持っている人間が、こういうことというのは同じまた農林省なわけでございますから大変厳しい中ではございますけれども、将来の寒河江市の東部地域の発展やら、あるいは地権者のことということを考えるならば何とかしたいと、こういうことでさらに協議を進めてまいろうと、こう思っておりますけれども、そうしますと、いつごろまでかとか、あるいは将来とも見込みがあるのかなと、こういうことになろうかと思いますけれども、そういうときには12.5というようなことなのか、あるいは落衣島線の方をちょっとだけ東側に入るとか、何かその辺は打つ手はないかなと、こう思っておりますし、それにしましても地域の方々のいわゆる区画整理事業に対しての盛り上がり・熟度というものが、これが必要なわけであろうかと、このように思っておりますので、もう少し現在進めているところの国営かん排の協議というものを見ながら、いろいろ対応していかなくてはならないと、こう思っております。

それから、もう1点は特に御要望がございました公共施設、市営住宅のことであろうかと思いますけれども、これはいろいろ事情を先ほど1問で答えさせてもらいましたけれども、現状から申し上げましたならば、非常に新設ということにつきましては厳しいと、こういうことを繰り返さざるを得ないと、このように思っております。

以上、3点についてお答え申し上げます。

佐竹敬一議長 髙橋勝文議員。

しております。

髙橋勝文議員 2問目でしたつもりであったんですけれども、都市計画審議会の中で4条の臨時委員、そして3条の(3)の市民の代表ということで、市民の代表につきましてはひとつ若い方をという一つの要望、そして臨時委員につきましても、できる限り市長が任命することができると、このように条例化なっておりますので、確かに幅広く市民の声を聞くような事業も考えておると思いますけれども、審議会のメンバーの方に今言ったような住民代表として若い方、さらには臨時委員としましても例えば住民代表が男性を出せば、女性の臨時委員として、その審議に参加をしてもらって審議してもらうと、このような方法もひとつどうかということで質問したつもりでありますけれども、その辺ひとつお答え願えれば幸いだと思っております。なお、西根下釜地内の区画整理事業等でありますけれども、非常に難しい課題、国営かん排水事業を受け入れする際に、当議会でもいろんな意見が出された経過があります。その際にも、寺山地区なんかもひとつ何とかならないのかなんていうことも議会の方に上がってき、それらもいろんな角度の中で慎重審議して、まず将来の大計を踏まえるという一つの視点から国営かん排水事業を取り入れて、今後の農業振興そして寒河江市のまちづくり、これらを図っていくということで議会でも可決した中で進められた経過も私も了解を

そのくらい大変なこともわかりますけれども、ひとつその辺は寒河江市長佐藤誠六ということで、全国に名立たる名市長でありますので、その辺今後とも地域住民の負託にこたえられるような一つの取り組みをお願いし、私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 審議会の委員のことにつきましては、担当課長の方から申し上げます。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 都計審の臨時委員の選任についての御質問がありましたけれども、都市計画を決定しなければならない都市施設、幾つかあるわけでございます。一般的には道路とか公園とか河川とかというようなことになっておりますけれども、そのほかの都市施設といたしましては例えば市場とか運輸施設とか、それからガスの供給施設とかごみ焼却場とか、いろんなものがあります。ですから、そういう特殊な、道路とか公園とか河川以外の特殊な都市計画を決定しなければならなくなったときに、そういう専門知識を持っている方を臨時委員として任命することができるというふうなことで設けられているというふうなことになっております。

ですから、このたびの都市計画区域の拡大というようなものは一般的な審議の中に入るものでございますので、臨時委員までは今のところは担当課としては考えていないというふうなところでございます。

鈴木腎也議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番について、8番鈴木賢也議員。

[8番 鈴木賢也議員 登壇]

鈴木賢也議員 緑政会の一員としまして、通告番号8番、農業問題、農業用水に係る経費の一部負担の支援についてお伺いいたします。

寒河江市を流れる堰は高松堰、二ノ堰、最上堰、大堰、新堰などがありますが、堰は今まで先人の並々ならぬ努力によってつくられたものであります。古くは松川の菊地藤五郎氏の堰つくりは有名な話であります。 堰の用途は田畑のかんがい用水、日常生活に密着した生活用水としての役割を担ってきました。昭和に入り、堰の多くは生活排水路化したものやごみ捨て場となって放置されたものもあります。

当市は、花と緑とせせらぎのまちの推進とともに、土地改良区により米の良質米生産によい水を供給するための努力が続けられています。いずれも、こうした堰の持つ環境や景観保全機能を見直し維持増進していこうという顕著な取り組みがなされております。

過般、山形新聞に日本の水事情という特集がありました。その見出しに「懸念される環境悪化 水辺の暮らし遠ざかる 水文化の見直しについて」の記事が載っておりました。記事の内容と水事業はたった3行の見出しでありますが、すべてを語り尽くしております。

当然のことながら、水なしの生活はできません。しかし、水は空気と同じで、日常生活で余りにも無意識 になっているのであります。

しかし、日本は豊かな水に恵まれた国と言われます。年間の降水量は 1,740ミリで、世界平均のほぼ 2 倍になります。また、国土面積が小さいために、1人当たりの年降水量は 5,150立方メートルで、世界平均の 4 分の 1 程度であります。国土が狭いため、日本の川はいずれも流れが速く、急速に海に達します。このため、日本では豊かな森や水田、ため池などを利用して、限られた資源を巧みに使ってきました。

たが、大規模開発、工場排水、家庭排水などの汚濁によるインポイント汚染などのため、河川の汚れが進み、虫や魚を追って遊ぶ子供たちも少なくなってまいりました。

家庭排水のような不特定多数の汚染源対策を進めなければ、これ以上の改善は望めない状況にあります。 決して豊富でない水をうまくやりくりして、もう一度水文化を見直し、住民で考えていくことが必要であり ます。このことについては、伊藤忠男議員が6月の議会の一般質問で子供たちに魚とり体験や水に親しむ勉 強の大切なことを強調しております。

寒河江市の農業は複合農業で、稲作や果樹が主体であります。農家が水田を耕し、土地改良区が水を守っていますが、茶わん 1 杯分の米をつくるにはどれほどの水が必要か、県の農林水産部の資料によりますと、10アール当たりの水田で米をつくるには 2,700トンの水が必要と言われています。茶わん 1 杯分では 326 リットルが必要です。 2 リットル入りのペットボトルで計算すれば 163本であります。このように、米をつくるには膨大な水が必要であり、今さらながら堰の重要性が認識されるところであります。

一方、このような堰を維持し守っている農家と水田が減少傾向にあります。また、堰を維持するための経費が膨大となっております。実際に、農家が負担する経費の事例を見ますと、水田10アール当たり二ノ堰で6,800円、高松堰で7,200円、中郷で8,800円、白岩4,000円、その他用排水路工事負担分では柴橋でありますが、1万円となっています。水利経費は膨大であり、実際の米つくりが行われているのであります。

このような水利実態の中で、市民に幾ばくかの安らぎと活力をも与えております。この実態から、私たち市民は利水の恩恵を受けていることを忘れてはなりません。また、集落農業の維持や水環境の改善が一層重要となっております。

このため、利水経費は受益者負担を原則としますが、農業以外の面については市民の経費支援も緊要であると考えるところであります。神奈川県では水環境税の創設に着手することを表明し、水道料金に上乗せして徴収する案が浮かび上がり、住民の理解を得たいということであります。

当市の農業用水に係る経費負担の一部支援についての執行部御当局の見解をお伺いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

農業水利施設は長い歴史の中で構築されてきたものでございまして、その管理というものは御案内のように土地改良区や管理組合、さらには地域の共同作業・共同管理で行われ、集落形成の要因ともなってきたものであります。

また、農業用水というものは、御指摘のように食糧生産に欠くことのできない重要な資源であることはもとより、生活用水や防火用水、それから消・流雪用水などの地域用水としても大きな役割を果たしてきております。地域社会にとってはなくてならないところの機能を持っているものでございます。

しかし、近年、農地の利用集積や農家の高齢化によりまして、共同賦役による農業用水の管理が困難になりつつあります。また、生活様式の変化などによる家庭雑排水の流入などで水質の悪化が心配されるなど、 農家負担だけで管理することは難しくなってきているのは御指摘のとおりでございます。

農業生産のための水利施設に要するところの負担は受益者である農家が担うのは当然ではございますが、今申し上げましたように、生活用水や防火用水、消・流雪用水などの地域用水に相当する部分については地域で負担すべきものと考えてきたところでございます。

このことから、本市では生活雑排水等の流入による悪臭や衛生害虫の発生を防止し、生活環境の保全と環境美化を図るためとして、昭和62年度から寒河江土地改良区が管理する農業用水路、この農業用水路では二ノ堰、北堰、守川堰、家浦堰、土高堰、赤田堰でございますけれども、その通年通水費としまして年間 110万円を負担するということにしておりますし、平成元年からは汚泥や土砂の堆積、それに流れが停滞することによる悪臭と衛生害虫の発生等を未然に防止し、排水路の適正な管理を行うためといたしまして農業用排水路、いわゆるこの農業排水路関係では内川、三度川、茨江堰、赤沼堰、川久保堰、横道堰、古河江堰、横井川が入っておりますが、この排水路の堆積物処理費といたしまして年間 130万円を負担してきたところでございます。

このように、本市におきましては、農業用水利施設の多面的機能にいち早く着目し対応してきたところでありますが、このほど国においても、その重要性にかんがみ、今年度から新たに国営造成施設管理体制整備促進事業、いわゆる管理体制整備型を創設いたしまして、そういった事業費の一部を負担することになったところでございます。

このため、本市におきましては、先ほど申し上げました本市独自で実施してきましたところの多面的機能維持等に対するところの経費をこの新規事業に切りかえ、内容を拡大充実いたしまして、水利施設の環境・安全に配慮した管理と多面的機能の発揮に対応した管理がさらに推進されるよう努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはり米の生産調整やら米の減収、また農産物の価格の低迷などで、やはり山形県平均で農業所得が12.5%も低くなっているという、低所得になっているわけでございます。やはり厳しい農家の方の状況でございまして、その厳しい状況の中でも、今度、畑地かんがいの負担もございまして、白岩あたりでは2,800円、中郷では2,120円という畑地の負担もあります。また、堰の維持管理をするには、やっぱり二ノ堰の畑地のかんがいも負担していただかないとという計画と、平野山の方の樹園地のかんがいも計画なっております。やはり、そういうふうにいろいろな負担が参りますと、やはり畑地の耕作放棄地がふえてきますと、またまた農家の方に大変な負担がふえてくるということでございます。

そういう状況の中でありまして、やはり農家以外の方は、こういうふうに貴重な、農家の方が負担している水であるということを市民の方が知っていないという、知っている人がわずかでないかなと思っております。やはり、庭木に水をかけるとか、除雪のときに堰を利用するというときに、私たち議員にも水がなして来ないんだとか、こんなただの水とか、もっと水を多く流してくれとか、そういうふうに言われております。

やはり、農家が負担している貴重な水ということを市民の方みんなにわかっていただきまして、心からこれは大切な水だな、これはありがたい水だなということをわかっていただいて、市民の方から心から支援をいただくには、きょうあすではできないと思いますので、やはり機会あるごとに市の広報やらいろいろなもので啓蒙普及を常にしていただきまして、せせらぎを、こういう大切な水だということを市民の皆様から、随時啓蒙普及をしていただきまして、心から私たちも支援をして一部負担でもしなければなという心が起きてくれば一番でありますので、この辺をこれから当局の方でしていただきまして、そしてみんなから寒河江の水はこういう水だということを知っていただくようにお願いしたいと思います。

終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御指摘のように、先ほども答弁申し上げましたけれども、農業用水も本当に生活用水の方に一般市民が生かしてといいますか使っているような現状になっておるということは言えると思います。そういうことで、全国の方に先駆けて、土地改良区の方にも先ほど申し上げたような金額を助成させていただいておるわけでございますけれども、何といいましてもせせらぎのまちを宣言した寒河江でございますから、このきれいな水がいつも流れておるようにということを願いながら、市民そしてまた管理者でございますところの土地改良区等々と連携をしながら、きれいな水がいつも流れておるような状況にしてまいらなくてはならないと思っておるわけでございまして、御指摘のように農家も非常に苦しい立場にありますし、どんどん農家から外れていくという方もいるわけでございます。そうしますと、農家の1人当たりの負担というものも大きくなっていくということもございますので、そういうようなこと等を勘案しながら、これまで生活用水ということに使われておるんだというようなことに着目しまして市におきましても支出しておったところでございますけれども、十分議員の趣旨を踏まえて今後とも見つめてまいりたいと、かように思っておるところでございます。

以上です。

散 会 午後3時50分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

平成12年9月6日(水曜日)第3回定例会

| 出席議 | 員(| (2 2 | 2名) |) | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|-------|-----|------|-------------|----------|----------|----|----|-----|----------|----------|-----------|----|--------|------------------|-----|----|
| 1 | 番 | 但 | Ē | 竹 | 敬 | - | _ | 議員 | | 2 ₹ | 番 | 木 | K) | 田 | | ā | 孝 | 議員 |
| 3 | 番 | ði | 首 | 倉 | 謙 | 太良 | ß | 議員 | | 4 ₹ | 昏 | 召 | <u> </u> | Ш | 忠 | į | 戋 | 議員 |
| 5 | 番 | 弆 | ŧ | 木 | 春 | 7 | ≒ | 議員 | | 6 ₹ | 番 | 3 | 云 孫 | 子 | 市 | 美ラ | ŧ | 議員 |
| 7 | 番 | 朴 | Á | 倉 | 信 | - | _ | 議員 | | 8 ₹ | 番 | 金 | <u>\$</u> | 木 | 賢 | t | 也 | 議員 |
| 9 | 番 | 仴 | ₽ | 藤 | 忠 | Ę | 男 | 議員 | 1 | 0 ₹ | 番 | Æ | 5 | 橋 | 秀 | ì | 台 | 議員 |
| 1 1 | 番 | 高 | 5 | 橋 | 勝 | 7 | 文 | 議員 | 1 | 3 ₹ | 番 | 亲 | Я | 宮 | 征 | - | _ | 議員 |
| 1 4 | 番 | 셛 | Ė | 藤 | 頴 | 5 | 男 | 議員 | 1 | 5 ₹ | 番 | 信 | ₽ | 藤 | | Ì | 俞 | 議員 |
| 1 6 | 番 | 但 | Ė | 藤 | 暘 | Ξ | 子 | 議員 | 1 | 7 1 | 番 | J | | 越 | 孝 | Ē | 男 | 議員 |
| 1 8 | 番 | Þ | 7 | 藤 | | В | 月 | 議員 | 1 | 9 ₹ | 番 | † | K) | 田 | 伸 | - | _ | 議員 |
| 2 0 | 番 | ŧ | ‡ | 上 | 勝 | | • | 議員 | 2 | 1 ₹ | 番 | 尹 | ß | 須 | | 1 | 念 | 議員 |
| 2 3 | 番 | 伊 | ₽ | 藤 | 昭 | 二良 | ß | 議員 | 2 | 4 ₹ | 昏 | 但 | Ē | 藤 | | ÿ | 青 | 議員 |
| 欠席議 | 員(| (2 名 | 3) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 2 | 番 | 涯 | 茛 | 辺 | 成 | t | <u>b</u> | 議員 | 2 | 2 ₹ | 番 | į | ŧ | 藤 | 聖 | 1 | 乍 | 議員 |
| 説明の | ため | り出席 | ました | き者のほ | 職氏名 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| 佐 | 藤 | 誠 | 六 | 市 | | | 長 | | 松 | 木 | 4 | 眞- | -郎 | 助 | | | 役 | |
| 渋 | 谷 | 勝 | 吉 | 収 |) | \ | 役 | | 大 | 5 | 艮 | 愼 | _ | 教 | 育多 | 委 員 | 長 | |
| 奥 | Щ | 幸 | 助 | 選 | 管委 | 5 員 | 長 | | 武 | E | В | | 浩 | 農 | 業委員 | 員会会 | 会長 | |
| 兼 | 子 | 昭 | _ | 庶 | 務 | 課 | 長 | | 荒 | 7 | k | | 恒 | 企 | 画調 | 整課 | 長 | |
| 宇 | 野 | 健 | 雄 | 財 | 政 | 課 | 長 | | 安 | 1 | į | 正 | 人 | 税 | 務 | 課 | 長 | |
| 井 | 上 | 芳 | 光 | 市 | 民 | 課 | 長 | | 石 | L | Ц | | 修 | 生 | 活環 | 境課 | 長 | |
| 安 | 達 | 勝 | 雄 | 土 | 木 | 課 | 長 | | 片 | 札 | 司 | 久 | 志 | 都 | 市計 | 画課 | 長 | |
| 安 | 彦 | | 守 | 下 | 水道 | 道課 | 長 | | 佐 | 菔 | 泰 | | 毅 | 農 | 林 | 課 | 長 | |
| 那 | 須 | 義 | 行 | 商 | 工観 | 光課 | 長 | | 鹿 | II. | 亅 | | 康 | 地 | 域 振 | 興課 | 長 | |
| 芳 | 賀 | 友 | 幸 | 健 | 康福 | 祉 詡 | 長 | | 沖 | ì | # | 志 | 郎 | 会 | 計 | 課 | 長 | |
| 浦 | Щ | 邦 | 憲 | 水 | 道事 | 業所 | í長 | | 布 | 方 | 包 | 崇 | _ | 病 | 院 | 事 務 | 長 | |
| 保 | 科 | 弘 | 治 | 教 | Ī | Ì | 長 | | 石 | J | H | 忠 | 則 | 管 | 理 | 課 | 長 | |
| 草 | 苅 | 和 | 男 | 学 | 校教 | 育課 | 長 | | 斎 | 菔 | 泰 | 健 | _ | 社 | 会教 | 育課 | 長 | |
| _ | | | | 4.1 | A // | <u> </u> | . – | | _ | ., | _ | _ | 1-44 | | 学管: | | | |
| 石 |]]] | | 忠 | 社 | 会体 | 育 | 長 | | Ξ | Я | Ā | 正 | 博 | | 務 | | | |
| 安孫 | ィ | 雅 | 美 | 監 | 查 | 委 | 員 | | 松 | F | Я | 英 | 彰 | 監事 | 查 務 | 委局 | 員長 | |
| ~ 100 | | űЩ | ~ | | 業 | | | | 14 | _ | _ | ^ | +/ | - | 373 | / - 5 | LX. | |
| 真 | 木 | 憲 | _ | | 務 | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 職員 | 員出席 | 諸 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安孫 | 子 | 勝 | _ | 事 | 務 | 局 | 長 | | 鈴 | 7 | k | _ | 徳 | 局 | 長 | 補 | 佐 | |
| 丹 | 野 | 敏 | 幸 | 庶 | 務 | 主 | 查 | | 柴 | Ш | 奇 | 良 | 子 | 調 | 查 | 主 | 査 | |

平成12年9月第3回定例会

議事日程第3号

平成12年9月6日(水) 午前9時30分開議

第3回定例会

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成12年9月6日(水)

第3回定例会

| 番号 | 質問事項 | 要 | 旨 | 質 | 問 | | 答 | |
|-----|---|------------------------|-----------|-----|-------|-------|------|----------|
| 9 | 教育行政について | | | 14番 | | | | <u> </u> |
| | 3213132210 2 0 1 0 | 育てるにふさわし | | 佐 | | 額 男 | 3213 | 224 |
| | | ついて | | , | 13. U | ,,)j | | |
| 1 0 | 森林行政について | 森林の管理状況は | こついて | 2番 | | | 市 | 長 |
| | With the second | | している人工林の | 松 | | 孝 | ' - | ~ |
| | | 再生を図ることに | | 14 | | • | | |
| | | 林業の実技指導に | | | | | | |
| | | 森林病害虫の駆除 | - | | | | | |
| 1 1 | 行政一般について | | | 18番 | | | 市 | 長 |
| | 1324 331 - 3 | | の情報公開条例の | 内 | | 明 | | |
| | | 問題点について | | | | | | |
| | | | パークの民活エリ | | | | | |
| | | | 担う中国パールの | | | | | |
| | | 事業計画と現況は | | | | | | |
| 1 2 | 政治姿勢について | | ある月山観光開発 | | | | 市 | 長 |
| | | - | われた政治献金は | | | | | |
| | | , , | いのか、再度伺い | | | | | |
| | | たい | | | | | | |
| | | | 援団体の長が喪主 | | | | | |
| | | | にあたり、市長の | | | | | |
| | | 個人名で献花が | なされたと聞く。 | | | | | |
| | | | 触するのではない | | | | | |
| | | かとの指摘があ | り、よもやとは思 | | | | | |
| | | うが真相はいか <i>た</i> | がか | | | | | |
| 1 3 | 教育行政について | 学校給食について | て再度伺う | | | | 教育 | 委員長 |
| | | (イ)来年1月より | 遺伝子組み換え食 | | | | | |
| | | 品の表示義務化 | がなされる。こう | | | | | |
| | | した状況を受け | て、食材としての | | | | | |
| | | 遺伝子組み換え | 食品に対する教育 | | | | | |
| | | 委員会の考え方は | はいかがか | | | | | |
| | | (ロ)安全性が疑問 | 視されているなか | | | | | |
| | | で、現在使用し | ているメラミン樹 | | | | | |
| | | 脂の食器に対す | る見解はいまだ変 | | | | | |
| | | わりないのか | | | | | | |
| | | オゾンホールが | 拡大するなかで先 | | | | | |
| | | 進地では紫外線 | による皮膚がんや | | | | | |
| | | 白内障を防ぐた | め、学校で使用し | | | | | |
| | | ているプールに | 屋根をつけている | | | | | |
| | | と聞くが見解と対 | 付応はいかがか | | | | | |

| 1 4 | 市政全般について | さくらんぼの里にふさわしい農業 | 17킬 | K E | | 市 | 哥 | |
|-----|----------|-----------------|-----|--------|---|---|---|--|
| | | 用廃ポリ対策について | Ш | 越 | 孝 | 男 | | |
| | | 分権時代の各種審議会・委員会の | | | | | | |
| | | あり方について | | | | | | |
| | | 土地先行取得の課題について | | | | | | |
| | | 国有地払い下げをめぐる課題につ | | | | | | |
| | | いて | | | | | | |

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

佐藤頴男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番について、14番佐藤頴男議員。

〔14番 佐藤頴男議員 登壇〕

佐藤頴男議員 おはようございます。

私は、自由民主党と緑政会を代表し、通告しております教育行政について、21世紀を担うたくましい人材を育てるにふさわしい教科書の採択について、すぐれた教育者として日ごろ尊敬をいたしております大泉教育委員長に質問いたしますので、率直な御意見を伺いたいと思います。

近年、学級崩壊やいじめ、不登校、自殺、17歳の凶悪犯罪など、戦後の教育がもたらしたものは一体何だったのであろうか。21世紀の国づくりに大きな不安要因となっております。改めて見直さざるを得ない状況になってきておると思います。

文部省の平成12年度学校調査表によると、小学生や中学生の不登校、長期間30日以上の欠席者数が小学校生徒が2万6,000人、中学校生徒が10万4,000人となり、調査を開始された平成3年の約倍の数字となっている。不登校による学校崩壊は深刻な状況にあるわけでありますが、不登校の背景にはさまざまなものが考えられるが、いじめなどが典型的であるが、児童自身の学校に必ず行かなければならないという意識の希薄化、家庭の問題、学校のあり方などが複雑に絡み合っていると述べております。

平成14年には、いよいよ文部省の新学習指導要領に基づいた教育改革が行われるわけであります。心の教育を推進してきた本県におきましても、歴史教科書の問題が大きくクローズアップされてまいりました。

実際、学校で使われている歴史教科書を読んでびっくりし、驚いております。私は、陵西中学3年の孫が使っていた公民と歴史の教科書を見て驚いております。日本人を敵視している中国か朝鮮の本ではないかと疑うように感じたのであります。歴史の主流をなしているのは民衆の反抗、そして中国人や朝鮮人が善人で日本政府は悪人としており、日本の歴史国家をのろうような内容であると見たのであります。

中学3年の孫に私が見た感想を述べて聞いたところ、じいちゃんと同じであるというふうに言うのであります。私は、戦前の教育も受けたものだけでそのように感じたのではないのであります。

明治以降の日本は、欧米列強の威圧に屈することなく、あらゆる困難と戦い、ついには白人支配の世界の中で、特に東南アジアの植民地解放、独立のきっかけをつくったすばらしい国であり、民族であると思います。

ところが教科書では、民族の反抗や朝鮮人が善で、日本政府は常に悪、すなわち権力者の支配に対する民族の抵抗という階級闘争の図式と、戦勝国が日本を裁いた東京裁判史観によって内容が貫かれております。

日本は諸外国に比べて一方的に悪玉のごとく書かれており、白人統治の植民地では考えられないような朝鮮や台湾での善政や勇敢で優秀な日本人として世界じゅうから称賛された事実については全く触れられておりません。国を愛する気持ちや祖先を敬う心など生まれようがない、自虐たるゆがめられた歴史教科書であると言わざるを得ません。

人間としての自立、道徳心の回復には、まず、自分につながる誇りある歴史・伝統・文化の認識が基本であると思うとき、歴史教育の見直しは、教育の荒廃や日本の将来を憂える私たちにとって急を要する問題であると思うのであります。

私は、十数年前、姉妹都市のギレスン市第1回訪問団に参加した、その研修会のときに、トルコ大使館の人から、トルコは日本に対し明治以来親しい関係にあった。その一つに、日露戦争で日本軍が勝利したこと。そしてロシアのバルチック艦隊を日本海海戦で破った東郷平八郎元帥を褒めたたえ、イスタンブールにトウゴウ通りを命名し現在もあるということ。さらに、陸地の戦争で二百三高地の戦闘で自分の息子2人を戦死

させて戦った乃木大将を尊敬し、自分の子供にノギという名前をつけた人が何人もいると聞き、非常に対日 感情がよいという話を聞きまして感動を覚えたものであります。

また、東南アジアの国々や後進国の指導者は、日本が明治以来の短い年月で世界の大国となった日本のすばらしさを手本とし国づくりを進めていると聞くとき、外国の人たちが日本の国づくりのことを研究しているのに、なぜ日本ではこれを取り上げようとしないのか不思議な思いであります。

先般、森総理大臣は、7月28日に行われた所信表明演説の中で教育改革の重要課題の一つとして教育委員会のあり方を挙げております。また、8月8日の参議院予算委員会で、本県出身の小山孝雄参議院議員がその真意をただしたのに対し、教育委員会による適切な教科書採択を求めるものであると認めたと聞いております。さらに、大島文部大臣は、教科書選定については、毅然とした教育委員会の判断で行うことが当然であるとして、間違っても組合の意見によってとか、そういうことであってはならないと答弁されております。

私は、歴史を学ぶということは、古い昔のことを知ることよりも自分を知るためのものであると考えます。このような観点から、日本人としての正しい真実に基づいた歴史認識、自分の国に自信と誇りを持てる歴史教育と教科書づくり、新学習指導要領の趣旨に沿った開かれた教育行政、以上、3点を実現することが当面する大事なことではないかと思います。

歴史教科書の採択問題は、いまや全国的な広がりの中で、歴史教科書が不透明な手続で採択されているとして議論が活発に行われております。本県でも県議会の一般質問で取り上げられ、市町村議会においても議論が高まってきております。

こうした議論や運動の高まりを受けて、県教育委員会は7月10日、教科書採択で指導的立場にある小・中学校の県教科用図書選定審議会委員の氏名を公表したと報道されております。

山形県には、七つのブロックに教育事務所があり、その指導で管内市町村立で使う教科書の採択が行われていると聞いておりますが、採択の責任は教育委員会にあることになっております。その実態はどうなっているのか。情報公開が進んでいる今日、これを明らかにすべきであると思うのであります。

平成14年より実施される学習指導要領では、その目標を広い視野に立って社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的、多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民的資質の基礎を養うと述べております。

21世紀の我が国をたくましく担う人材を育てるにふさわしい教科書をつくり、小・中学校の児童に与えることが我が国における当面する最も重要な国民的課題であると思います。

以上のようなことを踏まえ、次のことについて委員長に質問をいたします。

- 一つ、中学校生徒の歴史教科書の内容についての御所見を伺いたい。
- 二つ、本地区の教科用図書採択協議会の委員及び研究員の氏名を教えていただきたい。
- 三つ、社会科の研究員に広く社会的常識を踏まえた一般の有識者を登用すべきではないか。
- 四つ、教科書採択の権限が教育委員会にあり、選択の余地がなく、採択が形式だけになっていないか。
- 五つ、教科書の採択についての採択協議会及び教育委員会の議論を公開してほしい。
- 以上のことを申し上げ、第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 おはようございます。

教育行政について、21世紀を担うたくましい人材を育てるにふさわしい教科書の採択について、お答えいたします。

公教育としての学校教育については、国が全国的に一定の水準を確保して、全国のどの地域でも同じ水準の教育を受けることができる機会を保障することと、心身ともに未発達な児童・生徒を対象とする教育であることから、小・中・高等学校等における教育では、教育内容についても全国的基準に従ってほぼ共通の内容を確保することが要請されております。

このため学校教育法では小・中・高等学校等のそれぞれの教育目標を掲げ、それに従って教育課程の基準が定められております。この基準が学習指導要領であり、それには各教科等の目標・内容等が示されており、 その基準に従って各学校で教育課程を編成し実施しているのは御案内のとおりでございます。

その教育に当たっては、主たる教材である教科書が必要であり、それは当然学習指導要領に基づいて編成され、教育課程に応じて組織、配列されたもので、公教育制度の公共性という観点から、教育内容についても全国的に一定の水準を確保するためにその使用が義務づけられております。

教科書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号により、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書採択の権限は市町村教育委員会にありますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、採択に当たっては、近隣市町村における転校による児童生徒の負担の軽減や教師の共同研究を可能にするなどのため、市もしくは郡の区域、またはそれらの区域を合わせた区域を採択区として設定し、地区内の市町村が共同して教科ごとに同一の教科書を採択することになっております。

採択地区については、都道府県教育委員会が地理的、経済的、文化的条件を考慮して決定しており、県内では七つの採択区が設定されております。本市の場合は、西村山地区1市4町でつくる採択地区になっております。本採択地区には共同採択を行うため、西村山地区教科用図書採択協議会を設け、県教育委員会との連携のもとに調査・研究を行いながら適切な教科書の採択を行っております。

採択に当たっては、実際に児童・生徒の指導に当たる各教科ごとの担当者を中心にまとめた各学校の意見書が採択協議会に提出されます。また、地区内より選出された教科代表者による教科用図書研究員会により鋭意調査研究、検討され、まとめられたものが採択協議会に答申されております。

教科書は、児童・生徒や教員はもちろん保護者にとっても身近なものであり、適切な採択をするため教科 用図書法定展示会を開催し、教科書に対するアンケートなどを集約するなど、広く保護者、市民や教員の意 見を教科用図書研究員会の答申に反映させております。

地区の教科用図書採択協議会では、教科用図書研究員会から答申を受けたものなどを審議し、教科書の選定を行い、各教育委員会の議決を経て採択されております。

さて、5点ほどの質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず、歴史教科書についてどう認識しているかということでございますが、この歴史教科書については各方面で議論され、さまざまな意見があることは承知しております。しかし、歴史教科書を含め、採択の対象となるすべての教科書が教科書検定という法的手続を経たものであり、学習指導要領の趣旨に沿ったものであります。したがって、当然のことながら、社会科の目標も達成できる適切な教科書として使用されているものと考えております。

次に、採択協議会委員などの公表についてでございますが、県の選定審議会ではことしの8月に県の審議

会委員と調査員について公表するとの方針を打ち出しましたが、地区においては原則的に公開はしておりません。

今後公開について検討していく必要があると考えますが、公表する場合においては、採択の公正確保の観点から、採択後の公表など公表時期についても慎重に検討すべきことと思っております。

次に、社会科研究員に一般の有識者を登用する件についてですが、平成2年3月に教科書採択のあり方に 関する調査研究協力者会議から報告された「教科書採択のあり方について」では、採択地区協議会やその下 部組織の委員に新たに保護者代表などを加えていくことも考えられるということが示されております。

また、平成10年11月に教科用図書検定調査審議会から建議された「新しい教育課程の実施に対応した教科書の改善について」の中で、教科書は学校教育において重要な役割を果たし、国民の関心も高く、よりよい教科書を求める国民の要請に適切にこたえ、教科書の信頼性を高めることが重要であり、採択等の過程においてその透明性を高めていく努力が必要であることが示されております。

したがって、社会科の研究員に一般の有識者を登用することについては、教科書の専門的な調査研究であることを踏まえるとともに、公正確保の観点に配慮しながら慎重に対応すべきことと思っております。今後の検討課題であると考えます。

次に、教育委員会の採択権限にかかわることについてでありますが、教科書採択は教育委員会のなすべき 重要な任務であると認識しており、鋭意努力しておりますが、対象となる教科書すべてについて、その内容 を詳細に把握することは実質的に困難であります。

そのため、本市では、西村山地区教科用図書採択協議会において委嘱された研究員に専門的な研究をお願いし、その研究員会の答申によりすべての教科書の特徴を把握しております。その上で教育委員会で議決しております。

したがって、形式化しているのではとの御指摘でありますが、現在の採択の仕組みの中で、教育委員会と しても適切に対応していると考えております。

最後に、採択に至るまでの審議内容の公表ということですが、教科書採択に関することは原則的に非公開としており、採択までの審議内容等の公開につきましては難しいものと思っております。また、採択結果及び理由についても基本的に公表しないこととなっておりますが、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で公表していくことも将来の研究課題であると考えております。

以上、お答え申し上げましたが、これらの点に関しては本市だけの問題ではなく、西村山地区の他の関係教育委員会との連絡調整を行うとともに、さらに国や県の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤頴男議員。

佐藤頴男議員 ただいま大泉教育委員長から、端的にしかも非常にわかりやすく御答弁をいただきました。 その中で感じたことは、一つは、地区の採択協議会の権限という問題について若干私の見解とは違ってお るようであります。

というのは、いわゆる西村山地区の採択協議会というものは、あくまでも採択をするための調査検討をする機関ではないか。教育委員会がそのおのおのの行政区域ごとにすべきことであって、おのおのの市町村においてその採択の本が違っても何ら差し支えないはずだと、こういう認識を一つまず持つところであります。

研究員の氏名の公表については、今後必要になってくるのではないかというふうなお考えや慎重にあるべきだというふうな御意見がございました。既に御案内のように、県においても先ほど申し上げたように、審議会の委員が公表されたり、宮城県は既に各採択区の専門員や調査員まで公表をしております。さらに、新潟県やそうした県の中でもそういう動きがありますし、宮城県では、本市でも採用されておるいわゆる東京書籍なわけでありますけれども、長年間にわたって東京書籍の本を採用してきたということで、宮城県の教育委員会から東京書籍への天下りなどが問題になっているという報道も承っておるところであります。

情報公開の今日でありますので、つまびらかにやはり公表をしていくということが広く市民から、そして 国民から理解され共感を持ったものになっていくのでないかということを申し上げておきたいと思います。

教科書の社会科の研究員の問題につきまして、学校の先生方は専門の教育者でありますが、何を教えるかについては学校の先生方に決められるものではないというふうに思います。教えることは専門家であるけれども、何を教えるかについては国民が決めることではないかということで、ひとつそのことなども一考をしていただきたいものだというふうに思います。

採択権限の問題につきましては、教育委員会でさらに議論がなされて採択されることを要望しますし、そして、できる限り委員会の議論の内容などについても、やはり公開されていくということでないと、その教科書の問題に対する国民的な共感というものは出てこないのではないかというふうなことから、そのように感じるところであります。

中学校の歴史教科書を見ますると本当に我々には全くなじみのない、日本に抵抗した朝鮮の少女が英雄として取り上げられていることや我が国の初代の総理大臣の伊藤博文を暗殺した韓国の反日運動家安重根という人がむしろ英雄という形で本の中に大きく取り上げられておるわけであります。

外国でも有名な英雄として日本の東郷元帥であるとか乃木大将といったようなことが一切触れられていないというふうな内容でありまして、今さら私が申し上げるまでもなく、乃木大将は日露戦争の戦いで勝利し、水師営の会見において敵将ステッセル将軍と会見されたときに、歌の文句にあるように、「きのうの敵はきょうの友」ということで、乃木大将はステッセル将軍にロシア軍の勇敢な戦いを褒めたたえて、ステッセル将軍に愛用の日本刀を贈られた。そしてステッセル将軍は感激をして自分の愛馬を乃木大将に贈られたということであります。

乃木大将は後に学習院の校長も務められ、明治天皇が逝去されると自決して殉死され、奥様も自決されて 後を追ったわけでありまして、これは日本の武士道の戦前のかがみとして、日本の国民はもちろん世界の 人々にも称賛されてきたことでもあるわけであります。

先日テレビを見ておりましたところが、討論会であったんですが、「日本に敵が攻めてきたら降伏すればいい。それから国際世論に訴える」と平然と日本の主権を放棄するような、そういうことを公言する代議士も出ておる時代であります。戦いに敗れるということはそんな簡単なものではない。あらゆる辱めを強制的に受けなければならないという歴史が証明しているわけであります。

また、公立学校と私立の学校を見ますと、公立学校の方が事件や犯罪というものが多く出ているというこ

となども一つの大きな課題になっているのではないかと、そんなことなども感じているところであります。 歴史教科書は、歴史の光も影も公平に取り上げ、世界史の中で日本がどのような位置づけにあり、実際に どのような貢献をしてきたときちんと伝えるべきであると思います。何よりも我々の祖先、先人の苦心とそ の恩恵に気づかせる教科書であるべきであると思います。

中国や韓国が主役で日本人を敵視するような教科書では、自分の国に誇りを持つどころか、祖先をさげすみ、自分が日本人であることが嫌になるようなものでは困るのであります。

以上のことを踏まえまして、二、三要望を申し上げたいと思いますが、教科書の採択に当たり教育委員の権限の空洞化にならないように、教科書の採択は教育委員会で最も重要な専権事項として審議検討されることであります。

二つ目には、教育委員の教科書採択のために、下部組織といいますか、協議会や研究員の答申を行う場合、 数社に絞り込むような答えをさせないことではないかと思います。

そして、三つは、教科書の採択にあくまでも学習指導要領に基づいて行われるべきであり、研究員、協議会委員を選任するに際し、学習指導要領に昂然と反対する団体に推薦を求めることのないようにすることを強く要望して私の質問を終わります。

教育委員会の所見がありましたならばお伺いをいたします。

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

大泉愼一教育委員長 いろいろ御心配はごもっともだというふうに、今、歴史教科書を考える会なんかもあっていろいろ考えておられるようですが、日本人が日本を卑下するようなことでは日本が成り立たないのではないかということを一番心配なようであります。

民族の歴史の中にはどこの国だって、イギリスだって3C政策、ドイツだって3B政策なんていうような 侵略戦争もありましたし、アメリカだってあると思います。

いわゆる我々が今、各国でみんな生活しているわけですが、その歴史の中にはいい点と悪い点と両方あろうというふうに思います。

確かに外国旅行なんかしてみますと、韓国とか、それからヨーロッパなんかを回ってみても、中国を回ってみても、いい点をどんどんとバスガイドやなんかしゃべります。日本ではいい点も悪い点もしゃべるというふうになっている。そういう点でのパーセントは確かに日本の方が悪い点の方をよくしゃべるようなそういうふうになっていることが、パーセントよく調べたわけではありませんけれども、そういうことがあるいはマイナスになっているのかなというふうに考えたりもします。

そういうこともいろいろなこれからの歴史的経過の中で、本当の歴史がつくられ、本当のあれが子孫に伝えられるというふうになると思いますが、我々もいろんな面でこれから考えたいというふうに思っております。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民が近年特に不安を抱えている諸問題について、市民を代表し、以下、質問いたします。

市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号10番、森林行政について伺います。

今、国民の中には、地球温暖化防止や保健・文化・教育などに果たす森林の役割に対する期待と関心が高まっております。

国も国土環境保全などの公益的役割を重視した森林整備や持続可能な森林経営の必要性を提起し、市町村の役割の強化や国民参加による森林づくりなどを呼びかけております。

我が国は、世界有数の森林国でありながら、世界有数の木材輸入国でもあります。日本の木材自給率は、1989年は26.9%でしたが、1997年には19.6%と9年間で 7.3%も減少しています。1998年には21%までに上昇しましたが、これは不況による需要減で輸入材が大きく減少したことによるものです。

日本は、依然としてトップクラスの木材輸入国で、他国の森林をも荒廃させる原因にもなっています。さらに、国内では、森林経営者、森林所有者も木材価格低下や経営コストの上昇により深刻な経営危機にあり、 製材業者の倒産、廃業が多くなっております。

これまでに林業は、森林を基盤として木材などを生産し、木材を原材料とする製材工場を初め多くの関連 産業を発展させ、地域の基幹産業として農山村を支えてきました。林業や関連産業に地域の多くの人が従事 し、生活に深くかかわってきましたが、ここ数年間、職場を失う人が増加しています。

国勢調査によると林業就業者及び高齢化比率の比較では、昭和35年に44万人から平成7年には9万人と減少し、林業就業者総数に対する50歳以上の比率も年々上昇し、平成7年には69%で林業就業者の高齢化も一段と進み、担い手不足も一段と深刻な状況になっています。

森林所有者の経営意欲の低下で、森林の荒廃による土砂の流出や山地の崩壊などの災害の発生も急激に進んでいます。

また、伐採されても植林されない林地、枝打ちや間伐の手入れがなされない人工林、台風や雪害による倒木があっても放置されている森林が増加しています。この状況を森林所有者に伺うと、伐採しても単価も安く販路も確保できない、自家用にするにも経費がかさむなど管理しても将来に展望が持てないと、林地管理を放棄する所有者が多くなっております。この危機的状況が農山村の過疎化を進行させ、相乗り的に森林の荒廃も進んでいるのが一般的です。

一方、林野庁は、林業の動向に関する年次報告を発表し、世紀を越えて森林の活力を維持していくとの基本認識を示し、持続可能な森林経営の取り組みをしていくと掲げております。

しかし、現実は、採算性悪化による森林所有者の経営意欲の低下、管理の低下となっております。このような状況の中で寒河江市の森林所有者はどのような林地の管理を行っているのか、市長に伺います。

さらに、寒河江市には、国有林、民有林合わせて 7,091ヘクタールありますが、市長は林業の活力をつけていく基本的施策と全般的な管理向上を図るべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、管理放棄で荒廃している人工林の再生を図ることについて伺います。

各自治体でも林業をまちおこしの起爆剤にするために、産直住宅に取り組んだり、木造住宅を新築、改築する住民に補助するなど、ほかに良質木材を育成するために間伐や枝打ちの推進、間伐材の利用拡大に頑張っている自治体も多くなっております。特に、昭和30年代に人工植林された杉も間伐や枝打ちの管理作業を

実施する時期に来ています。

こうした状況を踏まえ、国・県は、今年度、平成12年度より緊急間伐5カ年計画を作成し、林地 150万へクタールの間伐を強力にバックアップする補助事業を実施しますが、補助対象は、地域の森林所有者が30ヘクタールの面積を一体的に集約し間伐団地化の協定を結んだものとなっています。果たしてこの制度は、個人所有者が団地化に参加し、協定を結ぶことが可能なのか、補助に該当する人がいるのかどうか、大変疑問であります。

寒河江市も管理放棄され荒廃されている人工林を再生し、良質木材を育てるために人工林の管理を徹底すべきです。国・県の補助事業のみに任せるのではなく、もっと利用しやすい実態に合った支援をすべきだと思います。対象を個人向けにし、対象面積の緩和を考慮した寒河江市独自の助成制度を実施すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、森林所有者の林業の実技指導について伺います。

中山間地域は、少子・高齢化が進む中、農林業の後継者不足は深刻な状況です。昭和40年代までには、農家は農作業の合間に植林や下刈りなどの森林管理を進め、50年、100年後の樹木の成長と財産の蓄積に努力してきたと聞いております。

森林所有者は、自分自身が実際に管理をすることにおいて自然と技術を身につけてきました。今の現状は、これまでの循環型である親から子への技術伝承がなくなりました。こうした状況の中で、林業の後継者育成と同時に、森林管理の知識と技術がなく管理できない方がふえております。

こうした状況を踏まえ、後継者に森を育てる教育と、植林、下刈り、枝打ち、間伐、また、機械操作や道具の研磨などの技術講習会などを実践も含め開催すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、森林の病害虫の駆除について伺います。

我が国では、森林病害虫等防除法が公布されてから約半世紀たちました。目的は、森林の病虫害、特に松くい虫などの防除を早期にかつ徹底的に駆除し、その蔓延を防止するためにつくられた法律で、完全に撲滅する目的で制定されたと思います。

しかし、県の森林課がまとめた県内の過去10年間の松くい虫の被害は、平成2年には9,226立方メートルで、その後年々増加し平成7年には1万8,438立方メートルと約2倍に拡大しましたが、その後、減少傾向にありますが、これは県と鶴岡市、遊佐町の取り組みで、砂丘地帯約30キロ区間の松の木を伐採し、杉に植えかえる樹木転換作業が行われたためで、外部から松くい虫の侵入を防ぐ防除帯が形成されたことが被害の減少につながったとしています。砂丘地帯はこれまでの防除対策が奏功し鎮静化しつつありますが、逆に内陸部は急激に被害が急増しております。

寒河江市で松くい虫の被害が確認されたのは、昭和59年に平塩地域で17立方メートルが最初と言われております。当初、被害は平塩、中郷地域が主であったのがここ数年、市内全域に被害が及んでいます。特に、被害は、平野山中心に急速に広がっております。すぐにこの被害調査を実施し、緊急駆除を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、現在、被害木に対する処理は、春、秋の伐採した松の木に殺虫剤を散布し、ビニールで覆い駆除する方法が一般的です。しかし、マツノザイセンチュウが松の木に入った場合、1カ月から2カ月で枯れ始めると言われております。これまでの年2回の駆除では蔓延を防ぐことが不可能と考えます。

被害調査も地域住民と一体となって進め、初期対策を心がけるべきだと思います。また、駆除する期間を 短縮するなど、きめ細かな対策を具体的に検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

市長の誠意ある答弁を期待し、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、林地の管理をどうやっているかというようなことについてでございます。

最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しくございます。外材との競合による木材価格の低迷が続いており、また一方では、木材生産の場である農山村地域の過疎化と高齢化による後継者不足から労働力の弱体化が進み、間伐、保育等が適正に実施されない森林が増加しております。

本市の森林面積は、民有林が約 4,700ヘクタール、そのうち杉を主体とした人工林が約 1,000ヘクタールでございます。人工林率22%と県平均の39%を大きく下回っております。さらに、成長過程段階にある 6 齢級以下の若齢林が約 4 割を占めている状況にございます。また、団体や集落を含む個人の森林所有者は1,614人おりまして、そのうち 5 ヘクタール以下の零細な森林所有者が95%を占め、10ヘクタール以上の森林所有者はわずか 2 %弱にすぎません。

そして、専業の林業者はおらないと。ほとんどの森林所有者は、森林施業を営むというよりは山林を財産 として保有している状況にございます。

造林、保育、間伐作業等の林地の管理につきましては、所有者個人が管理することになりますが、田代山公社などの団体を除いては、ほとんどが個人による造林、保育等になるため、所有している山林全体を管理することは難しく、施業の必要性を感じてはいるものの採算性の問題などからなかなかできないのが現実でございます。

ただ、西村山森林組合では、助成制度を活用しながら個人所有林の間伐などを受託し整備していますが、面積的には微々たるものでございます。数字的に見ますと、10年度では 3.7ヘクタール、11年度はずっと減りまして 1.5ヘクタールほどになっておるようでございます。

適正な森林整備を推進するためには林業従事者を育成していくことも必要でありますので、本市において は山形県林業従事者育成基金に約 1,400万円出捐するとともに、西村山森林組合に対しましても毎年援助す るなど林業従事者の育成と森林整備の体制づくりに支援しているところでございます。

また森林所有者のニーズに基づきながら、一般造林事業や流域森林総合整備事業などの国・県の補助事業 というものを活用しながら、造林、保育、間伐などを支援し、森林施業の推進を図ってまいりたいと考えて おります。

次に、人工林の再生ということの御質問がございました。

本市では、平成12年度からの10カ年において、間伐、保育、伐採、人工造林などの森林整備とそのための 林道網などの条件整備を総合的かつ計画的に推進し、林業の振興を図っていくためにその指針となる寒河江 市森林整備計画を策定したところでございます。

また、県では、人工林の杉の間伐を実施し、良材の育成と公益的機能発揮の推進、それに安全で快適かつ 豊かな郷土を次世代へ引き継ぐために、お話もございましたけれども、本年度において緊急間伐 5 カ年計画 というものを作成しております。

これを受けまして西村山地方では、管内の森林木材関係機関、団体、業者が協力し合い、間伐の実施とその利用促進を図るため、西村山地方間伐推進計画を作成したところでございます。

これらの計画に沿った施業というものを適正に実施するためには、森林所有者の方々の理解と協力が必要でありますし、先導的な人材を育成、確保することも大切でございます。しかしながら、林業従事者の高齢化や山村地域からの若者の流出、また木材価格の低迷により林業後継者が不足しているのも現実でございます。

本市におきましては、市町村森林整備推進事業などの県事業の活用を図りながら、林業従事者のリーダー育成と森林の効率的な整備を推進していきたいと考えているところでありますが、本市独自の助成制度につきましては、森林所有者のニーズ、意見を把握しながら今後の研究課題とさせていただきたいと思います。次に、実技指導の御質問がございました。

林業の実技指導ににつきましては、地方事務所が実施する間伐講習会やキノコ栽培講習会、また、森林研究研修センターが主催する森林病害虫等防除講習会、そして林業機械実技講習会、それに森林組合の松くい虫予防薬剤散布講習会などが現在実施されております。

市独自の実技指導講習会等につきましては、技術的な面から難しいと考えており、今後とも県や森林組合等と連携を図りながら、それらの各種講習会等について市報掲載するなどして森林所有者などに周知するなど、側面から支援していく考えでございます。

次に、松くい虫についての御質問がございました。お答えいたします。

緑豊かな松が古い葉に続いて新しい葉も急激にしおれ、間もなく全体が黄変、褐変し枯死してしまう。これがいわゆる松くい虫による被害でございます。このような急激な枯死は昭和46年の農林省の研究によって、マツノマダラカミキリというカミキリムシが媒介となり、マツノザイセンチュウという体長1ミリメートル足らずのセンチュウが松の細胞を食い破ることが原因であるということが判明しました。

以来、林野庁では毎年巨費を投入して防除に当たってきましたが、九州を初めに被害は年々拡大し、現在では青森県と北海道を除く日本全土に及んでいる状況となっています。また現在は、韓国や台湾、中国まで波及しており、正確な侵入経路はわかりませんが、日本からの木材や機械梱包材からの飛散の可能性があるということで、各国政府は即刻日本からの木材輸入を禁止している状況にあるとも言われます。

山形県の松くい虫の被害は、昭和53年に山形市で発生し、その後県下全域に拡大しており、特に庄内地方においては防風・砂防林等の海岸砂丘林が脅かされ深刻な問題となっておるわけでございます。

御指摘のとおりでございますが、本市においては、平塩、中郷地区で昭和59年に発生したのが初めてで、 現在は、北は留場や箕輪地区、西は谷沢地区にまで及んでおります。

松くい虫の防除には被害木の伐倒駆除により対応しておりますが、平成4年度からは各種の補助事業、単独事業を実施しながら取り組んできたところでございます。しかしながら、今年度は昨年の高温少雨の影響により被害が広範にかつ甚大な状況となっております。

予防策といたしましては、薬剤の空中散布や地上散布、それに薬剤の樹幹注入などがありますが、空中散布は事業費がかさむ上、周辺の動植物や農作物への悪影響が心配され、県内では実施されていないものでございます。地上散布は動力噴霧器などの機材を運搬するために、農林道などの道路網が隣接されている必要があり、被害のある山林をカバーすることは現実的には難しいものでございます。また、樹幹への薬剤の注入は、経費が1本2万円から3万円かかること、それに時間がかなりかかり過ぎることから、山林ではなく公園や史跡名所などの貴重な松に限定して実施されている現況にあります。

このようなことから、現段階では、予防についてはいまだ実施できない状況にありますが、県や近隣市町と連携を図りながら、隣接山林の共同伐倒駆除など、より有効な手だてを検討するとともに、被害拡大防止に対する森林所有者へのより一層の理解と協力を求めていく考えでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 森林所有者の管理の状況を今ちょっとお聞きしたんですけれども、まず、寒河江市の場合は大規模の所有者がいないということで、木材を循環させて、それを生活費から管理の引き当て、そういうのをやっている業者が、業者というか所有者が少ないということで、まず一番問題なのは、1町歩前後の所有者が非常に寒河江市の場合多いですから、この人たちがやっぱり今管理意欲というか、こういう循環型の作業ができないんで苦しんでいる状況になっているんです。ですからこれをもう少し市の管理の中で、この森林の大切さもいろいろ叫ばれている中で、やっぱりもう少し市の援助というか、管理の指導の仕方から、やっぱり補助を出して何とか良質な木材に育て上げる内容にしてもらいたいと考えております。

確かに今私どももそうですけれども、山に行く機会が非常に少なくなった。やっぱりこれまでだと、さっきも第1問でお話ししたんですけれども、やはり農作業の合間に行っていたのが、今、農家が逆にサラリーマン化して、やっぱり山に行くチャンスがないというか、そういう状況の中で、もっと木材の価格とか販路、こういうことももう少し行政で考えて何か施策、各自治体で間伐材を利用して木材を加工したり、いろいろな方法をとっておりますけれども、寒河江市でも実際そういうのを考えていただきたいと思います。

今、倒木があっても結局、今の木材価格が安いために処理ができない。これを処理するために結局産業廃棄物として処理しなくてはならない状況にあります。ですから、切るにも切れない。切るにもやっぱり人件費がかかって非常に大変な状況になっております。ですから、こういうのもやっぱりある程度、再生するみたいな形で、何とか行政で指導をお願いできればと考えておりますので、この辺を市長、どう考えているのかお伺いしたいと思います。

あと、林業の活性化の基本的施策と管理の補助についてなんですけれども、今、寒河江市では、補助金というか、負担金という形で西山材のブランド化に推進事業の中に負担金を出しておりますけれども、これは目的はどういう目的で負担しているのか。そして、寒河江市がこの西山材に該当するのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

あと、ここ数年前、減反政策で、減反に杉、植林された地域が相当あります。この管理の状況も具体的になっていないような状況あります。これも結局、補助金をもらってある程度植林されたんですけれども、これが今田んぼに植えたために、軟弱な地盤に植えたために、非常に災害が発生しているような状況ありますので、この辺の管理をどうしていくのか。せっかく補助金もらって植栽されたんですけれども、管理が行き届かないで放置されている現状があります。ですから、この辺の管理を本人、所有者任せでなくてもう少し行政でも指導をしていくべきだと私は考えますけれども、この辺、市長の考えをお聞きしたいと思います。

あと、助成制度なんですけれども、今回緊急5カ年計画で間伐に対して補助事業を始めますけれども、これは本当に大規模の森林所有者とか公社関係、田代とか幸生あたりの公社でいろいろ利用できると思いますけれども、これをもう少し具体的に小さい規模で、1町歩弱で個人が毎年2反歩とか3反歩できるような体制をつくっていただいて、この辺の個人所有者に対してもう少しきめ細かな施策を市では考えていただきたいんですけれども、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、森林所有者の林業の技術指導についてですけれども、いろいろ市長からもお話はありましたけれども、市単独では技術指導が非常に難しいと言っておりますけれども、私はやっぱりこれは森林業者とか森林組合とか、そしてあと農協とか、いろいろ関係機関あるわけですから、もう少しこの辺をPRしてもらって、知らない人がほとんどでPRが足りないんじゃないかというふうに私は考え持っております。

確かにこの技術指導はある一面ではやっている人もおりますけれども、個人はほとんどこれに参加していない状況だと聞いております。ですから、もう少しこの辺をPRを市報なり、いろんな広報でPRしていただきたいと思います。

そして、今、先日の新聞などにも出ていましたけれども、今、小学生や中学生に森林の大切さ、そういうことで村山市あたりで、非常に19年間も植林をさせて、山の管理とか、いろいろな面で指導をなさっているのを新聞報道で私も見ましたけれども、これもやっぱり寒河江市でもせっかく緑の少年団とか、あと、学校林なども各地区にあると思うので、こういうのを自然体験をさせることにおいて技術指導も可能だと思っております。小さいころからある程度こういう作業を自然の中でやっていくためにやっぱり必要かと思いますので、この辺ももう少し、学校週5日制になっていろいろな余裕が出てきている状況だと思いますので、この辺を含めてやっぱり指導をお願いしたいと思います。この辺の見解をお伺いしたいと思います。

あと、森林の病虫害の駆除についてお伺いしたいんですけれども、これまでのやり方は、後手後手に作業が回っている状況かと私は思います。やっぱり半世紀もたってまだ駆除対策が完璧でないということは、やっぱりもう少し事前に調査して、やっぱり原因はわかっているんですから、ある程度これは、今のやり方だと春とか秋の2回の駆除だけですけれども、これをある程度期間を短縮して、現地に入って調査して、やっぱり地元の人と協議した上で、事前策をとれば年々拡大していかないような方向にもっていけるんじゃないかと私は思いますけれども、今のやり方ですと、この前の先日の予算委員会の総括質疑にもありましたけれども、被害量が500立方ということですけれども、今年度駆除対応するのが約300立方ということなんですけれども、500立方あるのに300しかできないということは、結局予算的な問題だと思います。

ですから、こういうのももう少し予算を、国の予算もありましょうけれども、もう少し市で事前に調査をしてわかっているんですから、市単独でもこれは事業を進めて完璧に駆除していくような方法をとるべきだと私は思っております。この辺は市長は、金がないからできないということもあるでしょうけれども、しかし、事前にこういう対策を早期にとれば、これから先金がかかっていかないわけですから、こういう数字が出てきた以上、これは完璧にやるべきだと私は思いますので、この辺どう考えているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

あと、この被害の指定範囲があるのかどうか、駆除範囲ですね。今、平野山中心に相当広がっておりますけれども、最近は慈恩寺とか白岩周辺に広がりつつありますけれども、そこは後回しで、まず緊急にやらなくてならない地域だけやるというのじゃなくて、やっぱり全般的に駆除対策を考えていかないと、やっぱり後手後手に結果的になっていくんじゃないかと私は思いますので、この辺をどう進めていくのか、お聞きしたいと思います。

今、非常に森林に対する評価が高まっている時代ですから、もう少し林業に対する事業が、今予算書の案を見てみますと、林業に対する予算が非常に少ない。そして、各負担金などがいろんな形で出ていますけれども、その負担金ばかりでなくて、直接所有者に還元できるような方法で助成制度をもう少しバックアップしてもらうべきだと私は考えますけれども、この辺もひとつお聞きしたいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 森林、木材に対するところの見方というのは非常に高まってはきていると私は思っております。水資源の問題から、あるいは環境保全の問題から、こういう森林の持つ存在の意義というものに対しての見方は非常に高まりを持っておるんだろうと、こう思いますけれども、実際問題として、これを管理する立場のものが非常に少なくなった。

先ほども申し上げましたけれども、財産としてしか持っていないような方しかおらなくなってきたと。10 ヘクタール以上の方が2%ぐらいしかいないんだと。こういう状態になりますと、まずは、山というものに 対するところの認識というのは非常に薄弱になってきたというのが現状なのかと、このように思います。

そしてまた、森林材としての活用ということになりますと、外材に押されまして、国産材というようなことの利用というものが非常に少なくなってきた。幾ら国産材の利用というものを叫んでおりましても、実際これを使うというようなことが、最近は大分、少しは動いてきましたけれども、そういう情勢にあるのじゃなかろうかなと、こう思っております。

それに加えまして今度はやっぱり山に入る方、いわゆる労働者の方、林産従事者という方が非常に老齢化してしてきておる。こういうことで、管理というものが間伐だとか、あるいは枝切り、枝打ちとかというようなことが全然行われなくなってきたと。荒れ放題になってくるということもあろうかと思っております。そういう中で、行政の役割というのも、これもいろいろ考えなくてはなりませんし、先ほど申し上げたような計画なども立てておるわけではございますけれども、実際に動く方が、実際に山に入って働く方が少なくなってきたという現状というのは、これは否めないわけでございまして、じゃそれをどうするかというようなことがまず大切なことでございます。

ですから、市といたしましては、そういう後継者の育成というものに力を入れて、あるいはPRに力を入れまして、そしてまた関係団体と連携をしながら技術指導というようなことを何とかつないでいこうと努めておるのが現状でございまして、議員がおっしゃるように、本当にいろいろお話がございましたけれども、手は打ってはあるわけでございますけれども、それが現実的に実を結んでいかないというのが現況じゃないかなと、こう思っております。

西山杉にいたしましても、西山材ということで、これは寒河江、西村山全体のことを指しておるわけでございますけれども、こういうものに対しましても、いろいろ市町一体となってやっておるわけでございますけれども進まないと、あるいはというのが、現状じゃないかなと、こう思います。

減反に植栽されたというような、これもやっぱりその後の手が続かないというようになってくるんだろうと思っております。技術指導に対してのPRが不足でないかというような御質問もあったわけでございますけれども、これにいたしましてもやっぱりやる人がいないというのを言われますと、幾らPRしても実際に出てくる参加する方が非常に少ないということがあろうかと思っております。

また、小・中学校の緑の少年団やら学校林の方を活用してはと、こういうようなことも話がありましたけれども、これらに対しましても、学校やらあるいは緑の少年団、我々もいろいろ会議をしながらやらせてもらっておりますけれども、新しく加入するというような方が非常に少なくなってきているというような実態もありますので、何とかこういう時世でございますから、環境の問題、あるいは自然保護の問題というのは大切な問題ですから、子供の時代からそういうものを植えつけるにおきましては、そういう活動なり、あるいは団体に入って動くということが大切な時代でございますから、これからも頑張ってまいらなくてはならないと、このように思っております。

また、松くい虫の駆除に対しましては、いろいろ後手後手に回るんじゃないかなと、こういうような話も ございましたけれども、非常に先ほど第1問で答弁申し上げましたように、環境上からいろいろ大変でござ いまして、そんなことの制限、制約といいますか、そういうのがありまして、打つべき手はなかなか、最大というわけじゃございませんけれども、できる限りのことはやっているつもりではございますけれども、まだまだ十分とは申されない状況には、これは御指摘もあろうかと思います。

以上でございましたが、残余のことで詳細につきましては、また、担当の方から申し上げたいと思います。

佐竹敬一議長 農林課長。

佐藤 毅農林課長 松くい虫について、防除について申し上げます。

現在被害が約500立米ありまして、今年度春防除、伐倒駆除しましたのが約300立米であります。そして今回の議会に補正予算で計上しておりまして、現在のところ被害木を駆除できるものと考えております。

それから、先ほど予防の伐倒駆除ということでありましたけれども、まだ、健全な松の状態を伐倒するというわけにはちょっといかないような状況なんです。所有者等の理解、さらには、所有者等が早く切って被害を防止するということで、切ってしまえということでありますと、これは国なり県からの補助対象にもならないということで、一応今のところ被害木の伐倒駆除が対象になっているということでありまして、その辺の方を御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど市長が答弁いたしましたけれども、西山杉でありますけれども、寒河江市も幸生地内が 西山杉の区域材として入っております。西山杉は奥羽山系が東山、そして出羽丘陵地帯を西山ということで 呼んでおりまして、西川、大江、朝日、寒河江、これが西山、ここで生産されるものが西山材として市場に 出すと、こういうふうになっております。

以上であります。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 今、松くい虫については担当課長からもいろいろ話ありましたけれども、これの早く対処する、生きている木を切れというわけでなくて、松くい虫が入った場合に、一、二カ月で枯れる状況になっているんだそうです。ですから、これをやっぱり春、秋の駆除ばかりでなくて、やっぱり年何回かこういうのを駆除していけばある程度防げるんじゃないか、私はそう思っているんですけれども、この辺がやっぱり予防策だと思います。

ですから、これ、すぐに、どうして春、秋だけの限定した防除体制なのか、私も不信に思っているんですけれども、発生原因とかいろいろあるでしょうけれども、もう少しきめ細かな管理というか、監視、巡視員みたいなのがいるんでしょうから、森林パトロールというか、そういうのが年10回か11回だか巡視しているような予算措置もなっているんで、こういう中で発見して、やっぱりすぐ対処すればそう広がらずに経費が安く上がると私は思います。

ですから、こういうのを具体的に検討していくべきだと私は思います。ですから、これをもう少し、せっかくパトロールして巡回して歩くんですから、一般的な個人の所有地は見ないのかもしれません。保安林が主であると私は思いますけれども、でも山というのはやっぱりこうして見ればある程度判断つくんであって、ですから、そういう中で調査をして、早期に実施していただきたいと私は思います。

あと、きのう、日本の農業新聞、ちょっと見たんですけれども、今森林に対する公益的機能というか、多面的な評価というか、評価額が75兆円と、農業予算の農業関係の約10倍ぐらいの評価額が出ておりますけれども、ですから、こういうのをもう少し国民がやっぱり判断して、いい方向だと思うんですけれども、なかなか森林には目を向けないで、一般の都市的なものだけに目を配っているような状況ありますので、もう少し山に対する大切さをもう少しPRしていただきたいと思っております。

そして、これからいろいろ後継者対策とか、いろいろ高齢者対策もありますけれども、今の予算は、森林 組合あたりに対しての補助がほとんどで、やっぱり所有者に対してなっていないような状況あります。です から、森林組合を養護するばかりが問題ではないと思うんです。もう少し個人所有者を大切にするきめ細か な配慮をしていただきたいと思います。

そういうことを要望して私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番、12番、13番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、この間の議会における議論を振り返りながら、積み残した課題について市長並びに 教育委員長にお尋ねしたいと思います。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、通告番号11、判例などで主流になってきている個人情報の保護という視点で、現下の情報公開条例の問題点について、市長の考え方を伺いたいと思います。

市長は、個人情報保護条例を制定すべきとするさきの二度にわたる川越議員の質問に対して、当分制定する考えがない旨の答弁を繰り返しました。そして、個人情報の保護については、電子計算組織の運営にかかわる個人情報の保護に関する条例と情報公開条例の中での特定の個人が識別される情報というものを非公開とすることを遵守しながら、個人情報の保護に努めてまいりたいと、個人情報の保護とは何たるものかも議論せずして、そうした答弁に終始したのであります。

また、国において個人情報の保護に関する法整備を検討中で、法律の制定される段階で、地方公共団体に も何らかの通達、指導がなされるものと思います、とも述べられました。

そこには、分権時代にあっても、国に追随する市長の自主性のなさと自信のなさしか感じることができず、 佐藤市長の政治理念を疑わずにはおられません。

さて、本題に移ります。

本市の情報公開条例は、市が保有する情報を一般に提供する仕組みになっています。この制度のもとでは すべての請求者が平等に扱われ、たとえ本人であっても個人としての情報は他人と同じ程度の情報しか入手 することができません。

御承知のように、いまや本人の個人情報の保護について語る場合、知る権利があるばかりでなく、間違っている個人情報については訂正させる権利があるとするものが主流になっています。しかし、本市のように、情報公開条例がそうした権利に対して逆にマイナスに作用することがあります。

例えば自分自身の内申書やカルテを見たいという請求に対して、情報公開条例に基づけば、個人が識別される情報あるいはプライバシー保護という理由で非公開になってしまいます。請求した本人にしてみれば、自分自身の情報であるにもかかわらず、個人が識別される情報ということで、またはプライバシー保護という理由で非公開とすることは合点がいくはずがありません。

こうした不合理な事態を避けるために個人情報保護条例を制定して、自己情報の本人開示請求権を別途に保障していくしかないとしたのが同僚議員の質問の趣旨であったのであります。私たちは、本人開示というのが自己情報コントロール権としてのプライバシーを保護するものであるという認識に立って、個人情報保護条例によって、これを保障していくことが筋であると今でも思っております。だが、条例を制定しないとなれば、情報公開条例の中に同様の本人開示の請求権を保障するやり方しかありません。

さきの答弁を聞くと、議論がかみ合わず、空回りをしている感じがありますので、ここで改めて現在の市 長の個人情報の保護という概念はどのようなものかを伺いながら、情報公開条例をそのような趣旨で見直す 意思があるのかどうか、あわせてお答えいただきたいと思います。

次に、チェリークア・パークの民活エリアの中核施設を担う中国パールの事業計画と民活エリアの現況について伺いたいと思います。

この問題も再三にわたってお尋ねしていますが、抽象的な答弁で、本当に事業を展開していただけるんだ

ろうかという市民の心配はいまだに払拭されておりません。先ごろ行われた文教経済常任委員会と商工会の 役員との懇談の席上でも話題にされましたが、私は同じような心配からと受けとめております。

懇親の席に移ってからは、役員の方は具体的に次のように言っております。中国パールの事業計画が今後の民活エリアの成否のかぎを握り、既に土地を求めた旅館、ホテルはそれを待ちながら見守っているのではないかとしています。私の見方も全く同感でありますし、大方の市民もそのように見ているのではないでしょうか。

また、別の役員は、契約の際1社だけが契約金を土地代金の一部としたり、20年の延納とした特別の配慮は公平さに欠けるばかりか、そこまでしなければ土地は買ってもらえなかったということで、事業を途中で投げ出すのではないかという別の心配があると言っております。

さらに続けて、私は政治的には市長の後援もしているが仕事の関係もあってなかなか本音は言えないとしながら、市民の心配や不信を取り除くために、市長に進言するのは議員であるあなた方の責任ではないか。 そうした役割を果たすのが議会ではないのかと、叱咤激励を受けてきたところであります。

市長にもそうした声は届いているだろうと思いますが、とするならば、私は一刻も早く中核施設の事業計画を市民の前に明らかにすべきであると思います。

以上、申し上げて、事業計画の内容と民活エリアの現況についてお伺いいたします。

続いて、通告番号12。

第三セクターである月山観光開発株式会社が市長にさきに行った政治献金は商法に抵触しないのかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

この件については前にもお伺いしましたが、お答えになっていませんので改めて見解を示していただきたいと思います。

初めに、法に触れると思われる点について、論点を整理しながら申し上げたいと思います。

取締役と会社の関係は、民法の委任に関する規定が商法の 254条 3 項によって適用されています。

取締役は受任者として委任の本旨に従い、その職務を善良な管理者の注意義務のもとに遂行していかなければなりません。このことは民法の 644条に定められております。

また、商法は、この取締役の善良な管理者としての注意義務をさらに具体的に注意的に 254条の3によって忠実義務を課しており、そこには、取締役は法令及び定款の定め並びに総会の決議を守り会社のために忠実にその職務を遂行する義務を負うと規定しています。

第2に、会社の権利能力と取締役の責任について、八幡製鉄政治献金事件について触れ、考察したいと思います。

この事件は、会社の政治献金は、会社の定款所定の事業目的を逸脱し、取締役の忠実義務に違反するのではないかとして争われた裁判でありますが、この事件について最高裁は、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、会社の権利能力の範囲に属する行為であると判示しました。

つまり、会社の社会的経済的地位、献金の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内で相応な金額であれば、取締役として忠実義務に違反しないとしたものであります。このことは、合法でないものや会社にとって不相応な額の寄附、または相手方によっては取締役としての責任があるということを示唆しておいます。

第3は、政治資金規正法は、自治体で出資している会社についてはその自治体の長や議員に対して政治献金をすることを禁じております。

したがって、三段論法ではありませんが、会社の違法な政治献金は、取締役としての忠実義務違反になる もので商法に触れるものと私は思います。市長の明快な答弁を求めるものであります。 次に、さきごろ市長の後援団体の長が喪主を務める葬儀に当たって、市長の個人名で献花がなされたと聞いております。公職選挙法に抵触するのではないかとの市民の指摘がありますので、よもやとは思いますが、 念のため真相を伺いたいと思います。

続いて、通告番号13。

学校給食について、再度お尋ねいたします。

初めに、遺伝子組み換え食品について伺いたいと思いますが、質問の前に、質問要旨の中で来年「1月」から表示義務化がなされるとしておりますが「4月」からの誤りでありますので、訂正の上、御答弁いただきますようお願い申し上げます。

私は、この問題も前に取り上げ、学校給食で食材として使う危険性について指摘をしてきましたが、当時教育委員会は、遺伝子組み換え食品について市場に出回っているものは農水省、厚生省の指針で安全であると思っているという御認識でありました。

その遺伝子組み換え作物、食品は信じられないほどの急成長をしながらも、今思いも寄らなかった大崩壊に直面しております。昨年、アメリカから輸入された大豆の半分以上は遺伝子を操作したものでありました。ところがことしの作付は2割以上減ると予測されております。

遺伝子組み換えは当初から安全性に対するさまざまな不安が指摘されておりました。ただし、それは予測で本当に危険性があらわれるかどうかわからなかったのであります。

時が過ぎて、昨年5月に環境に悪影響を与えるという実験結果が発表されると、EU欧州連合が遺伝子組み換え作物の認可を3年間凍結して以来、国際状況は一変したのであります。それ以降、遺伝子組み換え作物は雪崩を打って崩れております。

そうしたことを背景にして、ようやく日本でも2000年4月から表示義務化が決まりました。消費者の立場から見るとまだ不十分な内容ですが、影響が及ぶと考えた食品業界は、義務化されるのを先取りして、遺伝子組み換え原料は使用しておりませんなどと表示した食品を続々と登場させております。ちょっと気をつければ、遺伝子組み換え食品の9割は避けられると専門家は言い切っております。

教育委員会は、新たに表示義務化を受けて、遺伝子組み換え食品を学校給食の食材として使用することについて考え方はどうなのか、改めて伺いたいと思います。

次に、学校給食の食器についてお尋ねします。

このことについては、幾度となく指摘をし、強化磁器などの食器にかえるべきことを提言してきましたので、多くを語る必要はないと思います。

この間、環境ホルモンと言われるビスフェノールAの持つ危険性と子供たちの健康への悪影響を考えられて、ポリカーボネート製のはしを竹ばしに取りかえられるなど機敏な対応をされたことについては率直に敬意を表し、感謝を申し上げているところであります。

そこで伺いたいと思いますが、今、学校現場で使用されているメラミン樹脂の食器は、発がん性があると 専門家の間では指摘をされております。このように安全性が疑問視されているメラミン樹脂の食器に対する 考え方はいまだに変わりがないのかどうか、伺いたいと思います。

なお、蛇足でありますが、メラミン樹脂の原料はメラミンとホルムアルデヒドで、ホルムアルデヒドは毒性の強い物質であるということを重ねて申し上げておきたいと思います。

最後に、学校のプールに屋根やテントをつけてはという提言をして教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

多分、私の質問要旨を見て、プールに屋根をなんて何てばかなことを、唐突にこいつは何を言い出すんだ ろう、そう思われた方がおられると思います。むしろそれが一般的な日本人の認識かもしれません。

日本では、赤ちゃんを日光浴させたり裸ん坊で遊ばせたり、お年寄りには骨粗鬆症を予防するためとして

ひなたぼっこを勧めていますが、先進国ではそのようなことを奨励している国はもうないと言われます。オ ゾン層破壊によって有害紫外線が強くなり、皮膚がんや白内障が増加し、できるだけ直射日光を浴びないよ うに呼びかけているからであります。

現在、オゾン層破壊は、フロンを大量に使用した北半球中緯度地域の先進国の上空が著しく、96年の国立環境研究所の発表によりますと、日本上空で最大30%のオゾン量が減少しているとしています。また、大気中に放出されたフロンがオゾン層に達するのに15年以上かかると言われます。つまり、現在のオゾン層を破壊しているのは15年前に放出されたフロンで、人類が製造したフロンの約10%程度とされております。80%は既に放出され、残り10%はまだ製品の中にあると言われており、このことから本格的な被害はこれからで、今後重大な問題になることがおわかりいただけるものと思います。

国連や日本の環境庁によれば、オゾン層濃度が1%減少すれば、有害な紫外線Bが2%増加し、生物のDNAは3ないし6%損傷を受けると言われます。それを裏づけるかのように、94年の日本皮膚悪性腫瘍学会誌は、日本では悪性黒色腫は18年間に7倍にふえており、その原因は紫外線Bが原因と考えられるとしています。同時に、95年の宮崎医科大学の調査でもそのことが明らかになったと報じられておりました。

これらの対策として、オーストラリアや欧米などの諸国では、子供たちを皮膚がんや白内障から守るために、学校の運動場が直射日光を90%遮断するテント屋根で覆っています。そのほか長袖の服を着たり、UVローションを塗ったり、サングラスを使用し、首や耳に皮膚がんが多いことから、後ろに布のぶら下がった帽子が推奨されて制帽として採用されるなどしていると聞いております。

日本でも、日本テレビのほか、地方のメディアで紫外線予報を流しております。子供たちを紫外線の危険から守るために、大阪や石川県などの一部の幼稚園、保育所ではUVカットの帽子が採用されたり、また、山梨県の小学校などではプールにテントが取りつけられるようになったと聞いております。私は、本市でも対応を急ぐべきではないかと思っております。

教育委員会の見解を求めて、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、個人情報の保護という面での御質問にお答え申し上げます。

個人情報というものの概念の話も出ましたが、国の行政機関の保有する情報の公開に関するというような 法律があるわけでございますが、この法律では、個人に関する情報としましては、氏名、生年月日、その他 の記述等により特定の個人を識別することができるものとされております。

また、これも国の法律でございますが、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律では、氏名、生年月日、その他の記述、または個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるものとされております。

本市の公開条例での個人情報というのは、6条に規定されておるわけでございますが、特定の個人が識別され、または識別され得る情報としておるところでございます。また、本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例での個人情報というものは、電子計算組織に記録された個人に関する情報で個人を特定できるものをいうとしております。

このように、国の法律及び市の条例とも個人の情報とは、当該個人の識別が可能な情報をいうものとされているものと思っております。

保護の面から申し上げれば、取り扱いがその対応次第におきましては、重要な国民の権利なりあるいは利益を侵しかねないとの観点から、適正な管理がなされなければならないと、このように思っております。

また、個人情報の開示、非開示でございますが、国の情報の公開に関する法律及び市の情報公開条例とも個人の情報については同じく非開示となっております。国の電算に係る個人の情報の保護に関する法律では、学校における成績の評価とか、あるいは入学の選抜における事項とか、病院の診察に関する記録などを除いては開示されることとなっております。

本市の電算に係る個人情報の保護に関する条例では、自己に関する個人情報については開示されることになっております。したがって、個人情報の開示、非開示については、国の法律と市の条例の規定はほぼ同じ規定になっているところでございます。

また、国が今検討しておりますところの個人情報保護基本法の制定でありますが、昨年12月とことしの3月の定例会の一般質問でも質問がありましたが、その後の動きといたしましては、本年6月に個人情報保護基本法制に関するところの大綱案が示されたところでございます。御案内かと思います。

この基本法の目的というものは、大綱には、高度情報通信社会の進展のもと個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の取り扱いに関し基本となる事項を定めることによりまして、その適正な利用に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とするものとされております。

また、基本原則としましては、今申し上げました大綱にあるように、重要な国民の権利・利益を侵しかねないとの認識に立ちまして、個人情報というものは利益目的が明確にされ、明確にされた利用目的に関連して必要な範囲で取り扱われること。それから、正確な内容に保たれること。そして法令に違反しないように、かつ適正な方法で取得されること。適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われること。そして、個人情報というものは、その取り扱いに関し、個人が自己の情報の取り扱い状況も把握し得る可能性及び必要な関与をし得る可能性が確保されること。こういうことを大綱は言っておるわけでございます。

また、この大綱の中では地方公共団体というものは、基本法制の趣旨に沿って、その保有する個人情報に関し、個人情報の処理等に関する必要な条例及び施策の整備、充実等のための措置を講ずるよう努めるものとすることとなっております。

地方公共団体の条例というものは、基本法の趣旨に沿ってということでありますので、現在国の個人情報保護基本法の大綱案と本市の情報公開条例及び本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例とのかかわり等について勉強、検討をしている段階でございます。

個人情報に関し、本人からの開示の求めに対し、情報公開条例の見直しをすべきというようなこともございましたが、今申し上げましたように、現有するところの国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、個人情報は非開示、また本市の情報公開条例においても個人情報が非公開としておりますが、今回、国が示した大綱案では、透明性の確保として個人情報はその取り扱いに関し、個人が自己の情報の取り扱い状況というものを把握し得る可能性及び必要な関与をし得る可能性を確保されることとしているが、実際、法案の中でそれがどのように規定されるかは、法律の案が具体的に示されないとわからないことではないかと思います。

そのため個人情報の開示について、現在ある情報公開条例を改正するのか、新たに制定する個人情報保護条例で規定するのかについての国の指導助言もあるかとも思いますので、現段階ではその整合性から情報公開条例の改正、見直しは考えておらないところでございます。

今後、個人情報保護条例の制定との絡みで、情報公開条例を改正しなければならないようなことがあれば、 改正、見直しもしていかなければならないものと思っております。

いずれにしましても近いうちに国において個人情報保護基本法が制定されると思われるので、当分の間は 現行条例でいきたいと考えておるところでございます。

次に、クア・パークの件についてのお尋ねがございました。

チェリークア・パーク民活エリアの中国パールの事業計画と現況についてということでございますが、このことにつきましては、これまで何度となく申し上げてきたとおりで、健康増進施設であります露天ぶろとか、あるいは各種ふろのほか、レストランといった内容を軸として経営戦略等を踏まえ検討されているようでございます。

ことしの6月の議会で申し上げたとおり、具体的な内容が示された段階で議会にも何らかの形で御報告申 し上げていきたいと思っているところでございます。

次に、第三セクター月山観光開発からの献金のことについてのお尋ねにお答えいたします。

御案内のように、月山観光開発株式会社は、本店を西川町に置きまして、月山スキー場のリフト経営などを行っている企業で、昭和35年に設立されており、寒河江市も出資を行っている企業であることは、御案内のとおりでございます。

寒河江、西村山地域の観光振興を図る上で月山周辺の役割は大きなものがあり、月山スキー場のリフトなどの経営を手がける存在であるという認識に立ち、非常勤でありますが取締役として商法に定められた善管 義務や忠実義務などに留意しながら、同社の経営に参画してきたところでございます。

その取締役としましては、株主総会及び総会終了後に行われる取締役会に出席いたしまして、会社の業務執行を決議し、取締役の職務の執行を監督するという立場にあるわけでございまして、また、取締役会というものは合議体でございますから、業務執行に当たるということはできず、会社の業務執行を行い、対外的に会社を代表する機関としての代表取締役が選任されるわけでございます。

そういうところから、業務執行には数人の代表取締役のうち、社長とか、あるいは専務とか常務などを定めることによりまして、会社の業務執行を図っているのが一般的なわけでございます。

政治献金が取締役会に諮られなかったということで、会社の方にその経過をお聞きしましたところ、同社の対外的な無償の援助、寄附などの支出については、内部規程によりまして 100万円まで常勤の専務取締役の権限で執行しているとのことでございます。

御質問の政治献金については、専務取締役の権限内の額であり、六誠会という資金管理団体への支出であ

ることから、特に取締役会に諮ることもなく、イベントへ対する寄附などと同じように、通常の業務執行で 処理をしたとのことであります。

この政治献金が、取締役会に諮られなかった案件とはいえ、法令の理解が不十分なため、結果的に政治献金規正法に抵触する行為となったことは遺憾なことであり、私を初め、役職員一同、今回の事態を十分に反省し、今後業務が法令を遵守して執行されるよう努力していかなければならないと考えているところでございます。

次に、献花のことについての御質問がございました。

御質問の件で、亡くなられたのは先々月7月4日でございました。亡くなられた当日、弔問にも行ったわけでございます。夕方になって私の妻が自宅から電話で花屋に生花のかご、通称まくら花と言われる背の低いかご花をまくら元に届けてもらうよう依頼しました。その日は遅い時間でありましたので、翌日7月5日にその生花は届いたようでございます。

そのころは暑い日が続いたので、葬儀の日、御案内かと思いますけれども7月12日でございますが、式までには1週間以上も経過しておりましたので、届けた生花はしおれていたということでございます。喪主の方では、花屋に申しつけてとりかえ、それを葬儀の手伝い人が葬儀場まで運んで飾ったということでございます。

なお、私には、会場に持っていかれたことは当然知る由もなかったことでございます。葬儀場に会葬して みて、祭壇に飾られているのを見て驚いた次第であります。

私はあくまで故人へのまくら元に届けたものであり、仏前にという頭しかなかったものであります。花を差しかえてまで葬儀場に持っていかれるということは全然思ってもいなかったことであり、私の意図したことではないのでございます。まくら元に届けたということは、これまで長い間、親しく親類づき合いさせていただいている仲であり、仏様のまくら元に花を供えることは社会通念上、社会的儀礼上、自然のことと思い、花屋に申し込んで届けてもらったものでございます。

それで、両家のつき合いというようなことを申し上げれば、一つには、私の妻と仏様の娘とは高等学校以来の無二の親友でございまして、何回となく自宅に訪問してお世話になっております。また、旅行なども一緒に行った仲間でございます。二つには、喪主の長男、仏様から見れば孫でございますけれども、の結婚の媒酌人を私たち夫妻が依頼されて務めておるところでございます。三つ目には、私たちの息子、それから仏様の孫の結婚式には、お互い夫婦で招かれております。

そしてまた、私の母が亡くなったときには、喪主の方の方も、あるいは娘の主人の方も会葬にいらしてくださっております。そして、このたびの葬儀に当たりましては、喪主から強く弔辞奉呈の依頼がありましたので、私は奉呈しておるところでございます。

今申したような事実でございますが、重ねて申し上げれば、親類同様に一家ぐるみで交際させていただい ている間柄にありますので、その仏様のまくら元に生花を供えることが規制されているということは当時は つゆ知らず、認識不足でございました。

現在になって調べてみますと、親族以外は規制されていることが初めてわかりましたが、親類同様のつき合いをさせていただいている中では、そこまで規制されているとは全く思いもよらなかったことでございまして、不勉強と言われればそのそしりは免れないと、このように思います。

今後、勉強に努め、かかることのないよう努めてまいりたいと思います。深く自戒反省をしているところでございます。お騒がせいたしたことを申しわけなく思っております。

葬儀場に飾られたことは、葬儀者側において生花を差しかえてまで葬儀場に運び飾られたものであり、私の全然知らないところであり、私の意図するところではないことを御理解いただきたいと思っております。 以上でございます。 佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政のあり方について、まず、学校給食についてお答えいたします。

御承知のとおり、学校給食は、成長期にある子供たちに栄養のバランスを配慮した豊かな食事を供給し、正しい食生活の基礎を養うとともに望ましい食習慣を形成することを目的としているものです。また、給食の準備や後片づけの共同作業、みんなで会食することによる楽しい食事の体験等を通じて、協調性、社交性など好ましい人間関係をはぐくむなど、子供たちの心身の健全な発達をはぐくむために行っているものであります。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法に規定されている目標だけでなく、安全でおいしい給食が提供できるよう指導と支援を行ってきております。

中でも、地元業者への食材の発注、米飯給食での地元産米の使用を初め、郷土食給食、オードブル給食などの取り組み、さらには0-157対策を初めとした衛生管理の徹底など学校給食の安全の徹底と充実に努めているところです。さらに、地域の特産物であるネギやナガイモ、ツルムラサキなどの農産物を使った献立や季節感豊かな郷土食献立を実施するなど、安全で良質な食品、食材の確保に十分留意しているところであり、今後とも食品の安全性や衛生面に十分配慮して、安全でおいしく楽しい学校給食を目指して実施してまいりたいと考えております。

お尋ねの学校給食の食材ともなる組み換え、DNA技術応用食品及び食品添加物、いわゆる遺伝子組み換え食品についてでありますが、これまでは、厚生省による安全性評価基準に基づいて、個別の安全性審査が行われてきたものであります。

このたび、今後さらに新しい食品の開発が進むことも予想されることから、公衆衛生の見地から安全性審査がなされていない商品が流通しないようにするとともに、消費者が食品の内容を理解し選択するための情報伝達の一つとして、遺伝子組み換え食品とそうでない食品を消費者が選択することができるよう国がその表示を義務づけたものであります。これにより平成13年4月からは、安全性審査を受けていない遺伝子組み換え食品は、輸入、販売等が法的に禁止されることになっております。

お尋ねの学校給食の食材として、それら遺伝子組み換え食品を使用することに対する考え方でございますが、本市教育委員会としては、食品の調達に当たっては、子供たちに安全でおいしい学校給食を提供するため、常に安全な食品の調達に心がけているところでありますが、遺伝子組み換え食品については、これまでもお答えしているとおり、市場に出回っている食品については農水省と厚生省の指針により安全が確認されているものととらえているところです。

なお、遺伝子組み換え食品は、原材料の段階での使用などを含めますと、現場段階では把握困難なことも ありますことから、逐一チェックすることは難しい現状にあります。

一方、このような中でも本市教育委員会としては、今日の食品に対する消費者の関心の高まりにもかんがみ、できるだけ遺伝子操作が行われていない食材を調達するなど、現実的に可能な範囲においては在来の生産技術によって生産された食品を使用するよう心がけてきたところであり、遺伝子組み換え食品の表示が義務づけられた後においても、食品の食材の選択に当たっては引き続きその考えで行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、メラミン樹脂食器に対する見解についてでありますが、昨年の6月定例会において申し上げましたように、この食器は、食品衛生法による規格基準を満たしていることなどから安全性が確保されている材質と考え、現在も使用しているところであります。

なお、その後、食器の使用事例の調査等を実施し、食器等に関する研究を行っているところですが、今後とも時間をかけて研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、学校プールの紫外線対策についてお答えいたします。

学校プールにおける紫外線対策についてでありますが、地球の上空、高度2万メートル以上の上部成層圏 に存在するオゾン層が、スプレーの使用や冷蔵庫、クーラー等の冷媒等に使用されてきたフロンガス等によって、近年破壊が進み薄くなっていることが社会問題化しております。

オゾン層は、太陽の光に含まれている有害な紫外線のほとんどを吸収し、私たち人間や植物等の生物に影響が及ぶのを防いでおり、オゾン層を破壊されると有害な紫外線が増加し、人体にとっては皮膚がんや白内障等の病気の発生がふえると言われていることは御案内のとおりと思います。

学校における体育の授業は、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てることを目標としております。

学校プールを活用した授業は、子供たちがいろいろな泳ぎを身につけたり、心地よく泳いだり、泳ぐ距離を延ばしたりして、体力をつけながら楽しさや喜びを味わうことができるように、市内全校で行っております。

プールの使用状況は、小学校においては6月中旬のプール開きからおおむね8月までの夏休みを除く期間で、着がえを含めて1時間単位で週3回の体育の授業を組んでいるところです。また、夏休み期間についてのプールの利用は、希望者だけになりますが、約12ないし13日程度で、1日当たり最大で3時間の開放を行っているところです。子供たちにとって、プール開放は夏休みの楽しみな日課になっているものと思います。また、中学校については、10時間程度の授業が計画されております。

紫外線防止対策のためにプールに屋根を設置してはいかがかということですが、プールの機能を確保するためには、プールの中に支柱のない構造物を考えなければならないことから、改造には大きな事業費が伴うものと思っています。

現在の文部省施設整備指針において、利用期間の延長を図るため、特に寒冷地において保温効果を上げる 観点から有効とはしていますが、有害紫外線を意識したプールの構造指針にはまだ着手されておりません。 本市においては、水泳以外の体育授業も重要視しており、プールの使用延長の必要性は考えていないところ です。

現在、国際的にも国内においてもオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の削減が義務づけられ、他の物質への転換や技術開発が進められております。また、有害とされるフロン回収処理等も積極的に取り組まれているところです。

気象庁では昭和32年からオゾン層の観測を開始し、現在は国内5カ所でオゾンの観測を行っているほか、国内4カ所で有害紫外線の観測を行っていますが、有害紫外線量の観測値は平成3年の観測開始以来著しく大きな変化は見られず、将来にわたる変化の傾向を把握するには、もっと多くのデータの蓄積が必要であると言われております。

今後の調査によって、何らかの対策を講じる時期が来るかもしれませんが、現時点では考えていないところです。

現在、プールサイドには安全管理、応急処置等対応として、移動式の簡易テントを設置しているところですが、児童生徒を過度の日焼けから守るなど休憩スペースとしてテントをふやすことについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

内藤 明議員 議長、いいですか。2問に入る前に、ちょっと商法の関係で具体的に質問しているんですが、市長の答えがなっていませんので、商法に違反しているかどうかについて市長、答えられておりませんので、2問に入る前に答弁が漏れているというふうに私思っておりますので、ひとつ議長の方で答弁させていただくようにお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 ただいま内藤議員の方から第三セクターである月山観光の件について、これに対しての答 弁漏れということですか。

市長、答弁漏れというような質問者の声なんですけれども。(「先ほど答弁しておりますので答弁漏れということにはならないと思います」の声あり)答弁はしているというようなことでございますので、じゃひとつ2問に入ってください。内藤 明議員。

内藤 明議員 実はですね、2 問に入りますけれども、こういうふうなことがあると困るなというふうに思ったもんですから、実は、この商法に関する質問は、川越さんも含めるときょうで3回目なんですね。具体的に川越さんには検討してみなくちゃいかんというふうなお答えがあったかというふうに思いますけれども、私は質問要旨を具体的にきょう読み上げたものとほぼ同じものを当局に出しているわけです。こんなことのないようにと思っているんですが、先ほどの答弁を聞きますと、全くそのことに関しては、商法に関してはどうなんだということに対しては触れられていない。このことを私は最初に市長に申し上げておかなくちゃならないというふうに思うんですよ。

そうでないとまた2問目にすぐ入りますと、私の一方的な弁論大会みたいになっちゃって、何回も何回も繰り返さなくちゃならない事情が出てきますので、ぜひそのことを踏まえていただきたいなというふうに思っております。

それでは、最初から第2問にしますけれども、最初に、個人情報の保護について市長から御答弁ありました。これまでの繰り返しだなというふうに思ったんですが、国の法と照らし合わせて大体同じだと、こういうようなことであったわけですが、つまり本市のような個人情報を識別するものについては開示しないというふうな、これまで自治体では、これまでといいますか、ずっとそれが主流となってきたんですが、この間、自己の情報について本人開示をすべきだというふうな判例が各地で出されております。

一つは、御承知だというふうに思いますが、兵庫県が被告の裁判で、いわゆる国民健康保険のレセプト、いわゆる診療報酬明細書ですが、その開示を求めた判決がありました。それからもう一つは、具体的に申し上げますと、東京都の品川区が被告になった裁判で、体罰をめぐる報告書の本人開示が求められた裁判だったわけでありますけれども、審理した大阪高裁、東京高裁、いずれも本人の請求であることからプライバシー保護は非開示理由に当たらないとして、その処分を取り消しを命じてきております。

そういう意味では、市長の今答弁されたことについて申し上げますと、こういうふうな司法の判断が既に 出されているということからすれば、また加えて申し上げますと、各地で個人情報の保護条例というような ことが制定されている現実からしますと、私は寒河江市においても、先ほど申し上げましたように、条例を 制定しないというふうなものであれば、せめてここで情報公開条例を直して、本人開示は請求できるような 条例にすべきだというふうに思っております。

こうして両高裁の判例をどのように市長は受けとめられますか、ぜひ改めて御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、月山観光開発株式会社の関係ですが、私は先ほど申し上げましたように、取締役というふうなものは、善管注意義務、忠実義務があるんだということで、責任があるというふうに申し上げました。それについては、全く触れられませんでした。

98年9月の質問に対して、市長はこういうふうにお答えになっております。市長として充て職になります

が、一取締役として名を連ねている。聞き方によっては、充て職だから責任がないというふうにも私は聞こえるわけでありますけれども、法律は充て職といえども取締役選任の手続をとっている以上は、法律の上では、立派な取締役であって、そういう意味では、私は忠実義務違反になるというふうに思いますし、それは法的には許されないんだというふうに思っているんです。そのことに関して、はっきりした御答弁をいただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、前の答弁を見ますと、取締役として株主総会及び総会終了後に行われる取締役会に 出席し、議事に参加することでこれまで取締役として会議出席は決算期である3月の株主総会並びに次期の 企業活動に関しての基本的事項を審議する取締役会に対してだけ出席しているというふうなお話ありまし た。

これは本当かどうかわかりませんけれども、そうすると市長には、その第三セクターであります月山観光 開発の代表取締役からは、取締役会の招集は年に1回しかないということなんですか。具体的にお答えをい ただきたいと思います。

それから、もう一つ、公職選挙法の関係でお尋ねをしました。

市長の奥さんがなさったことで、結果的に大変申しわけなかったというようなことでありますが、責め立てるわけでありませんけれども、市長は親戚同様のおつき合いをしているというふうなお話ありましたけれども、確認だけしておきたいというふうに思いますが、いわゆる民法でいう親族には当たらないわけですね。この点だけ確認をしておきたいと思います。

それから、教育委員会の遺伝子組み換え食品についての御答弁をいただきました。

いまだに農水省あるいは厚生省の基準で、それをクリアしているんで安全だと、市場に出回っているものは安全だというふうなとらえ方をしておりました。私は、そうした見方がいいのかなというふうに甚だ疑問でございます。

そういうふうな見地からすれば何も表示義務なんて私はする必要がないんではないかなというふうに思いますし、そうした声が非常に大きくなって、疑問視する向きが大きくなって、そういうふうな表示がなされたというふうに思っております。

また、答弁の中で、現場段階で遺伝子組み換え食品であるかどうか選別するに難しいというようなお話もありました。

これは、そんなに難しいことではないんですね。3問目もありますので、ちょっと詳しく言うのは時間的に大変だと思っているもんですから、時間があれば後ほど申し上げたいというふうに思いますけれども、そんなに難しいことではないというふうに言われていますので、その点だけ申し上げておきたいというふうに思います。

それから、メラミン樹脂の関係でも御答弁いただきました。

これは前とほとんど同じで、ただ、つけ加えられたことは、食器としてどういうふうなのがいいものか研究をしているというふうなことでありましたけれども、研究を重ねてはいただきたいというふうに思いますが、ただ、御答弁あったように基本的には安全基準を満たしていると、こういうふうな考え方であったわけでありますが、振り返って見ていただきたいというふうに思っているんですが、いわゆるポリカーボネート製のはしを交換する際も、それは教育委員会の見解としては、当初はですよ、厚生省の安全基準を満たしていると、こういうふうな御見解であったわけですね。しかし、いろんな見地からお調べになって対応されたというふうに思いますけれども、やっぱり私はそうした英断が必要だというふうに思うんですね。これは、事子供の健康に関する問題でありますから、お聞きしましたところ、幾らでしたか、全体で1人当たり4,000円、市内の小学校全体で1,360万円、当時はですね、かかるというようなお話ありました。

緑と花も大切ですが、やっぱり将来の寒河江市や日本を担う子供たちの健康ですから、やっぱりそういう

意味では大胆に発想を転換して、ぜひ「疑わしきものは使わず」こういうふうな立場で教育委員会には対処していただきたいというふうに思っています。そうした考え方について、私はそういうふうに思うわけでありますが、改めて御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、プールにテントを張るというようなお話でありました。それも一つの方法であろうというふうに思います。また、大規模な事業になるのでお金がかかるというようなお話もありました。少しゆとりを持って考えていただきたいというふうに思いますが、園芸店にあります、寒冷紗みたいなものでも相当の直射日光は防げると、こういうふうに言われています。したがって、そういう意味では大したお金もかからないで、私はできるなというふうに思っております。

それは御認識の違いであればしようがないんですが、そうした認識を持つならば、大したお金はかからないと、こういうことになるわけでありまして、お金がないからできないんでなくて、認識があればできるということを改めて申し上げておきたいと思います。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは、個人情報の条例のことでございますが、先ほども答弁申し上げましたように、情報公開条例は、個人のことでもこれは開示しないと。電子計算関係の条例におきましては、これは開示すると、こういうふうなことでございまして、そして、今度新しく出ますところの国の基本法と。基本法にどの程度まで盛られるかわかりませんけれども、開示についてとか、あるいは利用についてというようなことが盛られるかもしれない、盛られるようなことを大綱に示しておるわけでございます。

そういうことになりますと、それらというものとの国の法律との整合性というようなものも当然新しくつくるであろうところの個人情報条例というものも考えておかなくてはならないんだろうと、こう思っておるわけでございまして、それにおきましては、先ほども答弁しましたように、個人情報条例というものを制定しないというようなことを私は申し上げてはおらないわけでございまして、そういう国の法律が出た暁に考えましょうと、こう言っているわけでございます。

それから、現在の情報公開条例につきましても、今すぐそれを改正、見直しするというふうなことになりますと、次に制定しようとしておりますところの個人情報条例との絡みがまた出てくるんじゃないかなと、こう思っておるわけでございまして、ですから、今勉強中でありまして、その辺のところを検討しておいて、手戻りといいますか、整合性を欠くことのないようにしていきたいもんだなと、こう思っておるわけでございます。

ですから、今直ちに情報公開条例というものを改正というようなことにいかないで、個人情報条例というものを制定した時に、やっぱり現在の情報公開条例も改正しなくてはならないというのでしたならば、それは改正にはやぶさかではないと、こういうことを申し上げておるところでございまして、御理解いただけるんじゃなかろうかなと、こう思っております。

それから、月山の問題でございますけれども、物の本なりを見ますと、商法には 254の 3 ですか、におきましては、取締役は決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行する義務を負うと。いわゆるこれが忠実義務だろうと思いますけれども、それに沿って取締役の一員として当たっていると、こういうことでございますが、実際にこれを仕事でやるということになりますと、 260条にもありますように、取締役会というのは、代表取締役、その他の担当取締役が行うところの実行行為というものを監督する機関だと、こういうふうなことを述べられておるわけでございます。

したがいまして、本件におきましては、担当の専務ですか、そのような中に業務執行の中に任せられておると、こういうことでございますから、献金のことにつきましても取締役会に諮られなかったと、こういうことで、それで、知らなかったというのか、存じなかったと、こういうことになろうかと思っておりますし、特別に取締役会に付議されたものではなかったと、こういうことでございます。ですから、先ほど1問でさようなことを申し上げたところでございます。

それから、いわゆる供花、花のことでございますけれども、これは先ほどに申し上げたとおりでございまして、それから、親族は云々といいますけれども、調べてみましたところは、親族といいますと、民法上の親族と同じなんだと。6親等内の血族とか、あるいは配偶者及び3親等内の姻族をいうものであるというようになっております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 メラミン樹脂の食器の使用について御質問あったわけですが、現在研究中であるというようなことなわけですが、結論は。今さまざまな新たな、例えばフッ素系のウレタンコーティングの耐熱仕上げ食器とかというふうな新たなもの、それから日本古来の木に漆を使った食器とか、さまざまな新製品が開発されて、こちらの方にも紹介が来ているわけでございます。

メラミンの食器の安全性については、しかるべき機関での安全性の検査で安全性をクリアしているというようなことで、現在も使用しているわけですけれども、そういった新たに出てきているものをも含めて何が一番適当なのかということを研究中ということでございます。

研究する視点についてはさまざまあろうかと思いますが、第一には子供の健康に関することですので、その安全性が第一番というふうに考えております。

それから、2番目には食事の際の子供たちの使い心地というんでしょうか、デザイン等も含めて、そんなことが挙げられるというふうに考えています。

3番目には軽くて壊れにくい、つまり取り扱い上の、取り扱いやすさというんでしょうか、そういったこと。

それから、4番目には日本の食文化にふさわしい食器であるとかという観点。

そうしてまた、さらには5番目に、価格とか値段のことというふうな、さまざまな観点から今研究中なわけであります。

メラミンからポリカボネートに取りかえた市のところもありますが、その新たに取りかえたものが環境ホルモンで安全性が疑われるというようなことで、苦慮しているというふうな自治体も今ございます。

また、以前に強化磁器食器についてお話あったわけですが、これも非常に壊れやすいというようなことで問題になっているというふうな自治体の実情なんかもデータとして入ってきておるところでございます。

いろいろな観点から今研究中であるというようなことで御理解を賜りたいというふうに思います。 以上です。

内藤 明議員 議長、すみません、また答弁漏れありますので、今度は間違いなく答弁漏れです。

月山観光開発の会社で取締役会を1回しか招集していないんですかというのに対し、答えがありませんでした。それから、もう一つは、いわゆる親戚と同じようなつき合いをしているというような話ありましたので、それは、民法でいう親族に当たらないんですねというような確認をしているんですが、それに対しても答えておりませんので、答弁をお願いします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私出席したのは、この月山観光では1回でございました。

それから、私とそれから葬式を出したところでは民法の親族には当たらないと、こう思っております。

内藤 明議員 また違いますね。月山観光開発の取締役会の関係について、後半の部分はいいんですが、 取締役会の招集は何回なされていますかというのに対して、市長は出席したのは1回と。招集は何回ですか と聞いているんです。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

那須義行商工観光課長 お答え申し上げます。

ここ数年来は、市長と助役が取締役となっていますが、取締役会を開催するということで御案内をいただいているのは、今市長が申し上げたとおり、年1回だけいただいているところです。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 それでは3問に入ります。

月山観光開発の関係からまいりますが、市長はですね、取締役会に諮らなかったからというふうなことを申されました。それでは、私は改めて聞きたいというふうに思いますが、いわゆる先ほど申し上げました善管注意義務、忠実義務というふうな視点からすると、諮らなかったから責任がないのかということを改めて市長にお伺いをしたいというふうに思います。

それから、今、取締役会の出席についてのお話がありました。また、招集についてもお答えをいただきま した。

私は何で聞いたかというと、商法の 260条の3で、取締役会は代表取締役の取締役に対する業務執行の状況報告との関連で、少なくとも3カ月に1回は開催されなければならないというふうにしているんですね。これは商法にきちっとうたってありますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

とすれば、それに気づいているかどうかわかりませんけれども、完全にこれは商法違反ですね。それと同時に、私は取締役としての市長の立場も問われるのではないかというふうに思うんですね。

先ほど言ったように、市長という充て職だから一取締役として出席しているんだというふうなことだけでは、私は社会的な責任は果たされないというふうに思うんです。これは法律上、立派な取締役であって、そういうことからすれば、今まで申し上げたような商法に抵触すると、私は言わなければならない。そのことに関して改めて市長の見解を承りたいというふうに思います。

これは、したがって、この前は政治資金規正法違反というようなことで申し上げて、そのついでに商法について申し上げましたけれども、答弁がなかったのできょう改めてそのようにお尋ねをしたところであります。

それから、個人情報保護条例の関係についても申し上げたいのでありますが、時間がなくなりますのでなんですが、いわゆるこれからの法整備を見てというふうなことだというふうに思いますけれども、要するにやっぱり国の今ある個人情報保護法を抜本的に改正する必要があるというふうに私も思いますし、そう意味では、今問題が提起されているように、いわゆる自己開示というふうな点からすれば、地方自治体によっても情報公開条例の改正なりやっぱり本人開示を認めることでなされなければならないというふうに思っているわけであります。

余談になりますけれども、先般の情報公開法案をまとめた部会からも、御承知のように、国民からは医療、教育関係などを中心として本人の開示を求める意見が相次いでいると。そういうことを踏まえて関係省庁において、個人の権利・利益の保護という観点から、本人開示について早急に専門的な検討を進めるべきだということで述べているわけでありますが、これは、先ほど申し上げました両高裁の判決にも私は同じ趣旨なんではないかなというふうに思っております。

できるだけ早い機会に自治体として見解を持つべきだというふうに思いますし、早い機会に情報公開条例とあわせて個人情報条例の制定を御検討いただくようにお願いをしておきたいと思います。

3問を以上で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 月山観光のことでございますけれども、諮らなかったわけでございますから、どうしてこういうふうなというようなことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務権限の移譲というようなことで、任せておくということでございますから、諮らなかったこ

とは、私も知る由もないと、こういうふうに言わざるを得ないのでわからなかったということしか申し上げられないと思います。 それから、 260条の方で3カ月に1回と、こういうことの条文があるようでございますが、招集を受けて私たちはそれに応ずるわけでございますので、招集の権限ということになりますれば、これは代表取締役社長の権限だろうと、このように思いますので、招集があればそれに応ずると、こういうことになろうかと思います。

以上です。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、厳しい御指摘や御意見をお寄せくださいました市民の皆さんの立場に立ち、かつ社民党・市民連合の一員として順次質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号14。

まず最初に、農業用廃プラ処理対策についてお伺いいたします。

農業用廃プラ処理対策の促進のためには、広域的な取り組みが必要なことから、市長会や13市の担当課長会としても県に対し、県が主体的にかつ早急に対策を講じるよう要望しており、県も農業用廃プラ適正処理 モデル事業を実施し、先進地調査を実施するなど、山形県に合った方策を検討していると言われております。

どういった現状にあるのか、また、今後の見通しはどうか、さらに実現に向けて私たち市民は何をすべきとお考えなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

二つには、本市の廃プラ処理についてお伺いいたします。

当局は、農協の支所単位に生産組織が中心となって、農協と連携して組織的に回収を行い、回収された廃プラは産廃業者に処理を依頼しており、現状では最善の処理が図られているとされてきました。

しかし、地域では、各支所間のアンバランスもありますが、野焼きや不法投棄を避けるため農協の回収に 出そうとしても回収日がわからないとか、さくらんぼやブドウの生産組合員以外は回収してもらえないなど、 さまざまな問題があるようであります。

当局としては実態をどのように把握されておられるのか。また、年、春といいますか、さくらんぼの収穫後と秋の2回、回収しているようでありますけれども、秋の回収時にはスムーズに回収するためにどう対応されるお考えなのかお聞かせをいただきます。

次に、分権時代の各種審議会・委員会のあり方についてお伺いいたします。

昨年の9月議会でも申し上げていますが、地方分権一括法の制定によって首長の権限はさらに増大することになります。これを適正にコントロールするには、議会本来の機能が発揮される議会活動の強化であり、また同時に、情報の積極的な公開と住民参加であります。

今回は住民参加という観点から、附属機関であります各種審議会や委員会の実情を見てみたいと思うのであります。

今の各種委員会などは、住民が要求しつくり上げたというものではなく、行政の側でつくり与えたものがほとんどであることから、委員が相互に対等の立場で自由濶達な論議が尽くされるという状況にはなっておりません。

名誉職的な委員もおられますが、お話を聞きますと、何々団体の代表という肩書で選出されているために、 自分の意見を言っていいのか、団体の意見を取りまとめた上で発言しなければならないのかためらうそうで あります。

理由はたくさんあると思いますが、広く住民の意見を反映される委員会などにするために、5点について お伺いいたします。

- 一つは、本市に地方自治法第 202条の 3 に基づき設置されているもの、また条例や規則などで設置されている委員会などは、それぞれ幾つあるのか示していただきたいと思います。
 - 二つ目は、何々組織の代表という肩書で選出された委員の立場は、組織の代表なのか、組織という枠から

選出された委員であって、あくまでも個人の立場なのか、お伺いいたします。

三つには、すべてを原則公開とすべきであります。もちろん個人や団体などのプライバシーは守らなければなりませんので、そのような場合は非公開とすることができるという形で運営をすべきと思います。このことについての御見解をお伺いいたします。

また、委員会などの性格上、すべてを非公開としなければならないような委員会などはないと思いますが、 あるとすればどの委員会なのか示していただきたいと思います。

四つには、偏った人選を避けるために具体的にどのように対応されているのかお伺いいたします。

また、さきにも申し上げていますが、閣議の口頭了解事項となっている在任期間8年以上は何人おられるのか。最高で何年になるのか。また、兼務四つ以上を兼務している方が何人で、最高の兼務数は幾つを兼ねているのかお伺いいたします。

五つには、委員などの一部は公募制を導入すべきと思いますが、そのことに対する考えと設置規則などからして、公募制の導入が不可能な委員会というのはあるのかどうなのか。あるとすれば幾つでどういう委員会なのか示していただきたいと思います。

次に、土地の先行取得の問題についてお伺いいたします。

チェリークア・パーク民活用地が市の代行用地取得事業として、市土地開発公社で進められ、平成10年5月26日に開発公社から寒河江市が取得し、同日に寒河江市からクア・パークに進出する12社へ分譲契約が締結されました。

しかし、その後3社が契約解除となり、1社分は隣接の会社に譲渡されたものの、王将といちらくの2社分は、登記上は寒河江市所有のままで土地開発公社に戻されていることは御承知のとおりであります。

さらに、土地開発公社では、平成10年5月26日の売買契約以降も代金が納入され、借入金の返済償還が終わるまで金利負担をしているにもかかわらず、契約解消に伴う1,843万6,000円の契約保証金は、寒河江市の帰属となりました。しかし、金利負担をし、土地が戻されたことで管理を負わされた土地開発公社には一銭も回ってこないのであります。それは、寒河江市と企業との契約では万一の場合を想定し契約保証金がうたわれていますが、市と公社の契約ではうたわれていないためであります。

さらに、市と契約解消となった王将といちらくの土地について、市と公社の契約変更として処理されたわけであります。その結果、契約解除による契約保証金は、土地は戻され、金利負担や管理を負わされている開発公社には回らず、負担だけが強いられ、一方、寒河江市には丸々 1,843万 6,000円の契約保証金が入るという問題が生じているのであります。

代行用地の取得事業で、市に売り渡す契約をした土地が、土地開発公社に戻されるなどということは想定 していなかったことであると思います。

したがって、土地売買契約書の疑義の決定を定めた第7条、この契約に定めのない事項及び疑義が生じた 事項については、必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとするという条項に基づいて、寒河江市土地開発 公社と協議に入るべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、国有地払い下げの課題についてお伺いいたします。

都市計画街路として計画されている落衣島線から寒河江バイパスに通じる東西に延びた一直線の農道がありますが、丸菱食品の敷地拡張に伴って、この一直線の農道が現在は工場敷地内を通る形になっていることから、この農道と両側の水路について、丸菱食品より払い下げの申請が県に出されているそうであります。それに伴うところの市の意見書が過日、県に出されたそうであります。この払い下げをめぐって、市民の方よりさまざまな意見が寄せられました。

そこで2点についてお伺いいたします。

一つは、この件について、市はどのようにかかわってきたのか、その経過についてお伺いいたします。

二つには、払い下げされる農道の北側の敷地に隣接する農地所有者らが、払い下げされる農道に平行した 形で農地法第4条に基づいて農道をつくられていますが、その土地が丸菱食品株式会社に仮登記されている とお聞きをしているわけですが、事実かどうかお伺いいたします。

以上について、市長の誠意ある答弁を期待をいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、農業用廃プラの問題でございます。

本市におきましては、これまで園芸銘柄産地育成事業や、ことしから実施したところのさくらんぼ生産振興事業など積極的に農業の施設化を推進し、園芸農業の振興を図ってきているところであり、その結果、平成10年度では、本市の農業粗生産額の71%を果樹、野菜、花卉などの園芸作物が占め、その額70億 3,000万円は10年前に比較して34%の伸びを示しており、県内でも有数の園芸産地に成長しております。

しかし、農業の施設化の進展に伴い、農業用使用済みプラスチック、いわゆる廃プラの排出量も年々増加 してきており、その処理は農家にとって大きな課題となってきております。

御案内のとおり、廃プラは、廃棄物処理法、正確に申し上げますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、産業廃棄物として事業者たる農家みずからの責任において適正に処理することが義務づけられており、野焼きなどで個々の農家が焼却処理することは禁止されております。

そのため実際の処理に当たっては、処理業者に依頼して、埋立処理か、もしくは再生処理施設でリサイクルされることになりますが、現在、県内ではほとんどが埋立処理されているようであります。

廃プラの処理に当たりましては、環境衛生上、また資源の有効利用という観点からもリサイクルによる再生処理が理想であると思いますが、リサイクル処理施設の建設には多額の設備投資や施設の採算面など、多くの難しい問題を抱えていることから、市町村レベルで対処できる問題ではなく、全県的な取り組みとして県に積極的な対応をお願いすべくこれまで機会をとらえて要望してきたところでございます。

県におきましては、これまで廃プラの処理については、リサイクルによる再生利用は将来的な課題として、 当面、組織的な回収と埋め立てを中心とした適正処理を推進するため、県内全域に市町村単位の農業用使用 済プラスチック適正処理推進協議会の設置を進め、適正処理強化期間を設けるなどして、回収と農家に対す る啓発運動に取り組んできております。

また、昨年度からは、市町村協議会の回収に要する経費などの一部を補助する農業用使用済プラスチック 回収システム整備推進事業に取り組み、適正処理の推進を図っております。

また、県では、今年度中に廃プラに係る適正処理方針を策定し、これまでの回収と埋め立て等による適正 処理とあわせ、リサイクルによる再生処理の推進方向も打ち出し、来年度以降、近隣の県との連携を視野に 入れながら、廃プラの適正処理の推進を図っていく意向であると聞いておるところでございます。

いずれにいたしましても、廃プラの再生処理施設については、一市町村では無論のこと、県単独でも厳しい難しい問題でありますので、今後県の動きを見守りながら、リサイクルによる再生処理の推進についても県などに働きかけ、将来、再生処理施設が建設された場合に、スムーズにリサイクルによる再生処理体制に移行できるよう、当面、関係機関、団体と連携しながら、回収体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

本市の廃プラの回収につきましては、市内の生産者団体などで組織する寒河江市農業用使用済プラスチック適正処理協議会が農協各支所ごとに年一、二回の回収を実施しております。昨年度は全体で12回の回収を行い、回収量は前年度に比べて62%ふえ、 488立方メートルでありましたが、農家の適正処理に関する意識の高まりもあって、回収量は年々増加しております。

協議会による回収については、本来産業廃棄物である廃プラを排出する農家みずからの責任において行うという観点から、回収時にはさくらんぼやブドウなどの生産者団体から一定の人員が出て回収作業に当たってきており、また、処理費用についても生産者団体が一部を負担している場合があるようです。こうしたことから、これまでは回収する対象者を生産者団体に加入している農家に限定していたようでございます。

しかし、廃プラを排出する農家がすべて生産者団体に加入しているわけではなく、市全体の廃プラの回収 を推進する立場から、市では今年度からはすべての廃プラを回収してもらうよう協議会にもお願いしてきた ところであり、協議会の御理解を得ながら、今年度からはそうした方向で各農家に回収の案内をしていただ いたところでございます。

ただ、回収現場にその旨が徹底していないこともあったろうかと思われますので、再度協議会に対しまして理解と協力をお願いしたいと考えておるところでございます。

市としましては、廃プラの野積みや野焼きを防ぎ、適正処理を推進するためには、当面、組織的な回収体制の整備を図る必要があることから、今年度から協議会に対して回収に要する経費や広報活動のための経費などについて、その一部を負担することとしたところであり、さらに今後、回収の期間や方法などについても協議会と協議しながら廃プラの適正処理を推進し、寒河江型農業のさらなる発展を期してまいりたいと思っておるところでございます。

次に、各種審議会・委員会のあり方について何点かのお尋ねがございました。

まず、この委員の選任についてでございますが、審議会・委員会につきましては、市民の意見または要望を行政運営に反映させ、適正な行政執行を図るために、それぞれに設置目的が定められ、その目的にふさわしい委員としての選出区分なり、選出団体等が法律、条例等に明記されているものが多くあります。

審議会等においては、有識者による豊かな経験や知識に基づく活発な意見交換により、市の事務事業等に関する審議をお願いし、市の行政執行に反映させ、寒河江市の発展に寄与していただいております。

審議会等の委員に委嘱された方は、どのような立場で委嘱されたのか、また、審議会等の委員構成がどのようになっているのかは御承知のことと思います。

審議会等の運営につきましては、会長がリードして進めるものであると思っており、会議の中の議事運営については、通常は会長が当たるところの議長の議事進行により自由濶達な意見交換が行われるものと思います。

審議等の中での意見交換は、それぞれの分野の有識者としての立場からの御意見を議長が整理して進められると思っていますので、選出区分による立場を組み込んだ御意見が求められるのではないかと思います。

次に、公開のことでございますが、各審議会等の目的が政策審議や資格審査のものから、施設等の運営に関するものまで、幅が広い分野にわたっておりますので、公民館運営協議会、あるいは児童センター運営委員会などについては、公開について可能ではないかと思いますが、審議会等が主体的に判断していただくものと思いますので、運営に関する要綱など、審議会の運営に関する進め方の中に公開についての定めがなければ、おのおのの議事に諮って決めていただくものであると思っております。

それから、委員の任期やあるいは偏り方、兼職等というような考え方についてのお尋ねもございました。これらにつきましては、前の議会でもお答え申し上げておりますが、団体を代表するものや役員と規定されている場合は、選出団体の事情もあると思っておりますので、当該団体が推薦するに当たって、なるべく偏った人選を避けるような方向でお願いしているところであり、職名等が規定されていれば、当然その職名等に該当する人を、また学識経験等となっている場合は、審議会等の設置目的に沿うような適任者を選出し委員にお願いしているものであり、行政委員会においても同様ではないかと思っております。

このようにしておのおのの設置目的に沿った選出区分により委員の選任、委嘱を行っておるところでございます。

また、公募制についてのお尋ねがございましたが、具体的に公募するにふさわしいところの審議会・委員会が幾つあるか、具体的に例を挙げてと、こういうことを申されましたけれども、すぐここでどのような審議会・委員会がどのような法律によりまして、どのように組織構成して、それが公募制になじむものがどの程度あるかというようなことは、私も調べてみませんとわかりませんし、資料も持ち合わせておりませんの

で、答えはすることはできないことを御理解いただきたいと思います。

それから、8月現在で委嘱されている委員数 319名の中で、任期が8年以上の委員は40名、最高は42年。 それから兼職を四つ以上持っている方は9名。最高では12の兼職と、こういうことも調べてみましたところ わかった次第でございます。

それから、土地の先行取得の問題についての御質問がございました。

クア・パークの民活用地については、計画された10万5,119.64平米の全面積について、当初、売買契約がなりましたが、相手方の経営方針の変更から契約履行できない旨、連絡を受け、市としては残念ではありましたが、契約を解約したところでございます。

契約解除した2宅地1万9,768.75平米につきましては、ホテル誘致に向け、現在努力しているところでございます。この契約解除した2宅地については、契約の義務を履行しないことにより契約保証金は市に帰属することになり、1,637万5,000円を一般会計に収入としております。御案内のとおりでございます。

また、この2宅地の市と公社の売買契約については、変更契約により解消しております。

御質問にもありましたが、市と公社の売買契約にあっても、契約保証金または違約金などの規定を設けることによりまして、公社がこうむる損害を担保するように契約書に盛り込むべきではないかというようなことだろうと思いますが、契約保証金については、地方自治法 234条の2及び同施行令 167条の16に定められておりますが、契約の相手方が契約上の義務を完全に履行することを確保するとともに、契約の相手方に義務違反があった場合には、地方公共団体のこうむる損害額を立証することなく、その損害を画一的に処理することによって、その損害の補てんを容易にするための担保でございます。

万一、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、契約で別段の定めがない限り、地方公共団体に帰属するというものであります。

市の土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項に基づきまして、市が全額出資して設立した特殊法人でございまして、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成等を行わせることを目的としたものでございます。

公社と本市が取り交わす契約は、こうした目的に沿って市が公社に依頼したところの土地売買契約でありますし、市が契約を履行しないということはそもそもあり得ないわけでございます。2宅地に係る公社との間の変更契約についても契約の不履行ではなくて、当初の契約の基本になる民間2社との売買契約を解除したことに伴うものでありまして、将来市が買い取ることを前提としたものでございます。

以上のことから、市が公社に対し不利益を与えるとか、経営基盤を脅かすようなことはあり得ず、そうした現実と認識において、市を債務者とするような契約保証金や違約金の規定を盛り込んだ契約というものは考えられないものと思っております。

次に、国有地の払い下げの問題でございます。

国有財産の払い下げを行うには、行政財産である場合は、前段としまして用途を廃止し、それから普通財産に切りかえることが必要となるわけでございます。建設省所管の国有財産の用途廃止でございますれば、建設大臣から委任を受け管理することとなっております知事が行っておりますが、用途廃止後は大蔵省に引き継がれ、払い下げなどの管理処分が行われることになっております。

用途廃止の申請というものは、通常国有財産の取得を希望するものから行われますが、行政財産として存置する必要がないとの知事の判断のもと受理され、書類審査を経た後、市町村長に対して総合的な意見を求めることになっております。

御質問の国有財産につきましては、隣接企業の工場敷地の中央部にあり、現況が工場敷地と一体利用となっていることや水路が農業用水路として機能していないことなどから、県では、農道としての機能も喪失しており、つけかえの必要のない単純用途廃止であるとの考え方を持っているようでございます。

市では知事からの意見照会を受け、関係各課の協議を踏まえ、市としての総合的な意見を付しているところでありますが、用途廃止申請地の北側に設置されていた農地法4条に基づく農業用道路とのかかわりについては、今回の申請がつけかえ行為の申請ではなく用途廃止の申請であることから、関連はないと思っておるところでございます。

それから、国有財産の用途廃止申請というものは、地方分権に伴う国の方針もあり、年々増加しておりますが、市としましては機能を重視し、利便性を損なうことのないよう、今後とも関係者の意向を踏まえて進めてまいりたいと思っております。

それから、この企業の敷地の北側に設置された農道につきましては、農地の所有者の方々が農作業に便利なようにとお互いに農地を出し合い、農道をつくる目的で農地法4条の申請があったもので、農業委員会において内容を審査し、県へ進達して許可がなされたと聞いております。また、仮登記のことにつきましては、所有者と仮登記設定者の関係であろうと思っておるところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議長 1 問目に対しての答弁いただきましたが、若干抜けている点もありましたので、2 問目の中で指摘をしながら、再度答弁をいただきたいというふうに思います。

それで、農業廃プラの関係でありますけれども、県の方の状況については、リサイクルをする、こういう施設については将来の課題というふうになっているというようなことでありますけれども、やはりこのことを私ども会派としても、これまでも提案しているわけでありますが、基本的にはリサイクルをしていくという、こういうふうな形にしていくべきだというふうに思っていますので、ただ、それぞれの市町村でというふうなのは不可能なことであり、広域的に対応すべきだというふうなことで、きょうと同じようにこれまでも市長からは県の方に強く要望しているというふうなことでありますが、ぜひもっともっと取り組みが本格的に進むようにお願いをしたいということで、再度要望をしておきたいと思います。

それから、寒河江市の取り組みの関係でありますが、ただいま市長からお話あったように、それぞれの支 所段階でまちまちの対応になっておったようです。寒河江の支所管内などは数年前からそれぞれの生産組合 だけでなくて、実行組合も連名で出して、そうすることによって、より多くに周知なるであろうというよう なことで、回収のお知らせのチラシなどもなるだけ多く行き渡るような手だてをとられておったようであり ますけれども、私のところの高松などは、先ほども申し上げましたようにブドウとさくらんぼの組合に入っ ていない人はだめというふうなことになっておったわけでありますので、この秋からは先ほども市長の答弁 にあったように、再度周知を徹底していきたいというふうなことでありますので、ぜひ、それぞれの地域で 各農家や、あるいは農家でなくても、今、兼業的なちょっとしたさくらんぼやブドウなどもあるという人、 ビニール、雨避けのテントをかけているわけでありますので、そういうものがきちっと回収されるように特 段の指導をお願いをしたいというふうに思います。

それから、各種委員会の関係でありますが、まず、一つ、地方自治法第 202条の 3 に基づいてつくられている委員会というのは寒河江市に幾つあるのか。この点、先ほど答弁なかったんで、これに基づいてつくられているやつが幾つで、あと、その他、市の条例や規則などでつくられているやつが何ぼあって、合計で幾らなのか、これを教えていただきたいと思います。

それからあと、委員の方々からもいろいろ言われるわけですけれども、委員の立場、選出するのはわかるんです。例えば寒河江市営住宅入居者選考委員会の場合、これは2条の組織ということで、1号委員は市議会議員を代表する委員2名、2号委員としては民生委員を代表する委員1名、3号委員として町会長を代表する委員1名、4号委員として各種団体を代表する委員1名、5号委員としては都市計画課長及び福祉事務所所長と、こういうふうな形になっているわけでありますけれども、例えばですね、議会を代表する委員2名となっているわけですから、今も出ていて、それぞれ2名を選出をするという形の中で議会の中で選びますね。したがって、選ばれた議員は、それぞれその選ばれた議員が委員という立場で個人的にいろいろ選考委員会の中では対応するわけです。

しかし、次の民生委員を代表する委員では、実際は寒河江市民生児童委員連絡協議会会長さんがなっているわけですね。そうするというと、会長さんはこの民生委員を代表する委員というようになっているから、民生委員の中での一定程度物事を審議する案件によって、こういう立場というか、代表なのか、あるいはそこの中から選ばれた個人として対応していいのかというのが戸惑うんだそうです。

たまたまこれは市営住宅の入居者選考委員なんていうのは、検討される中身が申請あった人を適当であるかどうかということを審議するわけだから、格別あれだというふうに思うんです。その他の幅広く審議する場合などは、自分らの組織でその案件について検討してからでないと言えないのだかとかという、こういう悩みがあるんだそうです。審議会の中でだれそれ会長はああいうことを言ったんでないかというふうに言わ

れっかしゃという悩みがあるんだそうです。

したがって、それぞれのジャンルから選出はされますけれども、された限りは、その委員個々人の立場でその中で対応していいのかどうなのか。こういうことを私は1問目でお尋ねをしたんです。あるいは事務方との打ち合わせもそういう趣旨でお尋ねをしますということを申し上げておったんですが、この点についてはっきりしたことなかったんです。

そして私は先ほど言ったように、議会から例えば2名挙げられれば、それぞれの立場で選ばれた委員がその委員として個人的に判断をしながら対応するというふうにしていますし、そういうことでいいのではないかというふうに私は思っているんです、それぞれの委員が。

したがって、そういう見解でいいのであるというふうなことであるならば、そういうふうなことをそれぞれの委員会の中で事務方の方から説明をして徹底しておいていただきたい。そうすることによって、今のような発言をする際に、あるいは意見を言う際にちゅうちょをするとか戸惑うという部分がなくなるのではないかなというふうに思っておりますので、この点についての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公開の関係でありますが、私は、地方自治体の附属機関なわけでありますから、寒河江市の情報公開条例はそれぞれの課なり委員会なりになっていますので、適用するんではないかというふうに思うんです、この委員会・審議会というものについては。行政の附属機関でありますから。そのもとである行政側の対応する機関が情報公開条例の対象になっておれば、それぞれの委員会というのも適用するのではないかというふうに私は思っておるんですが、このことについての見解をお聞かせをいただきたい。

そうしますというと、もうすべての、その附属機関については……、だからだめだとかなんかでなくて寒河江市の情報公開条例、今生きている条例が適用するのではないかというふうに思いますので、この点お聞かせをいただきたい。

また、執行機関の部分もあるわけでありますけれども、これについては、それぞれの、またこれも同じように当該する機関が情報公開の実施機関になっているかどうかによって出てくるのではないかというふうに思うわけであります。地方自治法の第 180条の 5、執行機関、この関係にしましても、例えば寒河江市では教育委員会とか選挙管理委員会とか、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などが、これは附属機関ではありませんけれども、 180条の 5 で執行機関としてあるわけでありますけれども、この中に、この行政委員会に関連して出てくるさまざまな審議会・委員会というのも、これまた、今言った機関は寒河江市の場合、情報公開条例の実施機関に入っているわけでありますから、そこの関係で出るものについても基本的には情報公開条例が適用するのではないかと。

しかし、それぞれの案件で、この部分で非公開としなければならないとかなんかという案件が出たときには、先ほどの市長の答弁どおり委員長さんが委員会に諮って対応するというふうなのは当然でありますけれども、基本的には情報公開条例が適用するんではないかと。このことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、偏った人選を避けていただきたいということで申し上げたんですが、先ほど兼職なり、あるいは在任期間の関係をお聞きをしましたら在任期間の最高の人は42年と。あるいは兼職については最高12というふうなことでありますけれども、国の方でも閣議の中でそういう兼務を、偏った人選を避けるというふうなことからして、何回も申し上げますが、任期は8年を限度、兼職数というのは四つ以内というふうなことにされているそうでありますが、例えば設置条例でも町会長連合会とか婦人会とか、いろいろあります。そして例えば町会長連合会から選出するというふうになっているとすれば、必ずしも連合会長でなければならないというものでなくて、そういう数をできるだけ1人の人に偏らせないとなれば、町会長連合会からは選出していただきますけれども、会長でなくて副会長さんとか、あるいは次、まだ、それでもいっぱいダブるんだとしたら、さらには町会長連合会の中から別な人を選ぶという、こういうふうなことをなどをやっぱり

していくべきでないかというふうに思うんですね。

その辺について、それぞれの団体から推薦をしてもらって決めているんだというふうなことですけれども、 やっぱり1人の人に偏らない、偏った人選をしないという基本的なことを持つならば、それぞれの団体に、 分散するような形で選出をしていただきたいという要請の仕方もあるのではないかというふうに思いますの で、こういうことについても考え方をお聞かせいただきたいし、12の兼職やあるいは42年なっているという ふうなことについて、市の方では何らかのお話をされてきた経過があるのかどうかもお聞かせをいただきた いと思います。

それから、次、土地の先行取得の関係で、開発公社と市の関係でありますけれども、もちろん私、違約金を取れとかなんかって言っているんでありません。これはたまたま金額的には金利負担も 100万円ぐらいのようであります。実質的には契約してから全部お金が入って開発公社のチェリークア・パークの民活用地の金、返済終わるまでに発生した利子は 527万円だそうでありますけれども、それを返された二つの会社に案分しますというと98万 8,000円ほどになるようであります。こういうものもあります。また、草を刈ったり、あるいはこれからどういうふうになるかですけれども、管理もしていかなければならないということもあると思います。

それで、たまたま今回は開発公社の経営状態もいいとか、あるいは金額も余り大きい負担でないと。だからいいのだというようなことでなくて、これがもし大きい金額でもうだめだというふうになった場合には、その間の負担もかかるわけでありますから、やっぱり何らかの形で考えることなども必要なのではないか。たまたま今回のケースは負担にならないわけでありますけれども、というふうなことで申し上げたところであります。

それから、国有地の払い下げの関係でありますけれども、仮登記というのは、所有者と仮登記設定者の関係というふうなことでありましたけれども、仮登記はなっているという、仮登記設定者の関係ということですから仮登記なっているということだと思うんですけれども、改めてこの点お聞きをしたいというふうに思いますが、まず、国有地の払い下げに関してさまざまな話が私どもにも寄せられました。昨年の春ごろには払い下げ既に上の方で決まっているんだそうだというふうな話も寄せられました。

また、農道の払い下げの話は以前からあったんだと。しかし、なかなか難しくて進んでいなかったんだと。 ところが、市長に平成6年から平成8年まで毎年50万円ずつ会社で政治献金したからその見返りに払い下げ になったのだ。こういうふうな話があるというふうなこともお聞きをしました。

私たちはそのようなことはないというふうに信じますが、丸菱食品から平成6年から平成8年までの3年間、50万円ずつの150万円、本当に佐藤市長の後援団体などに献金としてあり、これを受け取った事実があるのかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

また、農道などの国有地の払い下げに際して、制度上、利害関係者個々人からの同意は必要ないそうであります。土地改良区の同意でいいんだそうでありますが、周辺の耕作者と会社との話し合いなどもされているそうであります。そして、条件なども出されておるそうでありますので、適切な指導をお願いをしたいというふうに思います。

また、農業委員会の方にも御要望申し上げたいわけでありますが、農地法第4条でつくった農道が丸菱食品の仮登記になっているというのはどういう事情があるのかわかりませんけれども、先ほども市長は、双方の関係でしょうということでしたが、私としては理解に苦しむところであります。当時私も農業委員でありました。4条での申請でありますから、自分らの土地を出し合って道路をつくるということでありますから、なかなか理解に苦しむところであります。

したがって、現状を十分調査していただいて、市民に不信を抱かせないような適切な対処をお願いをした いというふうに思います。これは要望であります。このことについてもし農業委員会としての見解などあり ましたら、お聞かせをいただきたいと思いますが、市民に不信感を招くようなことのないように適切な対応 をお願いをしておきます。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かのお尋ねがございましたが、202条の3の数というのは、これはちょっとわかりません、私は資料等も持っておりませんからわかりません。これは202条の3といいますと附属機関ということでございまして、執行機関の附属機関ということで、ちょっと調べてみなければわかりません。その他条例に基づく云々というのも、これも調べてみなければわかりません。

それから、選出されたところの委員なりという方は、やっぱりその団体から、あるいはそのグループからということで選出されておるわけでございますから、やっぱりベースとしましてはその団体の意向というものを、あるいはその団体の考え方というものを踏まえて、審議会の中で、あるいは委員会の中で発言されるべきものだろうと思っております。

例えば、公益委員の立場から選ばれた方が、全く反対の労働者側委員からの立場で物を話すというようなことはあり得ないと私は思いますから、その団体、選出母体というものを踏まえた意見というものが出されるのじゃなかろうかなと、こう思います。

それから、附属機関云々のというような御質問がありましたが、御質問の内容がちょっと私にはわかりかねますので、また質問をいただければなと、このように思っております。

それから、国有地の払い下げの問題でございますが、これは払い下げになっているんだと思っております。

それから、政治献金云々また出てきましたけれども、いつ、幾らか、資金管理団体の方になされたか、これも調べてはみないとわかりませんけれども、献金をしておるからこういう状態が起こるんだと、起きたのでないかというようなことを申し上げられれば、私も全く心外でございますので、これは改めていただきたいと思っております。

そのほかのことは担当の方から、調べておるとするならば、担当の方から申し上げたいと思います。

佐竹敬一議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 それでは、私の方から答弁いたします。

地方自治法 202条の3の規定に基づくところの附属機関は28機関であります。その他が13でありまして、合計で41の審議会・委員会等がございます。

以上です。

佐竹敬一議長 川越議員、農業委員会に対しての答弁は要望だけにさせていただきます。

3問に入ってください。川越孝男議員。

川越孝男議員 何か言っていることとすれ違いの部分あるようですので、例えば何々の団体の代表というふうになっているわけですね。そうした場合には、そのジャンルから踏み越えてということを言っているんじゃないんです。代表となった場合に、その案件についてはその団体で態度を決めないというと言えないというふうなことになるんですかと。討議をして、機関としての物事を決定しないと、その委員会の中で発言できなくなるんですかという戸惑いがあるそうです。何々の団体の代表という形でいくと。なれて覚えている人はいいらしいんですが、新しくなって何々団体の代表。代表となっているというと、このことについておらだの団体でどうこうというのは議論してこなかったと。したがって、しゃべって後で「おまえ」というふうに言われると悪いという戸惑いがあるんだそうです。したがって、どうなんだということをお尋ねしたんです。

そしてそういうことをきちっと教えてもらうことによって、各委員の皆さんに理解をしてもらうことによって、さらに意見が活発に議論がされるのではないかという、こういうことでお尋ねをしたり、お願いをしたりしていますので、それが公益委員が労働側で言ってとかというふうに飛躍した極端な言い方をされるというと、私もこれまた心外でありまして、ぜひ市長、その辺御理解をいただきたいと思います。そしてお答えをいただきたいと思います。

また、政治献金の話も私はそういうふうなことはないというふうに信じますということを申し上げておりまして、しかし、そういう話があるもんですから、そういうことについてどうなんですかと。もらったという事実はどうなんですかということをお聞きしたんです。

ところが、資料ないというふうなことでありますので、議長、後で、ないと言うのであれば、手元になくてわからないというのであれば質問できませんので、しかし、この点については市民の皆さんから私ども厳しく御指摘をされたりしていますので、ぜひ調べていただいて教えていただきたい。それまで休憩なりなんなりもしますので、そのことについて議長、どういうふうにするといいか教えていただきたいと思います。でないと時間だけとりますので。

佐竹敬一議長 今すぐですか。今のこと。

(「休憩していていいのだか、後で教えてもらうようになるんだか」の声あり)ひとつ、時間が時間だとすれば、また再度この次の議会ということもあると思いますけれども、(「調べてすぐわかるでしょう」の声あり)その具体的な通告、そうした献金に対する通告とかというものがなっていない関係上、やっぱり調べていないと思います。

川越議員。

川越孝男議員 ぜひ、調べるとすぐわかるというふうに思いますので、後で教えていただきたいという、 だから、議長の方からもぜひそういうふうに取り計らいをお願いをしたいというふうに思います。

それから、では先ほど聞いた点についての答弁お願いします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 2 問で答弁申し上げたとおりでございまして、その母体の立場というものを踏まえて、代表でございますから、あるいは団体の長として委嘱あるいは任命されておるわけでございますから、その団体の意向というものを十分踏まえた御意見というものが審議会なり、あるいは委員会の席上で出されるものと思っております。

それに対しまして、当然、そういうことが団体の立場なりを代表しているんだということで発言なされる ものと、その議長なり、あるいは会長の職にあるものは受けとめておるんだろうと、このように思っており ます。

散 会 午後2時48分

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会します。 大変御苦労さまでございました。

平成12年9月13日(水曜日)第3回定例会

| 出席議員(22名) | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------|----|---------|------|----|----|-----|-------|-----------------|-----|------------------|----|
| 1番 | 佐 | 竹 | 敬 | _ | 議員 | | 2番 | 松 | 田 | | 孝 | 議員 |
| 3番 | 猪 | 倉 | 謙太 | 郎 | 議員 | | 4番 | 石 | Ш | 忠 | 義 | 議員 |
| 5 番 | 荒 | 木 | 春 | 吉 | 議員 | | 6番 | 安系 | 系子 | 市 | 美夫 | 議員 |
| 7番 | 柏 | 倉 | 信 | _ | 議員 | | 8番 | 鈴 | 木 | 賢 | 也 | 議員 |
| 9番 | 伊 | 藤 | 忠 | 男 | 議員 | 1 | 0番 | 髙 | 橋 | 秀 | 治 | 議員 |
| 11番 | 髙 | 橋 | 勝 | 文 | 議員 | 1 | 3番 | 新 | 宮 | 征 | _ | 議員 |
| 14番 | 佐 | 藤 | 頴 | 男 | 議員 | 1 | 5番 | 伊 | 藤 | | 諭 | 議員 |
| 16番 | 佐 | 藤 | 暘 | 子 | 議員 | 1 | 7番 | Ш | 越 | 孝 | 男 | 議員 |
| 18番 | 内 | 藤 | | 明 | 議員 | 1 | 9番 | 松 | 田 | 伸 | _ | 議員 |
| 20番 | 井 | 上 | 勝 | • | 議員 | 2 | 1番 | 那 | 須 | | 稔 | 議員 |
| 23番 | 伊 | 藤 | 昭二 | 郎 | 議員 | 2 | 4番 | 佐 | 藤 | | 清 | 議員 |
| 欠席議員(2名) | | | | | | | | | | | | |
| 12番 | 渡 | 辺 | 成 | 也 | 議員 | 2 | 2番 | 遠 | 藤 | 聖 | 作 | 議員 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 佐藤 | 誠六 | 市 | | 長 | | 松 | 村 | 真一郎 | 助 | | 役 | |
| 渋 谷 | 勝吉 | 収 | 入 | 役 | | 大 | 泉 | 愼 一 | 教 | 育委 | 員長 | |
| 奥山 | 幸助 | 選 | 管 委 | 員 長 | | 武 | 田 | 浩 | 農 | 業委員 | 会会長 | |
| 兼子 | 昭 一 | 庶 | 務 | 课長 | | 荒 | 木 | 恒 | 企 | 画調 | 整課長 | |
| 宇野 | 健雄 | 財 | 政 | 课長 | | 安 | 食 | 正人 | 税 | 務 | 課長 | |
| 井上 | 芳 光 | 市 | 民 | 课長 | | 石 | Щ | 修 | 生 | 活環均 | 意課 長 | |
| 安達 | 勝雄 | 土 | 木 | 课長 | | 片 | 桐 | 久 志 | 都 | 市計画 | 画課長 | |
| 安 彦 | 守 | 下 | 水 道 | 課長 | | 佐 | 藤 | 毅 | 農 | 林 | 課長 | |
| 那須 | 義 行 | 商 | 工観光 | : 課長 | | 鹿 | 間 | 康 | 地 | 域振り | 興課長 | |
| 芳 賀 | 友 幸 | 健 | 康福祉 | 上課長 | | 沖 | 津 | 志 郎 | 会 | 計 | 課長 | |
| 浦山 | 邦憲 | 水 | 道事業 | €所長 | | 布 | 施 | 崇一 | 病 | 院事 | 務長 | |
| 保 科 | 弘治 | 教 | 育 | 長 | | 石 | Ш | 忠則 | 管 | 理 | 課長 | |
| 草 苅 | 和 男 | 学 | 校教育 | 課長 | | 斎 | 藤 | 健一 | 社 | 会教育 | 育課長 | |
| | <u></u> | *1 | A /1 -4 | | | _ | ./- | | | | 季員会 | |
| 石山 | 忠 | 社 | 会体育 | 課長 | | Ξ | 瓶 | 正博 | | | 局長 | |
| 安孫子 | 正美 | 監 | 查 | 秀 昌 | | 松 | 田 | 英彰 | 監事 | | 委 員 局 長 | |
| ~10, 1 | <u> </u> | | 業委 | | | 14 | _ | /\ +/ | - - | 373 | , 5 K | |
| 真 木 | 憲一 | | 務 | | | | | | | | | |
| 事務局職員 | 員出席者 | | | | | | | | | | | |
| 安孫子 | 勝一 | 事 | 務 | 司 長 | | 鈴 | 木 | 一徳 | 局 | 長 | 補佐 | |
| 丹 野 | 敏 幸 | 庶 | 務 | 主查 | | 柴 | 崎 | 良子 | 調 | 查 | 主 查 | |

議事日程第4号

第3回定例会

平成12年9月13日(木)

予算特別委員会終了後開議

再 開

日程第 1 認第 1号 平成11年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

- " 2 認第 2号 平成11年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 3 議第 71号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 4 議第 72号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 議第 73号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- " 6 議第 74号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 7 議第 75号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- * 8 議第 76号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
- 9 議第 77号 寒河江市福祉事務所設置条例の一部改正について
- # 10 議第 78号 社会福祉法人に対する補助に関する条例の一部改正について
- " 1 1 議第 79号 寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
- # 12 議第 80号 市道路線の認定について
- # 13 議第 81号 字の区域及び名称の変更について
- " 14 請願第 9号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国 庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- " 15 陳情第 2号 青少年健全育成法の制定を求める意見書提出についての陳情書
- 〃 16 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1)総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3)厚生委員長報告
 - (4)建設委員長報告
 - (5)予算特別委員長報告
 - (6)決算特別委員長報告
- " 17 質疑、討論、採決
- " 18 議会案第11号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費 国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出について
- w 19 議会案第12号 青少年健全育成法の制定を求める意見書の提出について
- # 20 議案説明
- # 2.1 委員会付託
- " 22 質疑、討論、採決
- "23 寒河江市議会議員海外行政産業視察参加の承認について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前10時15分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は渡辺成也議員、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、8月29日及び本日13日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、認第1号から日程第15、陳情第2号までの15案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第16、委員会審査の経過及び結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。3番猪倉総務副委員長。

[猪倉謙太郎総務副委員長 登壇]

猪倉謙太郎総務副委員長 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月11日午前9時30分から市議会第2会議室において委員5名出席、当局より助役及び関係課長等の出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第76号、議第79号、議第81号の3案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第76号寒河江市行政手続条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11番髙橋文教経済委員長。

[髙橋勝文文教経済委員長 登壇]

髙橋勝文文教経済委員長 おはようございます。文教経済委員会における審査の経過と結果につきまして 報告を申し上げます。

本委員会は、9月11日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名中5名出席して開会いたしま した。

本委員会に付託になりました案件は、請願第9号、陳情第2号の2案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第9号学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度 を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑意見等 に入りました。

委員より、請願趣旨は極めて明快でそのとおりであり採択すべきであるとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第9号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号青少年健全育成法の制定を求める意見書提出についての陳情書を議題として、陳情文書 朗読の後、質疑意見等に入りました。主な質疑意見につきまして申し上げます。

委員より、願意は妥当であり採択すべきであるとの意見がありました。

委員より、願意はわからなくないしそのとおりだと思う部分も相当あるが、表現の自由などを奪う可能性のあるようなものや、かつての日本社会の美徳というようなことをもとにした道徳教育や倫理教育を強化すべきと言っているとすれば少し問題があると思う。もう少し精査、検討を要するのではないかと考え、継続して審査すべきであるとの意見がありました。

休憩を挟んで意見交換を行い再開しましたが、御報告するほどの質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論 を省略して採決の結果、陳情第2号は多数をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

厚牛委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月11日午前9時31分から、市議会図書室において、委員6名全員出席、当局より関係課長 等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第74号、議第75号、議第77号、議第78号の4案件であります。順 を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第74号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、介護円滑導入給付金は当初予算ではなかったのが新たに導入されたということだが、その経過について伺いたいとの問いがあり、当局より、国の方で国保中央会に基金を造成し、そこから市町村の保険者に交付される制度です。ことし5月になってから額が決定されたので当初予算には計上できなかったのです。給付金には三つの内容があります。一つには、収納率低下給付金、もう一つは収納対策給付金で、もう一つが国保保険者の広域化支援給付金というものです。今回の補正額740万円は保険税収納対策給付金で、介護納付金が国保税と一緒に収納になることで収納率に及ぼす影響への対策給付金ですとの答弁がありました。

議第74号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、腹部超音波はリースという形での更新か、それとも購入するということなのか。マンモグラフィーはいつから入るのか。その内容についてお聞きしたいとの問いがあり、当局より、腹部超音波についてはこれまで安いリースで対応していたが、いろいろトラブルもあるので購入することにしました。機種等については、医療機器購入選定委員会の中で検討し決定されます。マンモグラフィーについては当初予算で 1,015万円計上していましたが、性能のよい機種でないと判断できないということで 1 ランク上の機種に変更し今回の補正となったものですとの答弁がありました。

また、委員より、MRI購入のときは予定した価格と購入価格に大きな開きがあったと聞いている。購入に際しての契約はどのように考えているのかとの問いがあり、当局より、購入計画が出た段階でカタログ等を入手し、選定委員会で数社を選定し入札することにしております。機器の価格と実際の購入価格に相当の開きがありますが、予定価格を組んで入札しているところですとの答弁がありました。

議第75号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号寒河江市福祉事務所設置条例の一部改正についてと、議第78号社会福祉法人に対する補助に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題とし、当局の説明を求め、初めに議第77号について質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号について質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上をもって厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

[松田伸一建設委員長 登壇]

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月11日午前9時30分から2階会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第72号、議第73号及び議第80号の3案件であります。

一たん休憩し、市道の認定にかかわる現地調査を行った後、審査を再開いたしました。順を追って審査の 内容を申し上げます。

最初に、議第72号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、駅前広場のどの部分を融雪調査設計しているのか。その融雪方法はどうなるのかとの問いがあり、当局より、設計委託料は800万円、融雪方法は地下水の熱を交換し利用する方式で、駐車場、歩道、駅前広場を含む約4,000平方メートルを行うものですとの答弁を得ております。

委員より、JRに対する補償の額は幾らかとの問いがあり、当局より、駅舎のほか建物11棟、給油施設、電気・機械設備、バスによる運転代行 227日、約 2,500台のバス運行料を含む19億 3,117万 2,000円を見込んでおりますとの答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第72号は全会一致を もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、特環の事業が当初の見込みよりおくれぎみのようだが、現在の進捗率はどうなのかとの問いがあり、当局より、当初の工事区間が深いところで特殊な工事が多く、メートル当たりの工事費も高くなっておりおくれぎみだったが、予算も段階的にふえており、これからは浅い工事区間となり進捗率向上を期待しておりますとの答弁を得ております。

そのほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第73号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号市道路線の認定についてを議題として、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、市道に編入される場所で普通車のすれ違いが困難な場所があるが、その対応をどうするのかとの問いがあり、当局より、県の方で路肩の補強やガードレールの取りかえなどの工事発注が済んでおり、現在より改善される見込みであり、集落内の生活車中心となり交通量の緩和も見込まれますので、狭いところでのすれ違いも緩和されるものと考え、今後の推移を見守りたいとの答弁を得ております。

そのほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第80号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。 9 番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月1日午前10時30分から、本議場において委員23名中21名出席、当局からは市長初め助役、 収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第71号平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)であります。

議第71号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。主な質疑を申し上げます。

一つ、財産収入の場所、面積、理由について。一つ、地方道路整備事業債の減額について。一つ、中山間地域等直接払い交付金の該当要件、人数について。一つ、土地利用講演会講師謝礼について。一つ、松くい虫の被害の拡散の状況、被害樹の量、市の対策の基本方針について。一つ、除雪機械洗車場の設置場所について。一つ、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金の減額について。一つ、市民文化会館舞台の改修工事の内容、舞台の状況について。一つ、鶯沢川の災害復旧の場所、危険箇所の事前調査と災害の未然防止について。一つ、寒河江市産業立地促進資金貸出金は、フローラ・SAGAEに出展する方も受けられるのかについて。一つ、貸付金は何社分なのか。一つ、工場の操業の時期、雇用の拡大についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日13日午前9時30分から、本議場において委員23名中21名出席、当局からは市長初め助役、収入 役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第71号について各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第71号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。17番川越決算特別委員長。

[川越孝男決算特別委員長 登壇]

川越孝男決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月12日午前9時30分から本議場において、委員22名中20名出席、当局からは市長初め助役、 収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号平成11年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第2号平成11年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての2案件であります。

認第1号及び認第2号を一括議題として、議案説明の後に、監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第1号平成11年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、医師不足への対応策について。一つ、市立病院の評判について。特に、患者に対する内科医の対応及び医療機器を活用する技術について。一つ、医師の研究、研修の充実及び予算の増額について。一つ、研究、研修費からの医師会費支払いについての疑問について。一つ、市民の利用率について。一つ、経営管理委員会の構成について。一つ、一般会計からの繰入金と純利益に対する監査委員の見解について。一つ、リハビリ患者の土曜日等の診療についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第1号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと 決しました。

次に、認第2号平成11年度寒河江市水道事業会計決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、有収率が良好と判断される基準についての監査委員の見解について。一つ、無効、無収水量がふえた原因及び減らす対応策について。一つ、メーター器交換時における取りつけ部金具などの交換の指導についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略し採決の結果、認第2号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第17、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第71号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

議第75号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

議第76号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

議第77号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

議第81号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

請願第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第9号は採択することに決しました。

陳情第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第18、議会案第11号及び日程第19、議会案第12号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第20、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第11号及び議会案第12号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第21、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第11号及び議会案第12号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第22、これより質疑、討論採決に入ります。 議会案第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

議会案第12号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。

よって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

寒河江市議会議員海外行政産業視察参加の承認について

佐竹敬一議長 日程第23、寒河江市議会議員海外行政産業視察の参加についてを議題といたします。 東北市議会議長会主催の平成12年度海外行政産業視察の参加について、伊藤 諭議員並びに松田伸一議員 より参加承認願いが提出されております。

お諮りいたします。

この参加承認願いのとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、参加承認願いのとおり承認されました。

閉 会 午前10時55分

佐竹敬一議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。 これで平成12年第3回定例会を閉会いたします。 大変御苦労さまでございました。 寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一 会議録署名議員 髙 橋 秀 治